

西条市・東予市・丹原町・小松町  
新市将来構想（案）

平成15年2月

## 目 次

序 将来構想について	3
1. 地域のあらましと課題	4
(1) 西条市	4
(2) 東予市	9
(3) 丹原町	14
(4) 小松町	19
2. 合併の背景と必要性	24
(1) 国を中心とする合併の流れ	24
(2) 愛媛県による合併への取り組み	27
(3) 時代潮流からみた合併の必要性	29
(4) 2市2町の特性からみた合併の必要性	34
(5) 住民意向の状況	48
3. 合併の効果	51
(1) 生活利便性の向上	51
(2) 新たな都市イメージの形成	52
(3) 一体的・効果的なまちづくりの展開	53
(4) 行財政の効率化・高度化	54
4. 合併により懸念される事項とその対応	56
(1) 地域格差が生まれる	56
(2) 税金や公共料金など住民負担が増大する	56
(3) 行き届いた行政サービスが提供されなくなる	56
(4) 地域の個性や伝統が失われる	57
(5) 住民の意見が反映されにくくなる	57
5. まちづくりの基本理念・将来像	58
(1) 各市町の将来計画	58
(2) 活かすべき地域の特長	59
(3) まちづくりの方向性	61
(4) 将来都市像	63
(5) 将来フレーム	64

6 . 土地利用構想	7 2
( 1 ) 基本的な考え方	7 2
( 2 ) 土地利用の方針	7 2
7 . まちづくりの体系	7 4
( 1 ) 健康で幸せな暮らしの実現	7 4
( 2 ) 自然環境豊かな地域の形成	7 6
( 3 ) 安心して快適に暮らせる生活基盤の整備	7 8
( 4 ) 豊かな心を育てる教育・文化の創造	8 0
( 5 ) 活力ある産業の育成	8 2
( 6 ) まちづくりをすすめるために	8 4
8 . リーディング・プロジェクト	8 6
( 1 ) 「健康で幸せな暮らしの実現」に関する重点事業	8 6
( 2 ) 「自然環境豊かな地域の形成」に関する重点事業	8 8
( 3 ) 「安心して快適に暮らせる生活基盤の整備」に関する重点事業	9 0
( 4 ) 「豊かな心を育てる教育・文化の創造」に関する重点事業	9 2
( 5 ) 「活力ある産業の育成」に関する重点事業	9 3
( 6 ) 「まちづくりをすすめるために」に関する重点事業	9 5
西条市・東予市・丹原町・小松町新市将来構想まとめ	9 6

## 序 将来構想について

現在わが国は、政治、行政、経済、社会等のあらゆる分野において、大きな転換期を迎えており、新しい時代に対応した構造変革が要求されている。

国においては、従来の中央集権型制度から、規制緩和<sup>※1</sup>や地方分権の推進を通じた行政機構の再編が進められている。また、地方においては、この流れを受け止め、住民の視点に立ち、自己責任原則に基づく地域運営が強く求められている。

このような状況の中で、今後の地方自治体の役割に適切に対応するための体制づくりとして、市町村合併の機運が急速に高まっており、合併特例法の期限である平成 17 年 3 月を目標とした動きが、全国で進められているところである。

西条市、東予市、丹原町、小松町の 2 市 2 町においても、かねてより合併に関する取り組みを展開してきたが、平成 14 年 7 月 1 日の任意合併協議会の設立に続いて、同年 10 月 1 日に法定合併協議会を設置し、必要な検討・協議を進めているところである。

この「新市将来構想」は、合併協議会の取り組みの一環として、社会潮流や住民の意向あるいは地域の現状等を踏まえたうえで、2 市 2 町における合併の方向性や将来のまちづくりの基本的な考え方を示し、さらに取り組むべき施策を体系化して示すものである。

また、将来構想を通じて、2 市 2 町が今後の進むべき道を明確にするだけでなく、住民における合併への意識・理解度を高めることを目的としている。

今後、将来構想に引き続いて、「新市建設計画」を策定し、具体的な取り組みについてさらに整理することにより、円滑な合併に向けての検討を進めていくこととしている。

---

※1 「規制緩和」 許可・認可など行政による各種の法規制を緩和することによって、特に企業活動の活性化を図ろうとする取り組み。

## 1. 地域のあらましと課題

### (1) 西条市

#### 地勢

愛媛県の東部中央に位置し、瀬戸内海の燧灘に面している。四国山地中屈指の高山群で形成する石鎚連峰を背に、市域の約 73%は山地となっており、これらを源流とする加茂川が市域中央部を貫流して燧灘に注いでいる。

加茂川中流域においては、大量の表流水が地下に伏流し、全国でもまれな自噴水が 800ha にわたり見られる。これは、古くから「うちぬき」と呼ばれ、市民から親しまれるとともに、重要な生活用水となっている。

温暖な気候、豊富な地下水、肥沃な農地に恵まれており、遠浅の海岸を利用して臨海部には大規模な工業用地が造成されている。

○面積	230.53 km <sup>2</sup>
○広ぼう	東西 15.3km 南北 22.4km

#### 歴史

西条は、寛文 10 (1670) 年、紀州藩徳川頼宣の 2 男松平頼純が藩主となってから明治維新まで 200 年間城下町として栄えた。

大正 14 年 2 月に西条町・玉津村・大町村・神拝村がまず合併した。その後昭和 16 年 4 月、隣接する氷見町・飯岡村・神戸村・橋村と合併し、県下 6 番目の市制を施行した。この際、昔からこの地域の総称である「西条」を市名に決定した。昭和 31 年 9 月、山間部の大保木村・加茂村と合併、大生院村の一部を編入して現在に至っている。

昭和 39 年に東予新産業都市の指定を受け、順調な企業立地が工業都市化を進め、新たなイメージの工業地帯を形成しつつある。

西条という地名は条里制<sup>※2</sup>に起因するものと言われており、新居浜市角野にあった深谷寺の古文書に「島山以东を東條といい、島山以西を西條という」とあったとされ、鎌倉末期のものとして推定される文書に「新居西條庄」という記述がある。

---

※2 「条里制」 日本古代の耕地の区画法。

## 人口

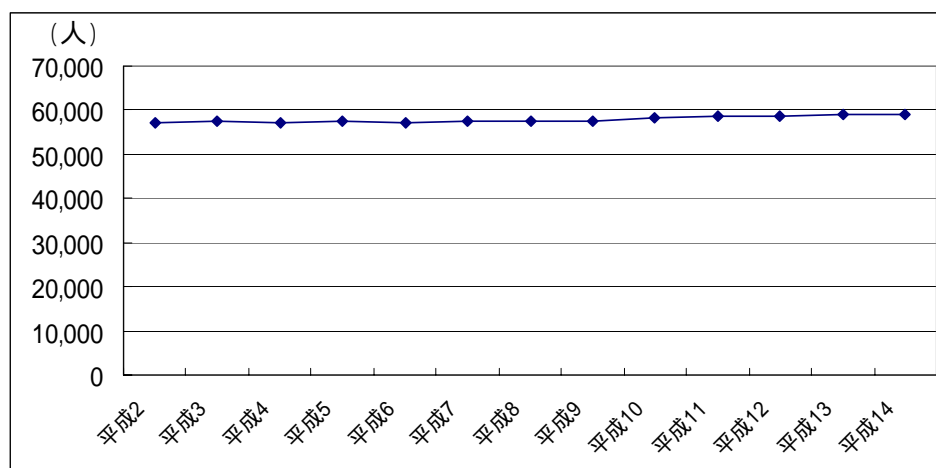
平成 14 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口は 59,147 人となっている。最近約 10 年間は 6 万人弱でほぼ横ばいであるが、平成 6 年以降は若干ながら増加が続いている。

愛媛県全体で人口の減少が続く中、わずかではあるが増加が続いていることは、県内自治体では非常に貴重な例となっている。

また、1 人の女性が生涯に出産する子どもの平均数を示す合計特殊出生率は、平成 11 (1999) 年の実績で 1.66 人となっており、全国レベルの 1.34 人を上回るとともに、周辺自治体と比べても比較的高い水準にある。

とはいえ、人口水準を保つために必要とされる 2.08 には及ばず、また平成 14 (2002) 年 3 月 31 日現在の高齢化率 (65 歳以上の人口比率) は 21.5%と、全国平均の 17.2%を上回っている。そのため、西条市においても、人口高齢化の流れが今後急速に進むことが懸念されている。

図 西条市の人口 (住民基本台帳人口) の推移



出典：住民基本台帳人口 (各年 3 月 31 日現在)

## 産業

良質で豊富な地下水に恵まれているため、戦前から工業立地が進んでおり、特に昭和 39 (1964) 年の東予新産業都市の指定や、昭和 48 (1973) 年の黒瀬ダムの完成を機に工業都市への道を加速した。

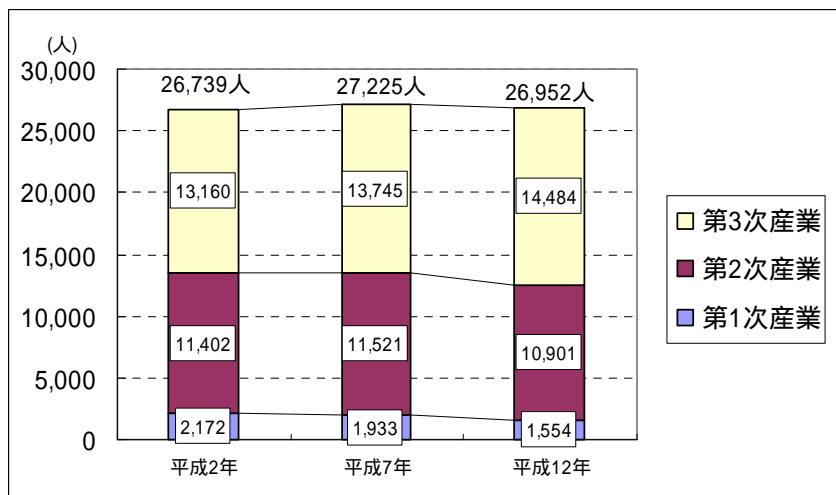
さらに近年、瀬戸内圏域では数少ない大規模臨海工業用地の造成により、半導体製造工場やビール工場、造船工場等の立地が進み、四国屈指の工業都市としての発展を遂げている。

市内総生産 (平成 11 年) は 2,472.1 億円で、第 2 次産業がそのうち 1,331.7 億円と

過半を占め、第3次産業は1,113.9億円となっている。

産業別就業者数の変化をみると、製造業を中心としながら、最近では第3次産業の比率も高まってきている。

図 産業別就業者数の推移



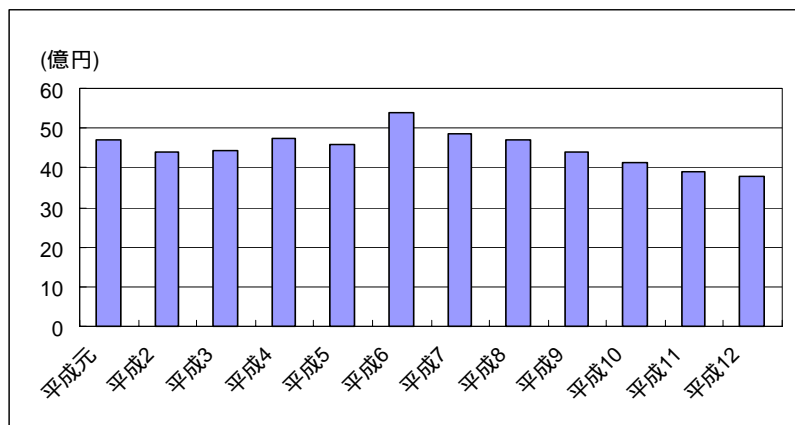
出典：国勢調査（合計には産業分類不能の就業者数を含む）

・農林水産業

農業については、都市化とともに産業としての比重が急速に低下しており、農業粗生産額も減少している。

林業は、近年木材需要の低迷を背景に、厳しい状況が続いている。また、市内に3漁協がある水産業については、近海を漁場とする漁船漁業や海苔養殖が中心となっているが、従事者の高齢化・後継者不足という課題を抱えている。

図 農業粗生産額の推移



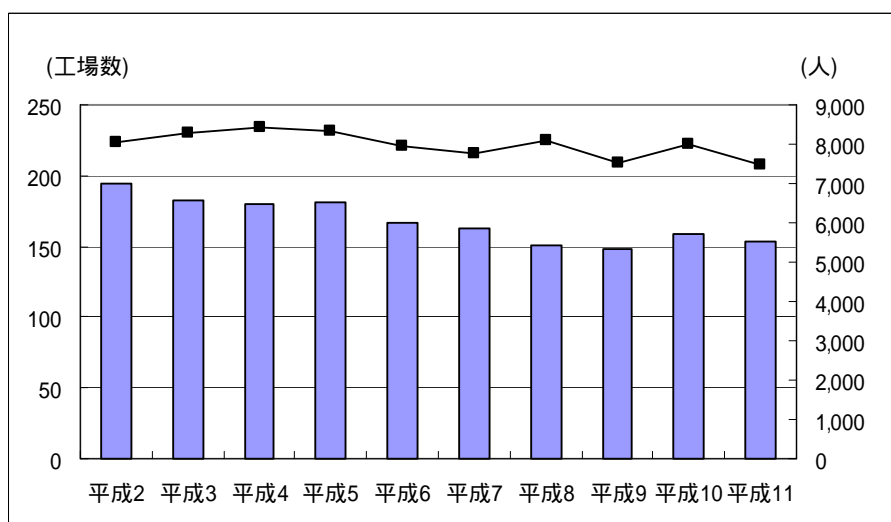
出典：生産農業所得統計

## ・工業

沿岸部において、数次にわたる埋め立てが行われた結果、製造業の立地が促進された。特に昭和 50 年から 324ha の大規模な臨海部工業用地の造成が推進され、西ひうち（2 号地）には多くの企業が立地している。

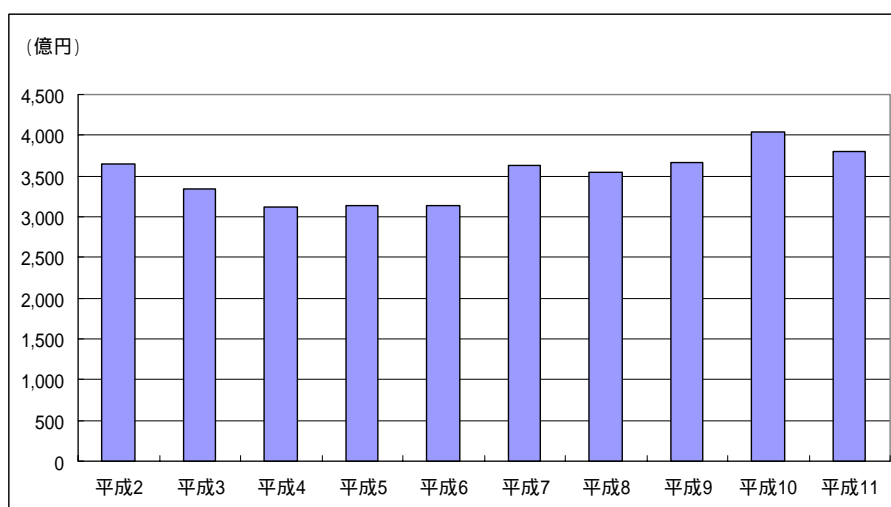
工場数と従業者数は、近年、若干減少気味であるが、製造品出荷額はその間も増加している年があり、国際競争が激化する中で比較的健全な状況を保っているといえる。

図 工場数・工場従業者数の推移



出典：工業統計

図 製造品出荷額の推移



出典：工業統計

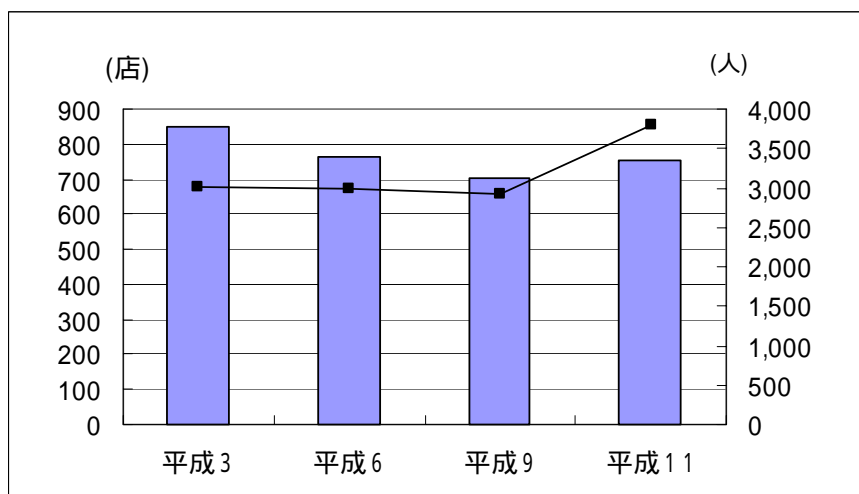


・商業

地域の商業機能として特に小売業に着目すると、商店数と従業者数は平成6年以降いったん減少したが、平成11年に再び増加に転じた。また、年間販売額は増加を続けている。

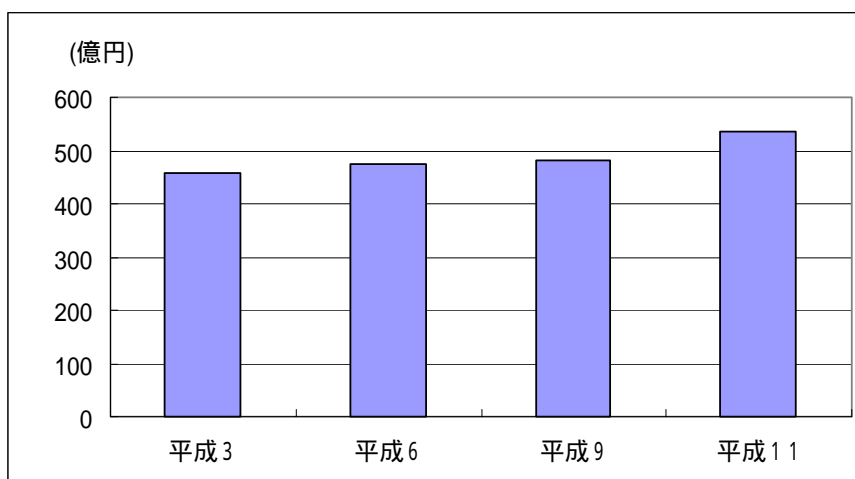
しかしながら、いずれの数値も、県内他都市と比較した場合、やや低い水準となっている。

図 小売業商店数・小売業従業者数の推移



出典：商業統計

図 小売業年間販売額の推移



出典：商業統計

## (2) 東予市

### 地勢

市域東側は瀬戸内海に面し、道前平野の北西部に広がっており、北は今治市、西は越智郡玉川町、南は丹原町と小松町、南東の沿岸部ではわずかに西条市と接している。

市内を2級河川「中山川」の他、数本の河川が流れ、南に石鎚山を主峰とする四国山地をひかえ、市域内には標高1,000m級の山並みが西側に連なっている。また、瀬戸内海沿岸は埋立地が大半を占めているが、市域北端の河原津地区に、地域内では貴重な自然海浜を一部残している。

○面積	73.89 km <sup>2</sup>
○広ぼう	東西 14.3km
	南北 10.2km

### 歴史

明治22年市制町村制の施行とともに壬生川村を組織し、同34年6月町制施行により、壬生川町となる。昭和15年10月多賀村と合併した後、同30年1月国安村、吉岡村、吉井村、周布村の4村と合併し、新しい壬生川町となった。一方、同30年三芳村、楠河村、庄内村の合併により成立した三芳町と同46年1月に合併し、東予町となり、同47年10月市制を施行した。

古くから穀倉地帯及び阪神地域との商業港として栄えてきたが、昭和39年に東予新産業都市の指定を受け、大型企業が進出、昭和63年の愛媛テクノポリス<sup>※3</sup>指定や平成11年の今治小松自動車道の開通により一層の飛躍が期待されている。

昭和46年に壬生川町と三芳町が合併した際に、「東予は愛媛県の東の地域として、古くから呼称されているものであるが、この地域は東予の中心であり、かつ、港湾の名称も東予港となっており、港名と町名が一体であることは、ごく自然である。また、この地域が純農村地帯より脱皮して、東予新産業都市の中心的役割をもつ田園工業都市として、飛躍するなかで（以下略）」という理由で新町の名称として「東予町」となり、今日に至っている。

---

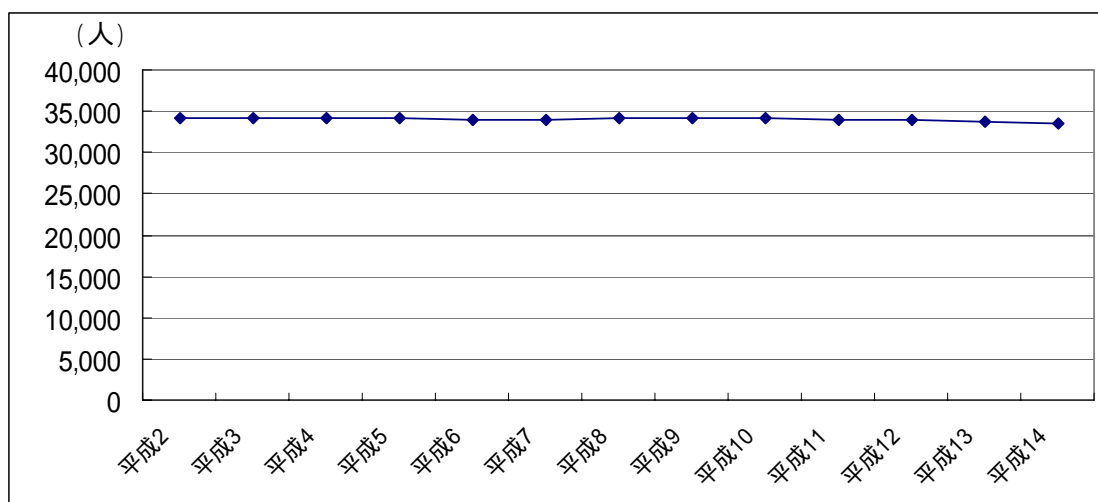
※3 「テクノポリス」 高度技術集積都市。先端技術産業を各に大学・研究機関の誘致などにより地域経済振興をはかるもの。通産省（当時）の構想で、昭和58年法制化された。

## 人口

東予市の人口は、昭和 60（1985）年を境に減少傾向に転じた。平成 14（2002）年 3 月 31 日現在（住民基本台帳人口）では 33,498 人となっている。特に近年、自然動態（出生数－死亡数）、社会動態（転入者数－転出者数）とも減少が目立つようになった。

一方、65 歳以上の高齢者人口は、平成 14 年 3 月 31 日現在で 8,073 人と、人口の 24.1% を占めている。

図 東予市の人口の推移



出典：住民基本台帳人口（各年 3 月 31 日現在）

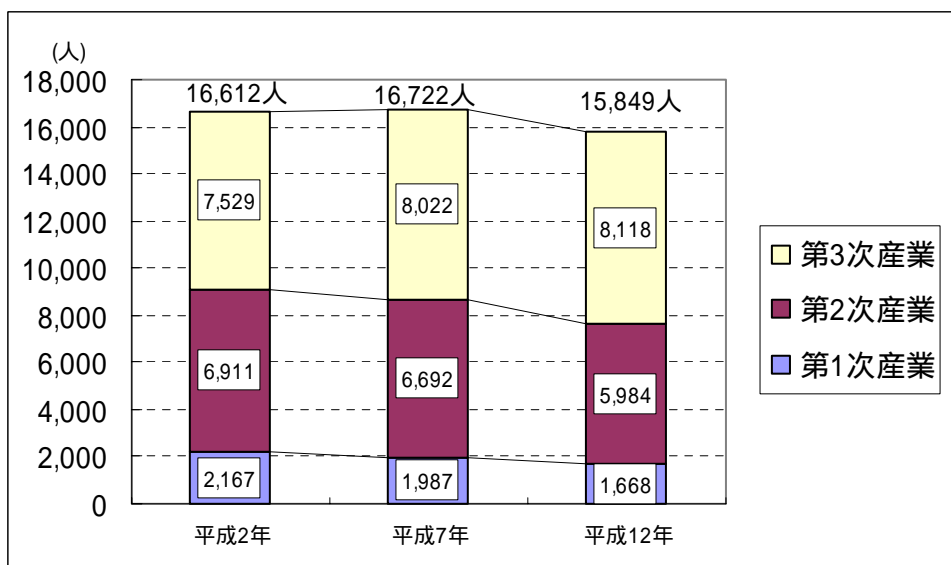
## 産業

平成 12 年国勢調査における就業者数は 15,849 人で、第 1 次産業が約 10.5%、第 2 次産業約 37.8%、第 3 次産業が約 51.2%で、初めて第 3 次産業が過半数を占めることとなった。平成 7 年と比較すると、就業者数全体で 1,000 人近く減少した。第 1 次産業の減少がやや目立つものの、サービス業を中心とする第 3 次産業が増加をみせている。

なお、市内総生産額を産業別にみると、第 2 次産業（581.3 億円）と第 3 次産業（570.6 億円）がほぼ同額であり、就業者数に比べて、生産額では第 2 次産業の位置づけが強い状況となっている。

東予市の産業構造全体としては、製造業も多いが、最近第 3 次産業へのシフトを強めつつあると言え、西条市と類似した傾向となっている。

図 産業別就業者数の推移



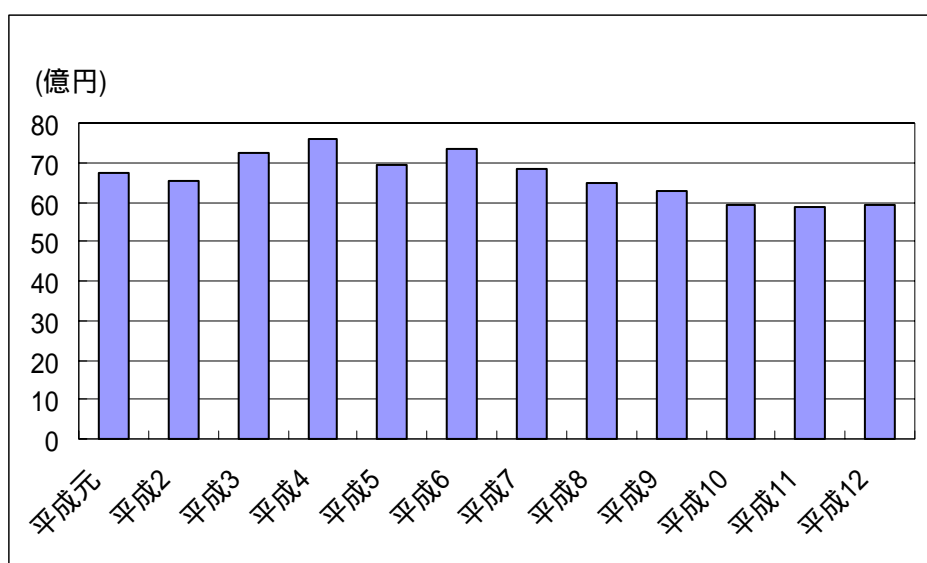
出典：国勢調査（合計には産業分類不能の就業者数を含む）

・農林水産業

農業については、古くから県下有数の穀倉地帯として米を中心とした営農が進んできた。しかしながら、農業従事者の長期的な減少・高齢化が続いている状況にある。

また、林業、水産業に関しても、全体的に減少する方向にあり、地域の産業全体に占める比重が低くなっている。

図 農業粗生産額の推移



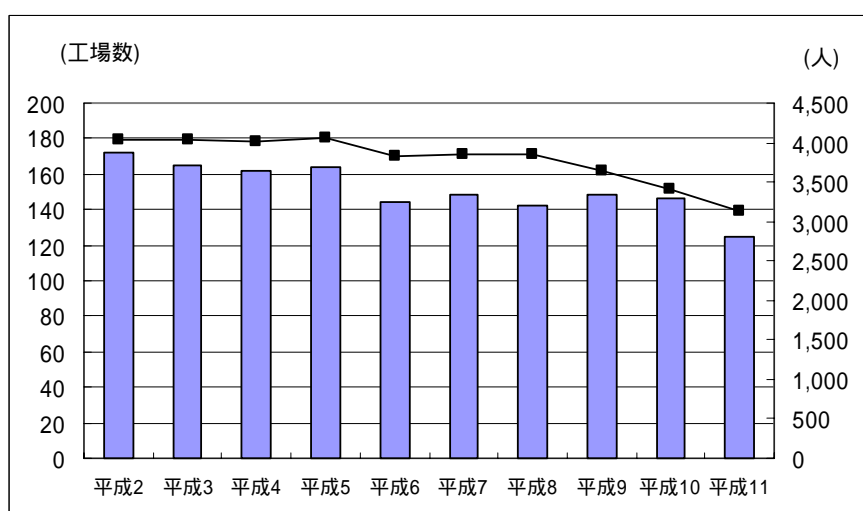
出典：生産農業所得統計

## ・工業

工業については、繊維関連業種への一定の集積が見られるが、愛媛県が事業主体となっている東予インダストリアルパークには、鋼板製造など、大規模工場の立地も進んでいる。また、内陸部各地域には、繊維、製紙、鉄工、加工組立等、中小の工場が散在している。

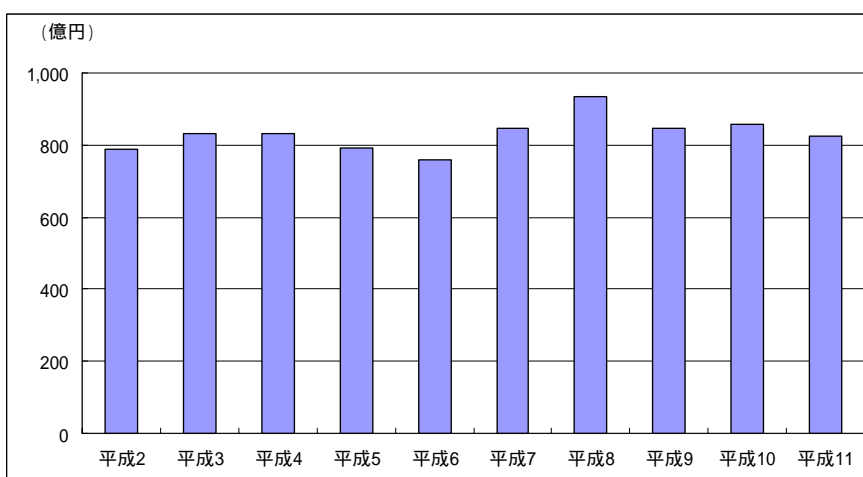
近年、工場数、従業者数ともやや減少しているが、製造品出荷額については、ほぼ横ばいの状況である。

図 工場数・工場従業者数の推移



出典：工業統計

図 製造品出荷額の推移

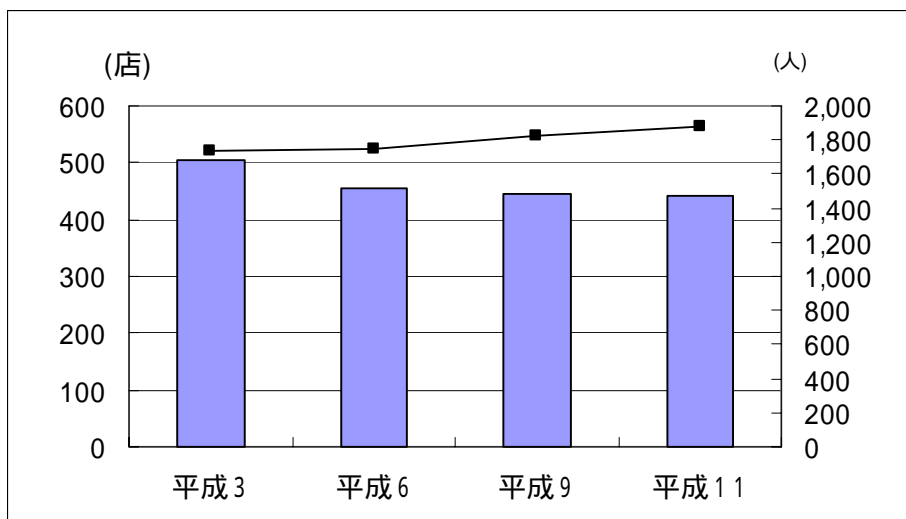


出典：工業統計

・商業

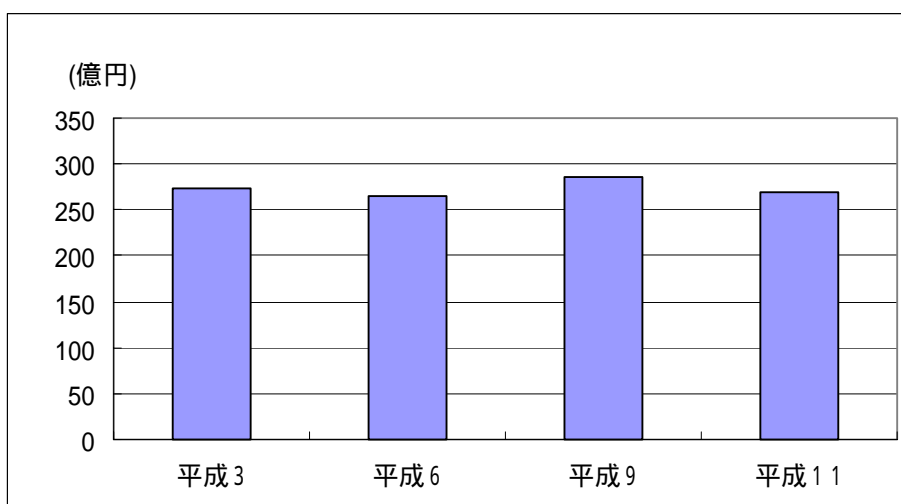
市内の商業については、経営規模の小さい零細な小売店が中心であり、最近、県道壬生川丹原線などの幹線道路に沿道型の小売店が立地しているものの、全体として商業機能はあまり集積がみられない状況にある。

図 小売業商店数・小売業従業者数の推移



出典：商業統計

図 小売業年間販売額



出典：商業統計

### (3) 丹原町

#### 地勢

道前平野の南西部に位置し、南は石鎚山を主峰とする四国山地を経て上浮穴郡面河村と接し、西は高縄山地を間に川内町と重信町に、北は東予市、東は小松町に接している。

町域は扇状をなしており、町域北部の平坦部は標高 10m から 200m の比較的平坦な地形であり、東西に流れる中山川に沿った平地部は、県下屈指の農業地帯となっている。

国道 11 号から南側の区域は、標高 200m から標高 1,680m の堂ヶ森に続く険しい山岳となっており、志河川、鞍瀬川沿いに集落が散在している。

○面積	129.10 km <sup>2</sup>
○広ぼう	東西 12.5km
	南北 19.0km

#### 歴史

丹原町は正保元（1644）年、時の藩主が物資の流通と商業活動を奨励するために、現在町の中心の商業地域となっている辺りに新たに町を作り、商業地として保護を受け、他村よりの商家の移住を奨励して周布郡内における唯一の商業地として発達させた。「松の町」と呼ばれて栄え、現在もその名残がある。

武家政治が終わり、愛媛県が誕生した当時、丹原町は 28 ケ村（現在の大字にあたる）を数えていたが、市制町村制の施行により、明治 23 年村が合併し、桜樹村・中川村・田野村・福岡村・徳田村が誕生して自治体の基礎ができた。その後、大正 2 年 12 月福岡村が町制をしき「丹原町」が発足した。

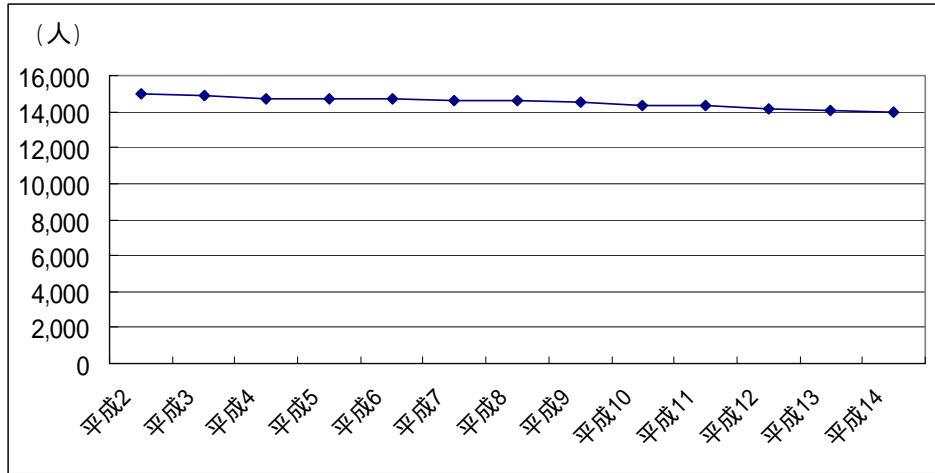
昭和 28 年、町村合併促進法が定められ、昭和 30 年 4 月丹原町と徳田村が合併して丹原町に、同年 7 月中川村と桜樹村が合併して中川村となり、翌 31 年 9 月丹原町・田野村・中川村が合併し現在の丹原町が誕生した。なお、この合併にあたって、桜樹地区の滑川全域と明河の九騎・海上地域は分離して温泉郡川内町に合併した。

#### 人口

人口は平成 14 年 3 月 31 日現在、13,942 人となっている。丹原町では、最新の合併時である昭和 31 年から、転出人口が転入人口を上回るようになり、人口減少が始まった。また、昭和 62 年以降は、出生数より死亡数の方が多い自然減に転じている。この間、特に 20 歳代の若年層の人口減少が目につく状況となっている。

また、65 歳以上の人口は 3,716 人を占め、その割合は 26.7%となっている。この割合は、愛媛県平均の 22.0%を上回っており、高齢化が進行している。

図 丹原町の人口の推移



出典：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

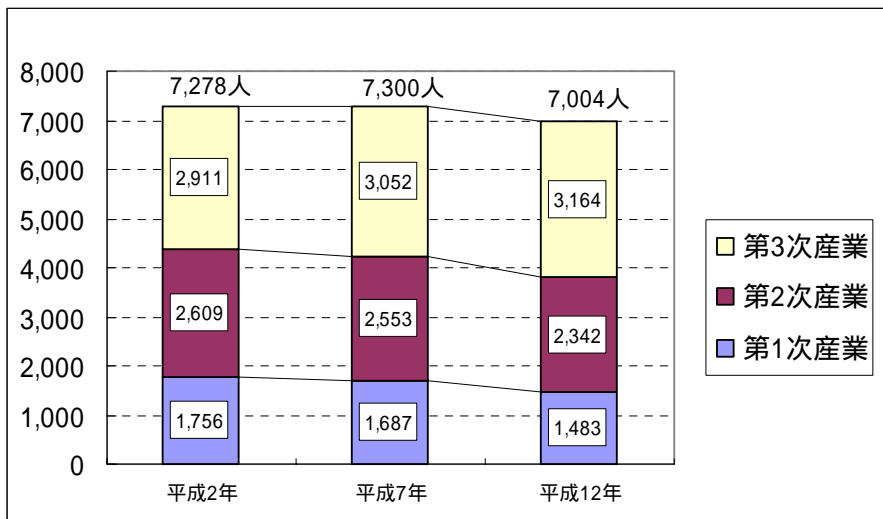
**産業**

第1次産業の就業者の割合が21.2%と、2市2町の中で際だって高くなっている。

また町内総生産でも総額359.3億円のうち9.2%にあたる33.0億円を第1次産業が占めている。

なお、最近の就業者数の推移を見ると、丹原町においても、全体的には第3次産業への転換がうかがえる。

図 産業別就業者数の推移



出典：国勢調査（合計には産業分類不能の就業者数を含む）



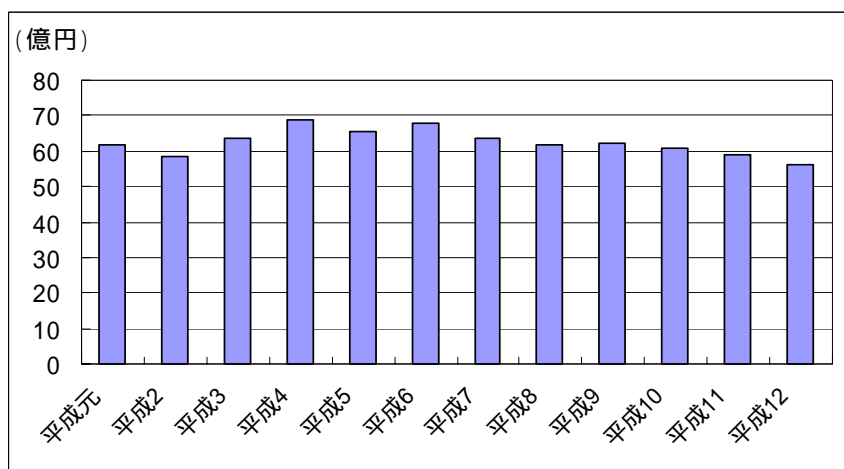
## ・農林業

町内では、米のほか、生産量日本一を誇る愛宕柿や、温州みかんを中心とする果樹と、きゅうり・菊・バラ等のハウス園芸など、多様な農産物が生産されている。

農業粗生産額の推移では、若干の変動があるものの、大きな傾向としてはほぼ横ばいを保っている。

また、後継者の不足、従事者の高齢化は農林業ともに課題となっており、適切な農林業振興策が期待される状況である。

図 農業粗生産額の推移

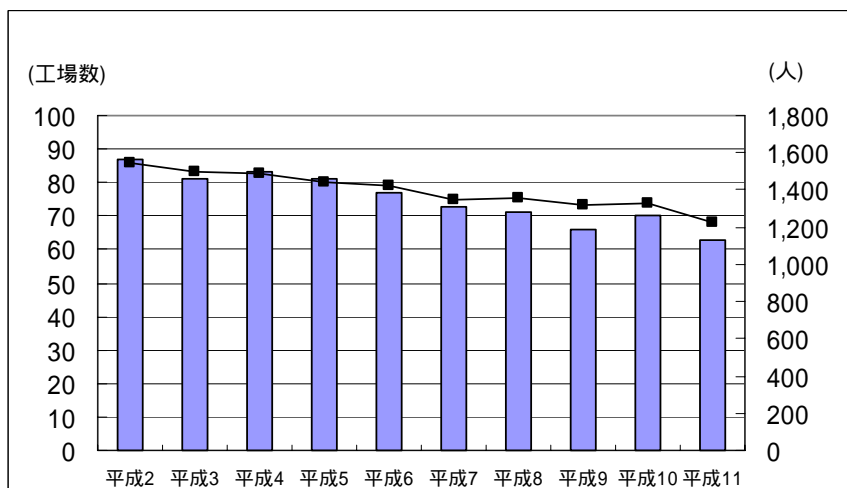


出典：生産農業所得統計

・工業

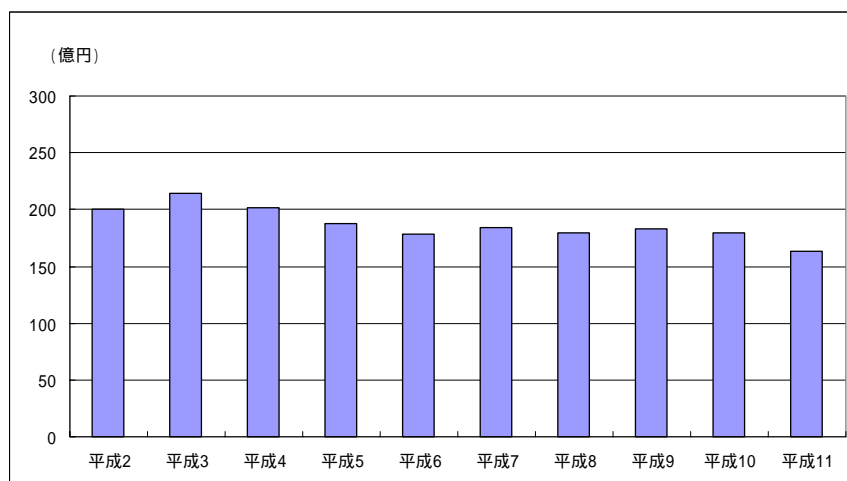
町内の工場は比較的小規模な事業所であり、地域経済に占める比重は、2市2町の中で最も低くなっている。

図 工場数・工場従業者数の推移



出典：工業統計

図 製造品出荷額の推移



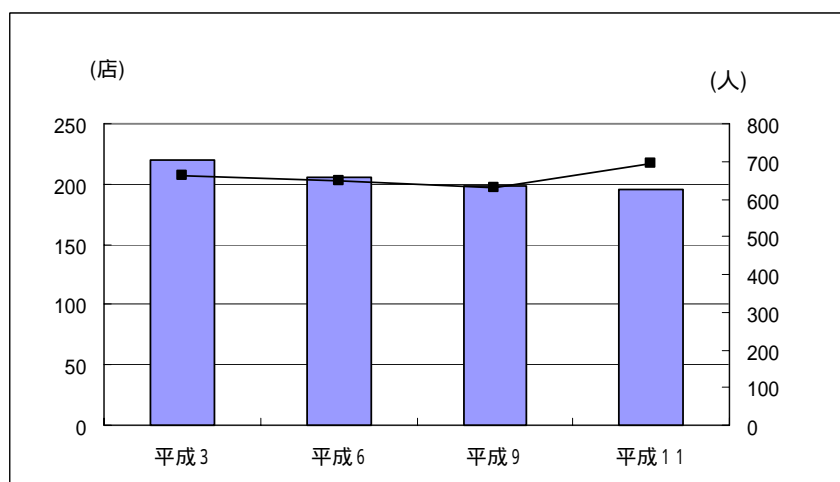
出典：工業統計

## ・商業

役場周辺の丹原商店街等、町内には古くからの商業集積がみられるが、町内購買率は低く、地元購買額の概ね4割が町外に流出している（平成6年度街おこし事業報告書）とされている。

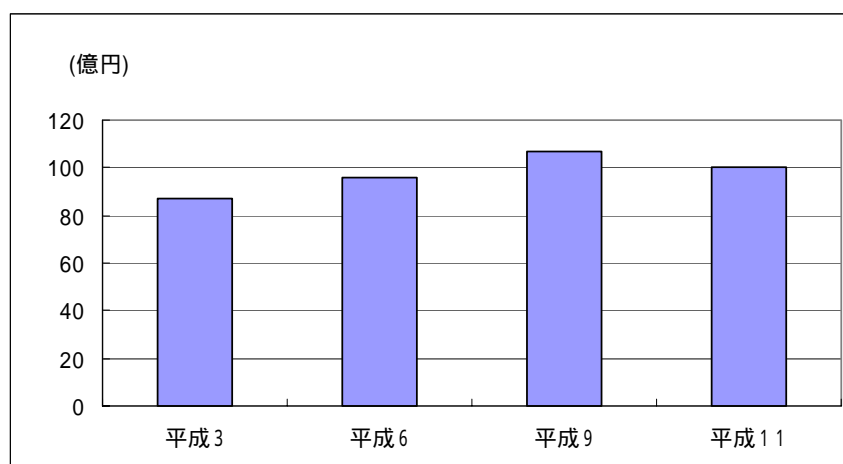
丹原商店街で行われる「丹原七夕夏まつり」は地域でも有数の集客イベントでもあり、地域密着型の商業の再整備が期待される場所である。

図 小売業商店数・小売業従業者数の推移



出典：商業統計

図 小売業年間販売額



出典：商業統計

## (4) 小松町

### 地勢

道前平野の南東部に位置し、北は東予市、西は丹原町、東は西条市、南は面河村に接し、自然に恵まれた農村地帯に位置している。

中山川右岸沿いに開けた北端の平坦地に市街地がほぼ集中しており、町域南部に標高1,982mの石鎚山頂が位置し、これから続く森林が広がっている。

特に大字石鎚地区は、石鎚山より南北に向かって急峻な山岳地帯であり、民家や耕地の点在する部分は標高600m以下の山麓の急斜面地帯となっている。

○面積	76.26 km <sup>2</sup>
○広ぼう	東西 7.8km
	南北 17.5km

### 歴史

町内からは、2万年前の旧石器時代のものと思われる石器や、縄文式文化、弥生式文化を伝える数多くの遺跡や出土品が発見されている。飛鳥時代に建立された県下最古の寺院遺跡である法安寺、弘法大師が同町に配した霊場は計3カ寺と、歴史と文化の町として伝えられている。

1636年郡内において唯一の城下町として小松藩一万石が誕生し、明治4年廃藩置県により小松県となり、明治22年市制町村制の施行によって周桑郡に属し、新屋敷村、南川村、北川村の3村が統合され小松村となった。明治31年11月町制施行により小松町となり、昭和30年4月、旧小松町、石根村、石鎚村の1町2村が合併し、小松町として新しく発足し現在に至っている。

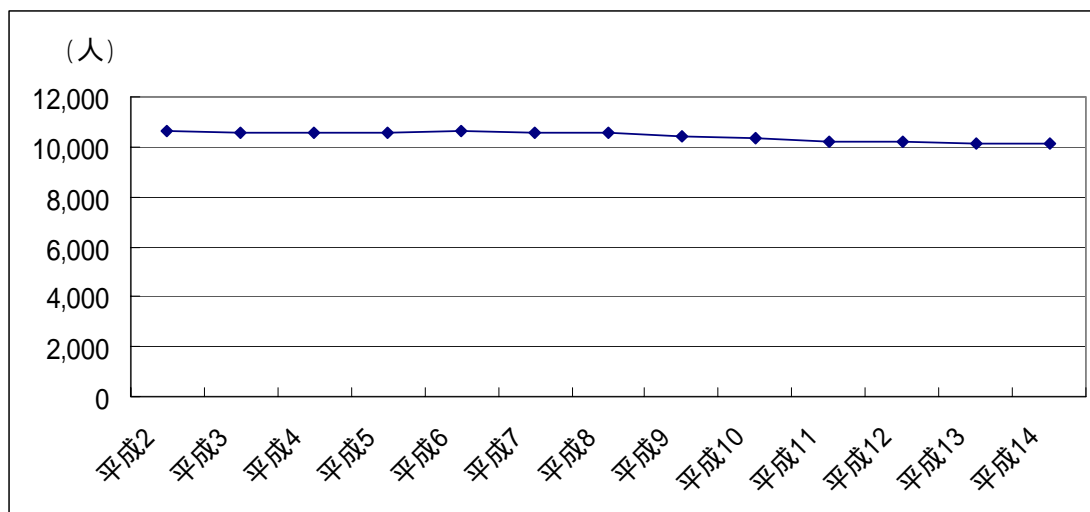
小松という呼称は、初代藩主一柳直頼が陣屋を建設する際、一面に小松が生えていたことからそう改められたといわれている。

## 人口

小松町の総人口は、昭和 45 年以降全体的にはゆるやかな増加傾向にあったが、平成 2 年をピークに減少傾向に転じ、平成 14 年 3 月 31 日現在 10,149 人となっている。

年齢階層別に見ると、65 歳以上の老年人口は 2,609 人で、人口全体の 25.7% となっており、丹原町とほぼ同様の高い水準となっている。

図 小松町の人口の推移



出典：住民基本台帳人口（各年 3 月 31 日現在）

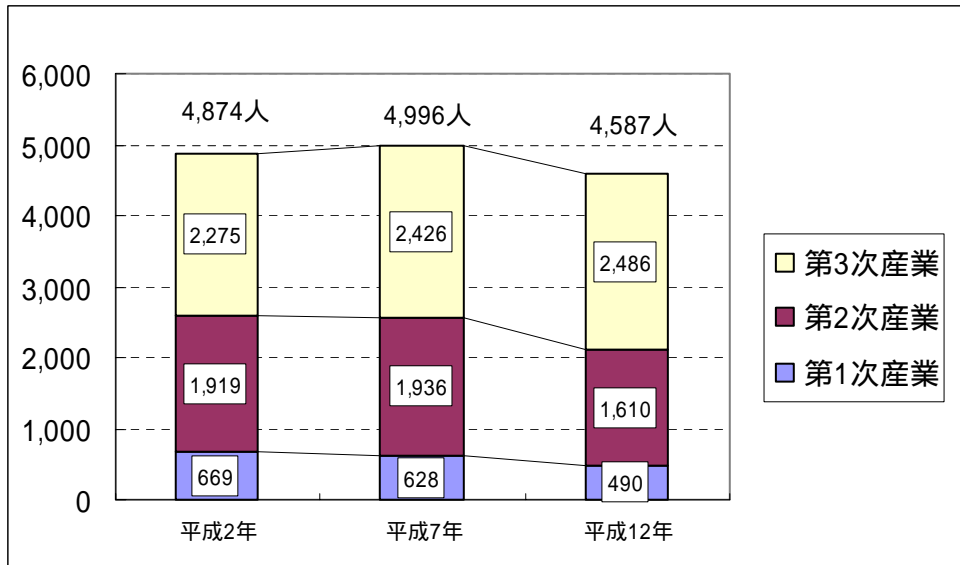
## 産業

就業人口は、平成 12 年 10 月現在 4,587 人で、その内訳は、第 1 次産業 490 人 (10.7%)、第 2 次産業 1,610 人 (35.1%)、第 3 次産業 2,486 人 (54.2%) となっている。

第 1 次産業は急速に減少しているとともに、平成 12 年には第 2 次産業についても目立った減少がみられる。

町内総生産では、総額 386.6 億円と、丹原町よりもやや大きい規模となっている。これは、第 2 次産業が 242.1 億円 (全体の 62.6%) と、生産規模が比較的大きいためである。また、第 1 次産業の占める割合は西条市よりは多いものの東予市よりも小さく、第 3 次産業の占める割合は、2 市 2 町で最も小さい規模となっている。

図 産業別就業者数の推移



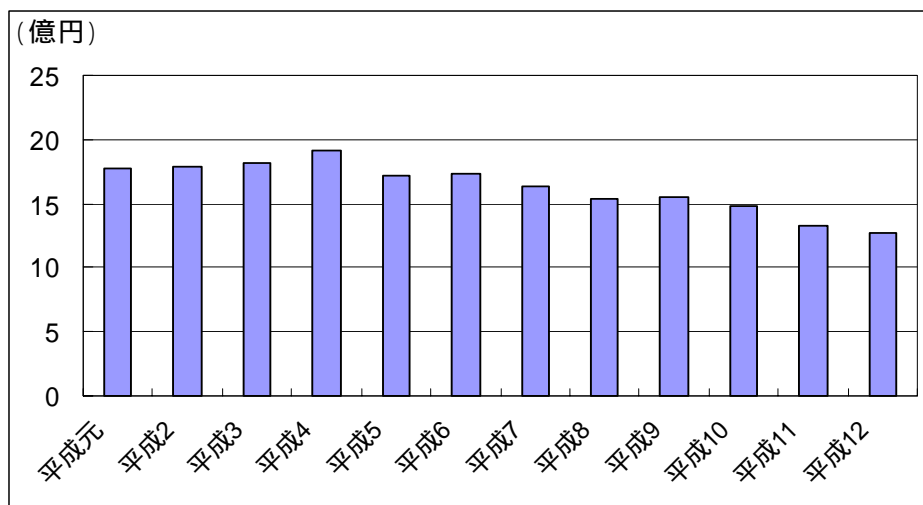
出典：国勢調査（合計には産業分類不能の就業者数を含む）

・農林業

農業は米麦を中心に果樹、野菜等の栽培が行われているが、ここでも減少傾向が進んでいる。

林業についても、森林面積約 5,950ha と町域の 78%を占めているにもかかわらず、林家の高齢化、従事者の減少により、管理が十分行き届かなくなっている。

図 農業粗生産額の推移



出典：生産農業所得統計

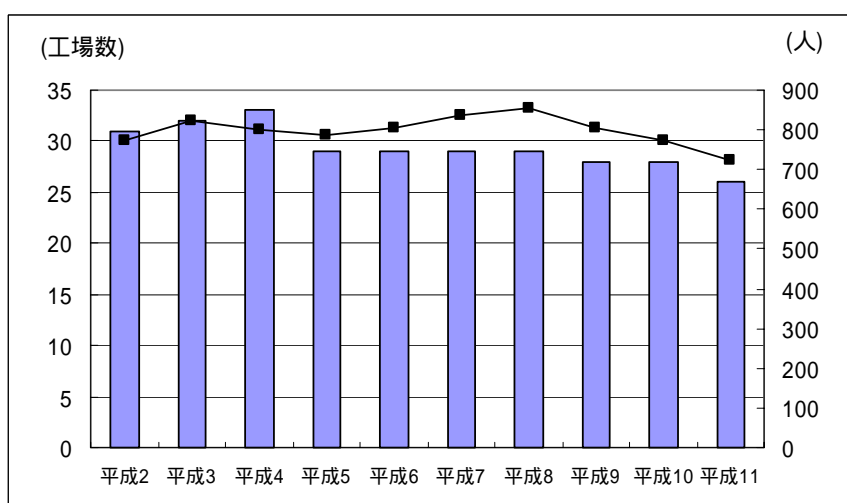
## ・工業

工業は、食料品、繊維製品、木材製品、土石・コンクリート製品等が中心である。

全体的な最近の傾向としては、工場数、従業者数、出荷額、いずれもほぼ横ばいとなっている。

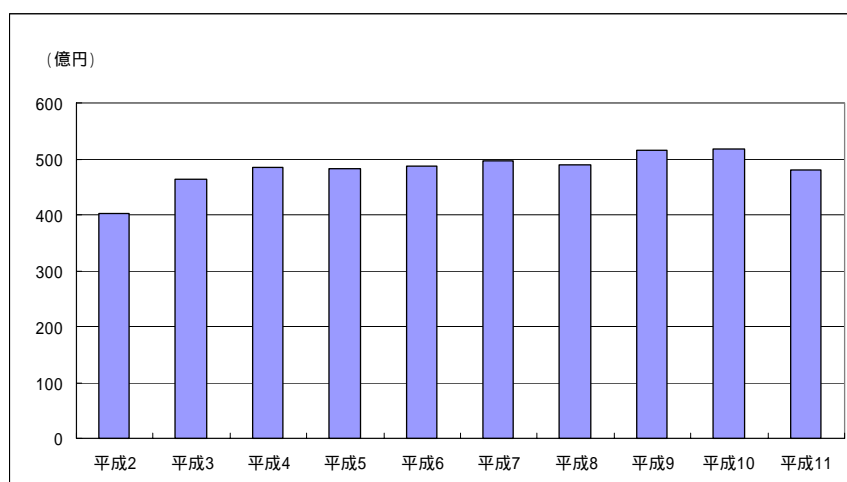
他の2市1町と比較して、工場あたりの従業者数は西条市に次いでおり、従業者1人あたりの出荷額は最も大きくなっており、比較的規模の大きな工場が集積していることが特徴である。

図 工場数・工場従業者数の推移



出典：工業統計

図 製造品出荷額の推移

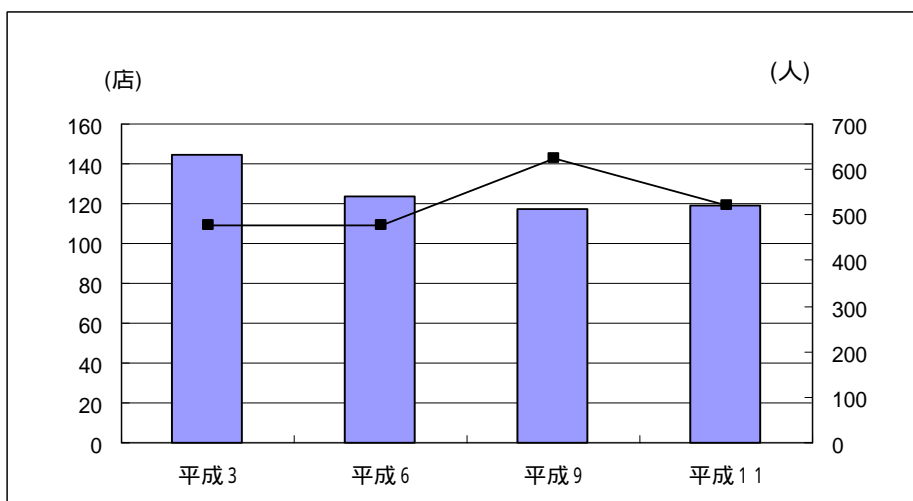


出典：工業統計

・商業

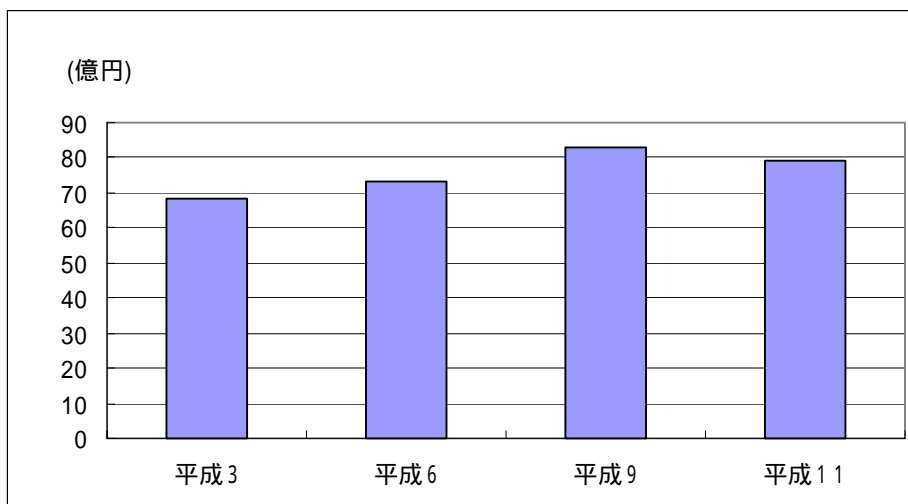
商業については、伊予小松駅を中心とした古くからの商店街の集積があるものの、商店数、従業者数、販売額いずれも減少している。町内での大型店の立地が少なく、消費者の購買が外部に流出していることも、その要因として指摘できる。

図 小売業商店数・小売業従業者数の推移



出典：商業統計

図 小売業年間販売額



出典：商業統計



## 2. 合併の背景と必要性

### (1) 国を中心とする合併の流れ

わが国は、経済・社会など様々な面で、成長から成熟の時代を迎える一方、少子高齢化・国際化の進展などにより、あらゆる分野で多くの課題に直面している。

このような時代の流れは、地域社会にも大きな影響を及ぼしており、住民へのサービス、地域づくり等地方自治体が果たすべき役割は、ますます重要なものとなっている。

昨今、新たな社会変化への適応や地域経済の発展を進め、地域づくりを効果的に展開するため、「市町村合併」の必要性が、強く認識され始めている。

ここでは、明治維新以降、時代の流れとともに訪れた大きな合併の流れを整理し、最近の合併の潮流とはどのようなものかを改めて認識しておく。

#### 明治の大合併

##### 近代行政の基礎づくり

明治 21 年以降、近代的な地方自治制度の基礎としての「市制町村制」の施行に伴って、江戸時代から引き継いだ集落を起源とする町村単位から、300～500 戸を標準規模として全国で集約が行われ、約 16,000 と、それ以前の約 5 分の 1 の市町村が誕生した。

2 市 2 町においても、明治期以前の体制から、近代的な行政組織の基礎がこの時期に確立されている。

#### 昭和の大合併

##### 終戦後の体制と行政事務の変化に対応

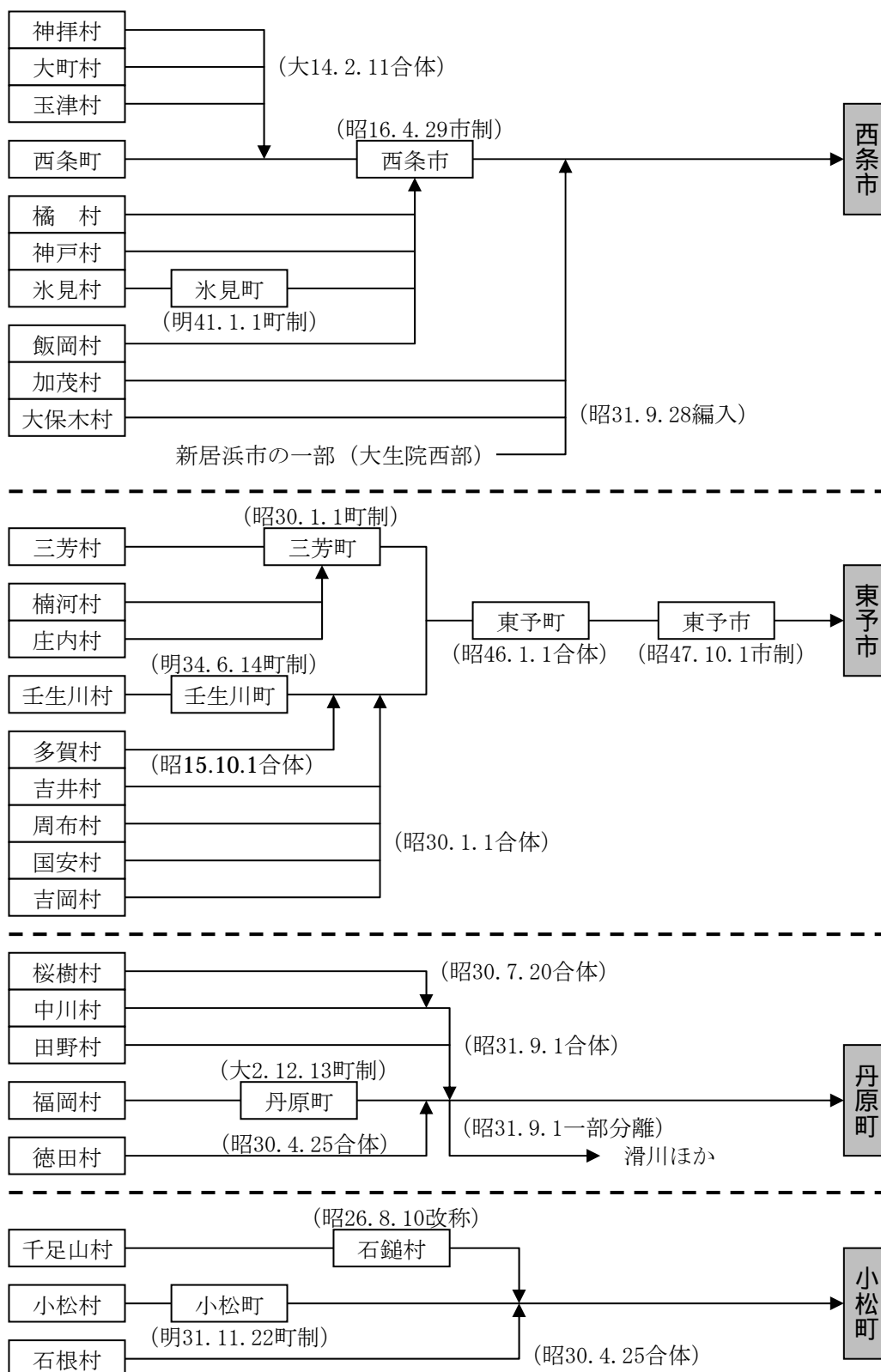
明治の大合併以後、合併は徐々に進められ、終戦時には約 10,000 の市町村が存在することとなった。

そして戦後、新制中学校や消防、警察事務、社会福祉・保健衛生等、自治体にとっての新しい事務の発生に伴って、これらの効率的な執行のためには規模拡大による合理化が必要であるとの認識が生まれた。

政府では、昭和 28 年の町村合併促進法、及び昭和 31 年の新市町村建設促進法により、人口 8,000 人を目安に、町村数を約 3 分の 1 にすることを目途とした取り組みが進められた。その結果、昭和 28 年から昭和 36 年にかけて、市町村の数は約 3 分の 1 となった。2 市 2 町においても全てこの時期に合体・編入を行っており、ほぼ今の姿が確立されている。

その後、昭和 40 年に「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」が制定され、現在に至っている。東予市はこの時期に、壬生川町と三芳町の合併により誕生している。

図 2市2町のこれまでの合併の経緯



## 平成の大合併

### 地方分権の時代を迎え、地域の自主性発揮へ

平成の時代に至り、国は平成 11 年 7 月に合併特例法を一部改正し、住民発議制度の創設や各種財政措置の拡充により、地域主導による市町村合併を後押しし、現在全国で約 3,200 ある市町村の数を 1,000 程度にまとめることを目標としている。平成 17 年 3 月 31 日までに合併した場合の特例的な措置が示されるとともに、平成 13 年 8 月には「市町村合併支援プラン」が策定され（その後平成 14 年 8 月に改定）、合併を促進するための具体的な施策が明確化された。

平成 14 年 12 月現在、150 の合併協議会に 597 の市町村が参画しており、平均すると全国の自治体の 6 か所に 1 か所が合併に取り組んでいる状況となっている。

このたびの合併推進の特徴としては、新しい社会潮流を受けて、地方分権時代に見合った自立した行政体制の強化と、簡素で効率的な自治体づくりを目指すための合併である、ということがうたわれている。

## (2) 愛媛県による合併への取り組み

愛媛県では、これまでも合併への支援に取り組んできたが、平成13年2月に「愛媛県市町村合併推進要綱」を策定し、その中で2市2町による合併パターンを1つの案として、下表の通り提示している。

表 愛媛県による合併パターンの提示

項目	内容
類型	地域中心機能拡大型
人口	114,546人 <sup>(注)</sup>
面積	509.02km <sup>2</sup>
財政規模	416億円
地域特性・課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西条市・旧周桑郡の組合せである。</li> <li>・燧灘に面した瀬戸内有数の工業地帯であり、近年、大型工場の立地が進むなど、工業集積性を高めている。</li> <li>・近郊農業・観光農園<sup>※4</sup>が展開されているほか、南部の石鎚山系の山々は、山岳レクリエーションの場として活用されている。</li> <li>・石鎚山系のもたらす水資源（地下水）が豊富である。</li> <li>・市部においては、市街地再開発等の大型の都市計画事業を計画している。</li> </ul>
期待される合併効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤圏・商圈が一体化しつつあり、住民の生活圏に合致したサービスが可能となる。</li> <li>・人口10万人超で都市計画分野等の権限の委譲の可能性がある。</li> <li>・西条市が実施しているICカード<sup>※5</sup>による保健・医療・福祉情報システムの拡大が考えられる。</li> <li>・東予港（西条市・東予市）整備、海岸部の道路整備の進展が期待される。</li> <li>・広域市町村圏組合を除く圏域内のすべての一部事務組合・協議会（7団体＝ゴミ・し尿処理、病院、上水道、下水道、消防・火葬場ほか、山林入会権）が解消され、行政の合理化・効率化の効果が高い。</li> <li>・水資源確保への対応が一元化し、水資源の有効活用が可能となる。</li> </ul>
主な財政支援措置（概算額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併特例債（標準全体事業費）・・・464.0億円</li> <li>・合併特例債（標準基金規模）・・・23億円</li> <li>・合併直後の臨時的経費に対する交付税措置・・・10.1億円</li> <li>・合併関係市町村間の公共料金・公債費負担格差是正などのための財政措置（特別交付税）・・・9.4億円</li> </ul>

(注) 平成12年国勢調査（速報値）による人口

※4 「観光農園」 柿もぎ、イチゴ狩りなど、レクリエーションのため客に開放する農園。

※5 「ICカード」 内蔵した超小型の記憶装置（IC）に蓄えられた情報を使って、様々な用途に利用できるカード。

愛媛県の動きに歩調を合わせるように、県内各市町村による合併への取り組みが活発化している。

平成14年12月現在、県内70市町村のうち8割以上の58市町村、15協議会で合併に向けた検討が行われている。数年後には市町村の数が半数以下になる可能性があり、県内の行政体制は大きく様変わりしていることが予想される。

表からも分かる通り、下記の合併が全て実現した場合においても、2市2町の人口は県内で第4位（松山市、今治市及び越智郡10か町村、新居浜市・別子山村、に次ぐ）となる。

表 愛媛県内での合併への取り組み状況

名称	構成市町村	合計面積 人口 (H14.3)	設立日 (任意協議会設立日)	合併期日 (予定)
南宇和合併協議会	内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町	239.51km <sup>2</sup> 29,511人	H13.10.2 (H13.7.9)	H16.10
新居浜市・別子山村合併協議会	新居浜市、別子山村	234.30 km <sup>2</sup> 128,438人	H14.4.1	H15.4
東宇和・三瓶町合併協議会	明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町	514.77 km <sup>2</sup> 47,753人	H14.4.1 (H14.1.18)	H16.3
かみうけな合併協議会	久万町、面河村、美川村、柳谷村	583.66 km <sup>2</sup> 12,152人	H14.6.1 (H14.2.1)	H16.8
宇摩合併協議会	川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町	419.86 km <sup>2</sup> 96,197人	H14.7.1 (H13.4.20)	H16.4
上島合併協議会	魚島村、弓削町、生名村、岩城村	30.29 km <sup>2</sup> 8,640人	H14.8.8 (H14.4.18)	H16.10
内子町・五十崎町合併協議会	内子町、五十崎町	159.66 km <sup>2</sup> 17,453人	H14.9.1	H16.10
宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会	宇和島市、吉田町、三間町、津島町	469.35 km <sup>2</sup> 96,007人	H14.9.30 (H14.5.31)	H16.10
きほく合併協議会	広見町、松野町、日吉村	340.37 km <sup>2</sup> 18,234人	H14.10.1 (H14.6.6)	H16.10
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会	西条市、東予市、丹原町、小松町	509.02 km <sup>2</sup> 116,736人	H14.10.1 (H14.7.1)	H16.11
八幡浜市・保内町合併協議会	八幡浜市、保内町	132.92 km <sup>2</sup> 44,039人	H14.10.1 (H14.9.2)	未定
今治市及び越智郡10か町村合併協議会	今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、関前村、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町	382.59 km <sup>2</sup> 173,208人	H14.11.8 (H14.8.14)	未定
重信町川内町合併協議会	重信町、川内町	211.45 km <sup>2</sup> 34,104人	— (H14.7.5)	H16.3
伊方町・瀬戸町合併協議会	伊方町、瀬戸町	60.71 km <sup>2</sup> 9,497人	— (H14.9.6)	未定
大洲喜多合併推進協議会	大洲市、長浜町、肱川町、河辺村	432.20 km <sup>2</sup> 53,131人	— (H14.10.11)	未定

出典：愛媛県資料等を基に作成

### (3) 時代潮流からみた合併の必要性

わが国あるいは世界規模での様々な時代の流れの変化が2市2町にも押し寄せており、特に以下に掲げるような面から、合併の必要性が高まっている。

#### 少子高齢化

我が国では平成9年6月に初めて65歳以上の人口が15歳未満の人口を上回り、その後少子高齢化の流れが続いている。国の推計では、平成18(2006)年に1億2,774万人で最大となった後、減少過程に入り、平成62(2050)年にはおよそ1億60万人にまで減少するとされている。

あわせて、我が国の合計特殊出生率(1人の女性が生涯にわたり産むと想定される平均出生児数)は長期的な低下傾向が続いており、平成12年には1.36となった。女性の晩婚化、結婚率の低下などが主な要因とされているが、社会進出する女性にとって子どもを産み、育てにくい日本社会の構造的な特徴に根ざすところも深いと考えられる。

少子化に伴う課題としては、若年層の働き手の減少により経済活力が低下すること、保険・年金の収入減・支出増によりこれらの財政が悪化すること、福祉関連事業への行政負担が増大すること、等が懸念されている。

また、国全体の人口が増えないため、定住人口の獲得のための自治体間競争が今後激化することは明らかであり、そこでの生き残りが課題である。



#### 【合併の必要性】

- ・一部で出生率が比較的高い水準となっているものの、2市2町においても少子高齢化の進展が顕著であり、高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行政運営が求められている
- ・人口の流入を促進し、2市2町の活力を高め、愛媛県内だけでなく、全国的な地域間競争に勝ち残るための戦略的な対応が不可欠である

## 地方分権の進展

国においては、従来の中央集権型システムにおける国・都道府県・市町村の役割分担を見直し、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力ある地域社会の実現を図るため、地方分権推進法の制定とともに地方分権委員会による勧告を重ねてきた。

これらにより、身近な行政施策をできる限り住民に近い地方公共団体において処理すべく、自治事務と法定受託事務<sup>※6</sup>への事務の再編、権限委譲の推進及び補助制度の見直し等、抜本的な行政制度の改革が進められた結果、自治体による政策判断、政策遂行における役割と責任が高まっている。

また、地域間競争の激化と財源や権限の委譲にあわせて、地方自治体が自らの工夫で魅力づくりに取り組むという、地域の主体性が求められている。

自治体の限られた人材の中でこのような多様な状況に対処するには、事務の効率化とともに、問題解決能力や政策立案能力など、行政の質的な向上も、対応すべき重要課題である。



### 【合併の必要性】

・地方分権に伴う事務の増加と行政の役割の増大により、事務の効率化及び組織の強化が必要となっているとともに、行政職員の資質・能力向上が求められる

## 国際化

国際化の初期の段階では、海外旅行に出たり、外国語を学んだりなど、個人の活動がその象徴であった。しかしながら昨今では、経済が国境を超えて世界中に広がった結果、国内だけで活動する企業においても経営の効率化、国際競争力の向上など、世界標準（グローバル・スタンダード）を見据えた運営が要求されている。そのため、いかに世界・地球というものを一つとして捉えるか、世界に通用する「ものの考え方」をいかに修得するか、ということがむしろ「国際化」の中で重要となっている。

地方都市もこの例外ではなく、国際化への円滑な対応ができない場合、基幹産業の撤退など、地域経済に大きく影響する事態が短期間に起こり得る。



### 【合併の必要性】

・現在の産業集積を今後も維持していくためには、国際的な視野に基づく産業振興や地域づくりが必要である  
・国際的に通用する人材や企業を地域の中から輩出していくため、現行の各市町による対応ではなく、より広い地域全体での取り組みが求められる

<sup>※6</sup> 「法定受託事務」 本来国や都道府県が自ら実施すべきであるが、法律に基づいて市町村が実施を受託した事務のこと。生活保護などが該当する。

## 高度情報化

情報化に関しては、一歩先の技術としての「普及」の段階から、企業、個人を問わず社会全体にとって「当然」の段階となった。パーソナルコンピューターやモバイル端末<sup>※7</sup>の普及、高速通信網の整備・料金低下など、日常生活への高度情報システムの浸透は相当進んでおり、これらをいかに地域に活かしていくかが今後の課題である。

また、行政においては、単に既存の業務を電子化するだけのレベルは過ぎ、国が主導する「電子政府構想」<sup>※8</sup>の進展に伴って、電子申請・手続きの実施や多様な情報提供など、これまで実現できなかったような行政サービスの高度化、すなわち「電子自治体」が現実味のあるものとなってきた。



### 【合併の必要性】

- ・人口規模が小さいと情報システムへの投資効率が低いことから、行政情報システムの共有・一体化による、効率的な行政の実現が求められている
- ・既存産業の蓄積を維持するとともに、情報通信基盤を活かした地域振興、産業振興が期待されている

## 地球環境意識の高まり

環境問題といえば大気汚染や水質汚染等の公害への対応であった時代から、最近では地球温暖化<sup>※9</sup>や酸性雨<sup>※10</sup>等の状況が深刻になるにつれ、限りある資源の節約、エネルギーの有効活用等が、地球規模での大きな課題となっている。

とりわけ、資源の少ないわが国では、環境保全への取り組みを、住民を含めた国全体で進めることが今後不可欠である。また、都市化の進展の中で残された貴重な自然を守り、子孫に継承していくことも今の世代に課せられた使命である。

これまでの大量消費・大量廃棄という生活スタイルを変えて、「本当の豊かさとは何か」を一人ひとりが考え直すことが必要となっている。この新しい価値観を、個人レベルでの草の根の活動から地域全体に広げていくことが有効である。

※7 「モバイル端末」 持ち運び可能な電子機器で、利用者の手元から、会社など離れた所にある中央のコンピュータと情報のやりとりができる。

※8 「電子政府構想」 情報通信技術を用いて、申請・届出・交付などの行政手続を、時間的、地理的な制約を受けずに提供するシステム。平成15年度までの実現が予定されている。

※9 「地球温暖化」 化石燃料の消費で生ずる二酸化炭素などの温室効果によって、全世界の平均気温が長期的に上がっていく現象

※10 「酸性雨」 大気汚染物質の窒素酸化物や硫黄酸化物が溶け込んで降る酸性の雨で、土壌・森林・湖沼などに被害を与える。



行政としては、地域全体に取り組みを広げていく中核的な役割とともに、先導的な役割を果たすことも重要となっている。そのため、行政活動における消費エネルギーの節約、環境に配慮した事務改善（ISO14000<sup>※11</sup>シリーズ等の取得）が求められている。



**【合併の必要性】**

- ・水資源の保全、山岳・海洋資源の保護など環境問題に関しては、地理的に広い範囲での取り組みが不可欠である
- ・その実現のためには、行政として、環境問題にかかわる体制の整備や必要な人材の確保が必要である

**協働・情報公開**

わが国において、これまで官側の組織が担ってきた社会における主導的な役割について、変化の兆しが現れ始めている。

特に、これまでの「住民参加」から一歩進んだ「住民参画」によるまちづくりが重視されるようになった。

あらゆる行政施策の策定において、その初期段階から意思決定の場面に至るまで、住民やNPO（非営利組織）<sup>※12</sup>などの住民組織との「協働」が求められ、住民の声を生かすための積極的な仕組みづくりが不可欠となっている。

また、真の住民参画を実現するためには、日頃から行政から住民への積極的な情報公開を行い、住民に対する説明責任を果たしつつ、お互いの信頼感を育てていくことも必要である。



**【合併の必要性】**

- ・2市2町でのこれまでの取り組みをさらに深め、行政への住民参画を進める取り組みや体制の充実が不可欠である
- ・またそのためには、インターネット<sup>※13</sup>等の情報通信基盤も活用しながら、多様な情報公開の仕組みを効率的に運営していくことが求められている

※11 「ISO14000」 環境に配慮した事業活動を認定するための環境管理や環境監査、環境ラベルなどの指針、手順、手法、基準などについて ISO（International Organization for Standardization = 国際標準化機構）が定めた国際規格。

※12 「NPO」 政府や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。NPO=Non-Profit organization。

※13 「インターネット」 複数のコンピューター網を相互に接続して、全体として一つの情報網として機能させ、情報のやりとりを行うようにしたもの。

### ゆとりへの欲求の高まり

高度成長期以降、わが国においては、長時間働き、所得を高め、物をより多く所有することにより生活の質が高まるという価値観のもと、企業活動や個人の生活が営まれてきた。

しかしながら、成熟の時代を迎え、生活の質に対する価値観が急速に変化しており、「モノの豊かさ」から「こころの豊かさ」が重視され、人間的なゆとりのある生活を求めようとする考え方が広がっている。

行政においても、住民ニーズへの対応にあたっては、この変化に柔軟に対応して行く必要がある。



#### 【合併の必要性】

- ・ 製造業を中心に、高度成長の流れに乗って成長してきた2市2町においても、豊かな自然資源や地域コミュニティなど地域全体の長をを活かした「ゆとりある暮らし」の実現が求められている。
- ・ 多様な余暇活動の場や機会の提供が、行政に求められているが、現在の個別の市町だけでは十分な対応が難しくなっている。

### 個人の重視

これまでわが国では、個人よりも企業や国などの組織が優先され、個人は自ら意思を持つことなく組織とともに行動し、組織が発展することにより個人も豊かになるといった社会構造が続いてきた。

しかしながら、経済的な先行きの不透明化、価値観の多様化、自己責任の重視といった流れの中で、明確な考え方を有し、自らの意思で行動できる個人が重視される時代になりつつある。

一方、個性にあまり重きを置いてこなかったわが国の教育システムの中で、新しい時代に個人が適応していくことが課題になっており、学校教育だけではなく、行政を含めた地域全体により、個性豊かな人を育てていく仕組みをつくるが必要になっている。



#### 【合併の必要性】

- ・ 他人や組織に頼ることなく、自ら考える力を有し、行動して地域を担っていく人材の育成が求められている。
- ・ 2市2町には大学等の高等教育機関は立地していないものの、個別の市町の枠にこだわらず、地域全体の中から人材を育てるための個性ある仕組みづくりが今後不可欠である。

#### (4) 2市2町の特性からみた合併の必要性

2市2町全体における次のような固有の特性から、合併の必要性が高まっている。

##### 歴史・地勢

西条藩、小松藩を中心とした長い歴史の蓄積があり、祭りをはじめとする共通の地域文化が根づいている。また、戦後の工業都市としての発展を共有し、経済面あるいは生活面でも密接なつながりを有してきた。

また、地勢面では、2市2町の平地部が全て道前平野の中に広がっており、一体的な土地利用に適した条件となっている。



##### 【合併の必要性】

恵まれた歴史、文化や地勢を今後のまちづくりに活かし、産業経済の振興や快適な住環境の充実につなげていくことが求められている。

##### 交通体系

2市2町を取り巻く広域幹線道路としては、松山自動車道（いよ西条 IC、いよ小松 IC）、今治小松自動車道（いよ小松北 IC、東予丹原 IC）が整備され、四国内だけでなく、瀬戸中央自動車道、西瀬戸自動車道（しまなみ海道）を経て、中国地方とも高速ネットワークで結ばれている。松山自動車道については、区域内の全線4車線化に向けた事業が進んでいる。

一般道路では、国道11号が東西に貫き、196号が小松町から東予市を通り今治方面を結んでいる。また、194号が寒風山トンネルを経て高知県方面へと伸びている。地区内の幹線道路として、国道11号、196号が主要な機能を果たし、東予有料道路、県道壬生川丹原線等がそれを補完しているが、河川で分断されるなど一部行き来が困難な地域が存在する。

鉄道網としては、JR予讃線が通り、丹原町を除く各市町内に計7駅が立地している。このうち、伊予西条駅と壬生川駅は特急停車駅となっており、高松・岡山方面及び松山・宇和島方面と直結されている。加えて、東予港には、大阪南港・神戸港とを結ぶカーフェリーが2～3便/日発着している。



##### 【合併の必要性】

中核的な都市として発展するためには、充実した広域交通網をさらに活用していくことが必要である。

また、地域内の一体性を高め、交通利便性を改善するため、関連道路交通網の充実が課題となっている。

## 生活環境

豊富な地下水のおかげで水資源の心配が無いという有利な条件に加えて、山、川あるいは海をはじめとする自然環境も多く残されており、温暖な気候や利便性の高い地理的条件などを含めて、快適な生活環境を形成している。

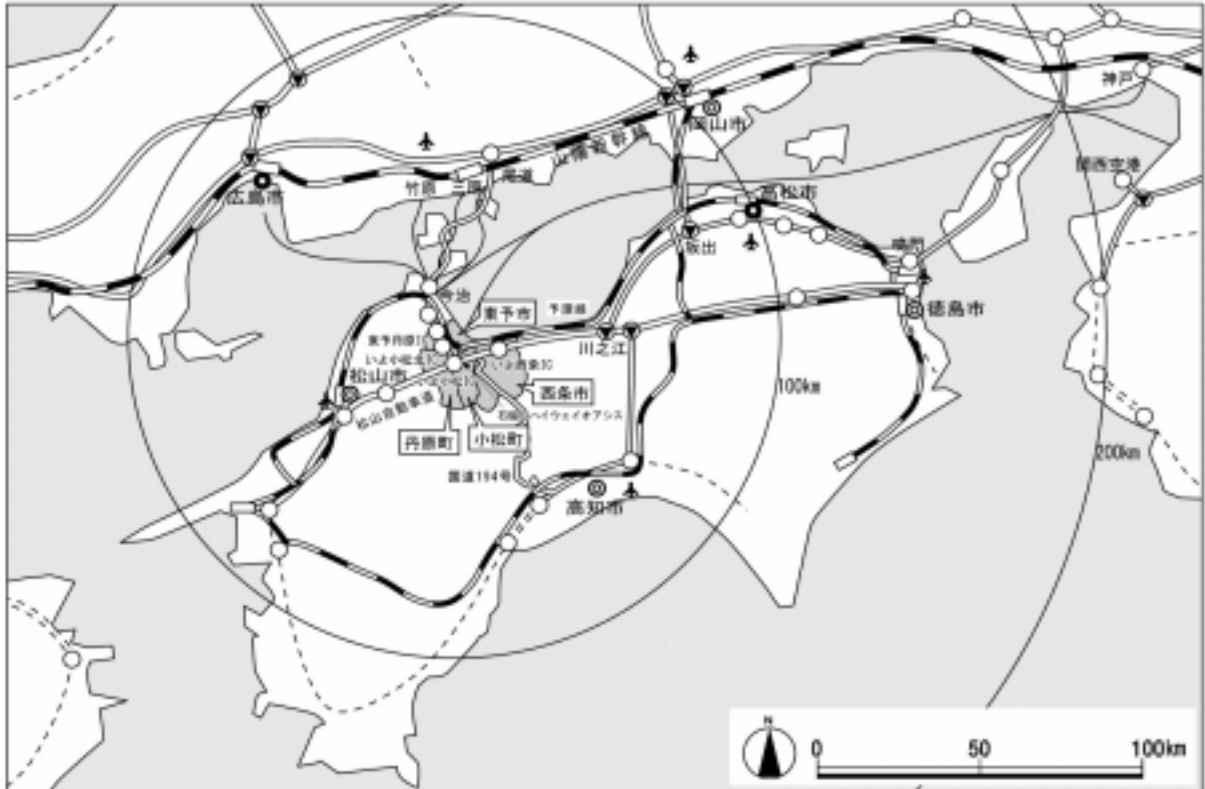
近年、人口はほぼ横ばいとなっており、地方都市での減少傾向が続く中で、生活環境をはじめとする地域の恵まれた特性に、人々が惹きつけられているためと考えることができる。



### 【合併の必要性】

恵まれた地域の自然環境を守り育てていくことは、今後とも大きな課題である。  
また、優れた環境を地域の魅力として広くアピールし、産業の立地や人口の流入を促進することが課題である。

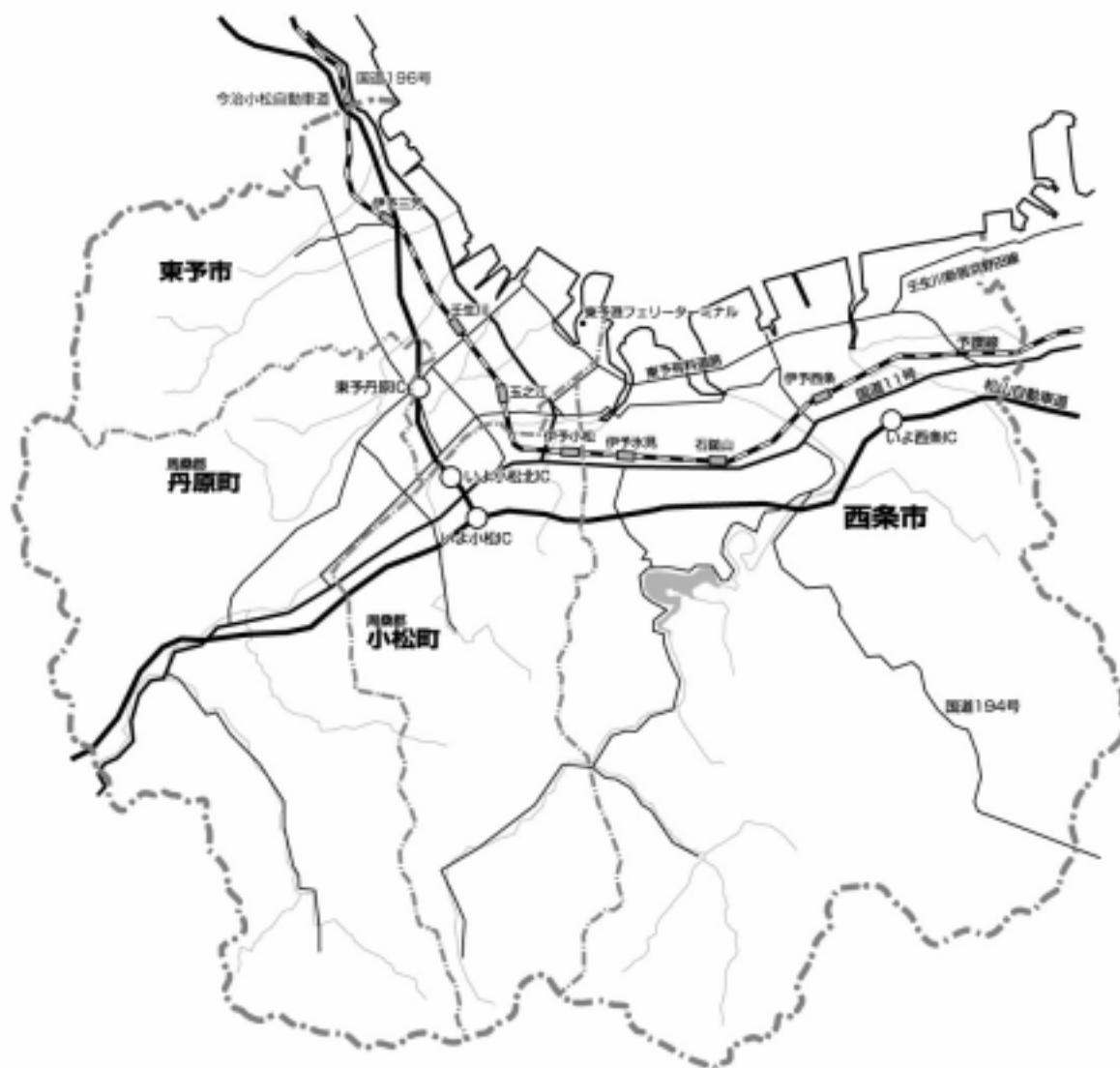
広域交通網図



【2市2町からの時間距離】

松山： 1時間（自動車または鉄道）	大 阪： 3時間（鉄道）
高松： 1.5時間（自動車または鉄道）	松山空港： 1時間（自動車）
岡山： 2時間（自動車または鉄道）	東 京： 2.5時間（自動車+飛行機）
広島： 3時間（自動車）	大 阪： 2時間（自動車+飛行機）

域内交通網図



## 産業集積

農林水産業については、県内有数の複合農業地帯（米作・麦作・野菜・花き・畜産）であるとともに、海苔・車えび、かに類などの水産物にも恵まれている。

また、工業は、新居浜市、今治市と比較すると、従業者数はやや多く、製造品出荷額は大きく上回っており、製造業の厳しい生存競争の時代としては比較的健全な業種・大企業が立地している。また、豊富な工業用地、工業用水により、今後の大規模な産業立地にも余裕を持って対応できる。

加えて、東予産業創造センターや西条市産業情報支援センターにおいて、既存企業や起業家に対する情報提供や人材育成事業が行われており、ソフトな面から地域全体の産業振興を図る体制も整っている。

一方、商業機能については、県内主要都市と比較した場合、地域外への購買の流出が起こっており、都市規模に対してやや弱い水準となっている。

2市2町の複合的な産業特性の中でも、特に象徴的なものとしては「観光」があげられる。地域には、山岳、渓谷、海浜、温泉といった自然資源とともに、古代遺跡、祭り、旧藩のまちなみといった文化資源など、豊富な集客資源がみられ、これらの有効活用や連携により観光振興を進めるためのポテンシャル<sup>※14</sup>が十分に感じられる。



### 【合併の必要性】

製造業の集積を強めるとともに、生活利便に直結する商業機能の充実や、地域への集客につながる観光関連産業の育成が求められている。

また、これまでは全国的な企業の立地により産業が形成されてきた傾向があるが、今後は将来を担う有能な人材を地域から育成していくことが必要である。

表 県内主要都市との比較

	2市2町	松山市	今治市	新居浜市	愛媛県	備 考
住民基本台帳人口(人)	116,736	473,039	117,381	128,161	1,505,047	平成14年3月31日
工場数	342	595	536	271	3,912	工業統計調査 (平成11年)
工場従業者数(人)	12,536	18,423	10,177	9,283	104,676	
製造品出荷額(億円)	5,266	4,840	2,197	4,430	34,360	
小売商店数	1,509	5,135	1,962	1,592	20,420	商業統計調査 (平成11年)
小売業従業者数(人)	6,892	32,389	9,376	7,924	95,234	
小売業年間販売額(億円)	984	6,190	1,507	1,340	15,601	
産業別就業人口割合(%)						平成12年国勢調査
第1次産業	9.5	3.0	3.4	2.0	10.0	
第2次産業	38.4	22.8	34.9	36.7	29.0	
第3次産業	52.1	73.7	61.7	61.2	60.8	
産業別総生産(億円)						平成11年 市町村民所得統計
第1次産業	123	104	74	26	1,344	
第2次産業	2,300	2,963	1,138	1,437	16,142	
第3次産業	2,000	12,270	2,616	2,530	31,635	

※14 「ポテンシャル」 可能性としてもっている潜在的な能力。

観光資源の分布図



● 観光施設	
西栗市	1 アサヒビール園
西栗市	2 オロンの森
西栗市	3 石臼ふれあいの里
西栗市	4 市民の森
東栗市	5 休暇村瀬戸内東予
東栗市	6 阿波海浜
丹原町	7 稲の名所(稲三重)
丹原町	8 家ヶ森
丹原町	9 観光公園(一帯)
丹原町	10 梅鉢ガーデン
小松町	11 緑の公園りんりんパーク
小松町	12 石臼山ハイウェイオアシス
▲ 寺社	
西栗市	13 前神寺(64歳札所)
西栗市	14 吉祥寺(63歳札所)
西栗市	15 観音寺
丹原町	16 西山阿彌寺
丹原町	17 金仏寺
小松町	18 宝壽寺(62歳札所)
小松町	19 香園寺(61歳札所)
小松町	20 成徳社
小松町	21 横峰寺(60歳札所)
■ 温泉	
西栗市	22 石臼温泉
西栗市	23 湯之谷温泉
東栗市	24 本谷温泉
◆ その他	
西栗市	25 風船ダム
東栗市	26 大朝神トンネル
小松町	27 石臼山



## 行政サービス

### (ア) 福祉・保健・医療

#### ・高齢者福祉

介護保険対象施設として介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム<sup>※15</sup>）が4か所、介護老人保健施設<sup>※16</sup>が6か所、介護型医療施設が7か所、地域内に立地している。また、養護老人ホームが2か所、ケアハウス<sup>※17</sup>が西条市に3か所、さらには在宅介護支援センター<sup>※18</sup>が各市町に計8か所整備されているとともに、グループホーム<sup>※19</sup>の整備も進んでいる。

以上の通り、施設面では比較的充実しているが、今後高齢化の動向に応じた対応や、在宅介護の充実、ホームヘルパー<sup>※20</sup>の養成等、ソフト面での対応も課題になっている。

#### ・児童福祉

保育所は、地域全体で28か所（公立11か所、私立17か所）が立地し、約2,600人の児童が入所している。現在、都市部では定数を超過していること、0～2歳の低年齢児の受け入れ拡大、延長・休日保育、病後児保育の充実等が課題となっている。

また、児童館については、小松町には無いこと、また全体としても今後充実が必要であることが課題としてあげられる。

#### ・障害者福祉

障害者（児）福祉施設は、道前福祉衛生事務組合による運営施設2か所のほか、7か所が立地しているが、今後は支援費制度への移行に伴う居宅サービスの充実が課題となっている。

#### ・保健・医療

病院は合計で10施設が立地している。また、公立医療施設については、病院1、診

---

※15 「特別養護老人ホーム」 常時介護を必要とする高齢者を入所させて養護する施設。

※16 「介護老人保健施設」 病状が安定しており、リハビリテーションや看護、介護が必要な高齢者に、介護や機能訓練、必要な医療を行う施設。

※17 「ケアハウス」 独立して生活するには不安が認められるが、家族による援助を受けることが困難な高齢者等が、できる限り日常の暮らしに近い形で入居できる施設。

※18 「在宅介護支援センター」 在宅介護（寝たきりの高齢者等を自宅で介護すること）に対する総合的な相談に応じ必要な福祉サービスの紹介、申請代行、連絡調整を行う施設。

※19 「グループホーム」 痴呆性高齢者、孤児、障害者らが援助を受けながら、5～9人程度の少人数で共同生活を営む施設。

※20 「ホームヘルパー」 在宅で福祉の援助を必要とする高齢者や障害者のもとに、市町村から派遣されて家事・介護を行う専門家。

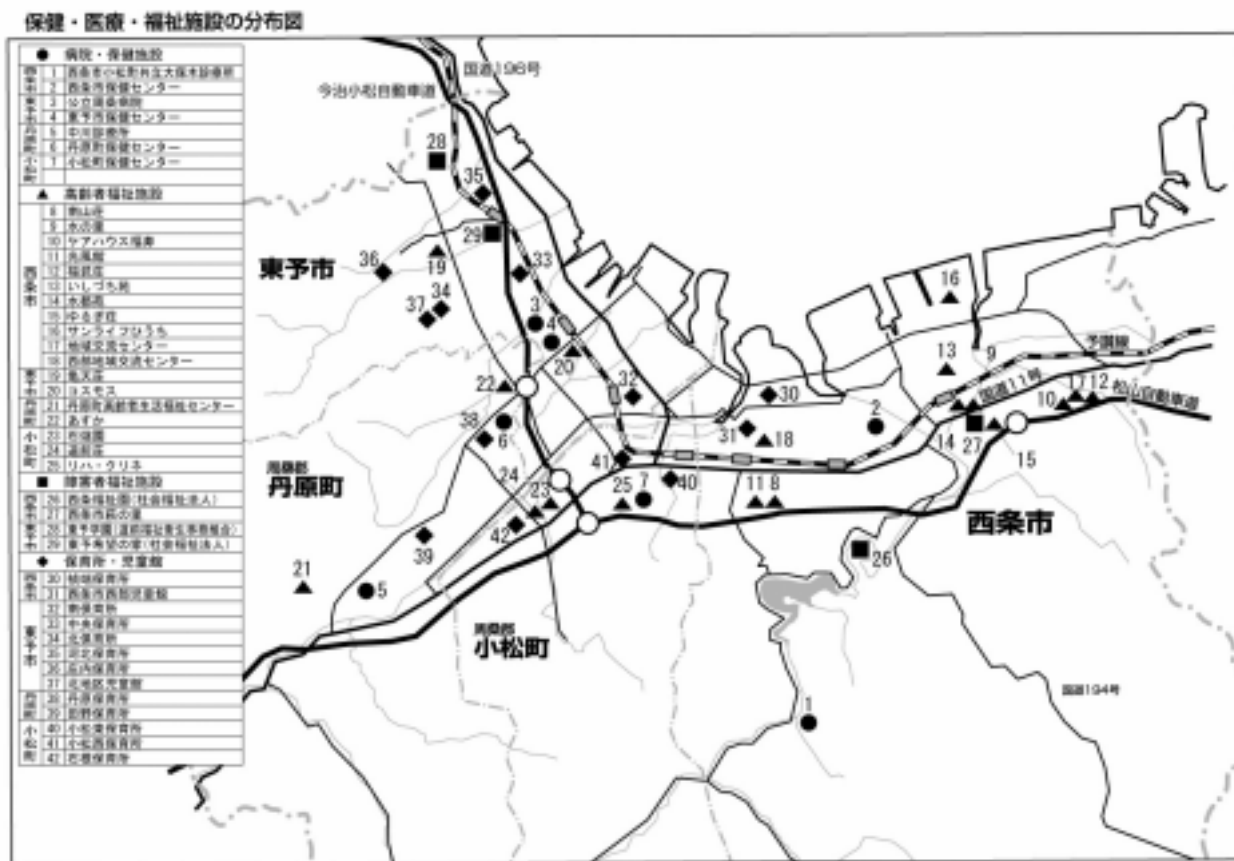
療所2となっている。また、保健センターについては、各市町に1か所ずつ整備されている。

また、これら福祉・保健・医療に関わるサービスを効率的に提供し、なおかつ世代間交流も図れる総合的な拠点として、西条市に地域交流センターが2か所、東予市では総合福祉センター、地域交流センターが整備されている。さらに、(仮称)西条市総合福祉会館、南部複合施設(仮称)[東予市]が計画中となっている。



【合併の必要性】

施設面で充実した都市部での集積を活用しながら、ソフト面における地域内での連携を進め、複合利用による住民間の交流を地域福祉の増進に活かし、高齢者は安心して暮らせ、若い世代は子育てがしやすい環境を整備していくことが求められている。



## (イ) 教育・文化

教育機関としては、幼稚園 15 園（うち公立 6）小学校 26 校、中学校 10 校、高等学校 5 校が立地している。少子化の影響を受けて、いずれも入園者数・児童数・生徒数の減少が進んでいる。また、2 市 2 町に専門学校はあるものの、大学・短期大学は立地しておらず、地域での総合的な高等教育という面では課題を残している。

公立文化施設（ホール系施設）は各市町に計 5 か所が整備されている。特に西条市総合文化会館は 1,152 名、丹原町文化会館は 892 名収容の大ホールを有し、2 市 2 町以外の広域から集客する大規模イベントも開催されている。

また、図書館については、丹原町以外の市町で各 1 か所整備されている。小松町の温芳図書館は施設も新しく、人口規模に比べて充実した施設となっている。市町間の連携としては、図書館同士の相互貸借が実施されている程度にとどまっている。

その他、地域の歴史を紹介する資料館等が、小松町を除く 2 市 1 町に整備されている。



### 【合併の必要性】

施設面では比較的整備が進んでおり、これを財産として、住民間の相互理解や地域の連帯感を高めるため、住民レベルに根ざした地域文化を育成しながら、地域の個性づくりを展開することが求められている。

## (ウ) 社会教育

公民館については、合計 32 か所が整備されており、地域の生涯学習の拠点として中核的な役割を担っている。

社会体育施設に関しては、陸上競技場、野球場、体育館等、2 市 2 町内で合計 36 の施設が整備されている。現状では、県大会等一定規模以上の大会が開催可能な施設もあるが、主に市民の各種健康づくりの場として利用されている。また、平成 29 年の愛媛国体を考慮すると、その会場としての利用を想定した新しい施設の必要性も指摘できる。

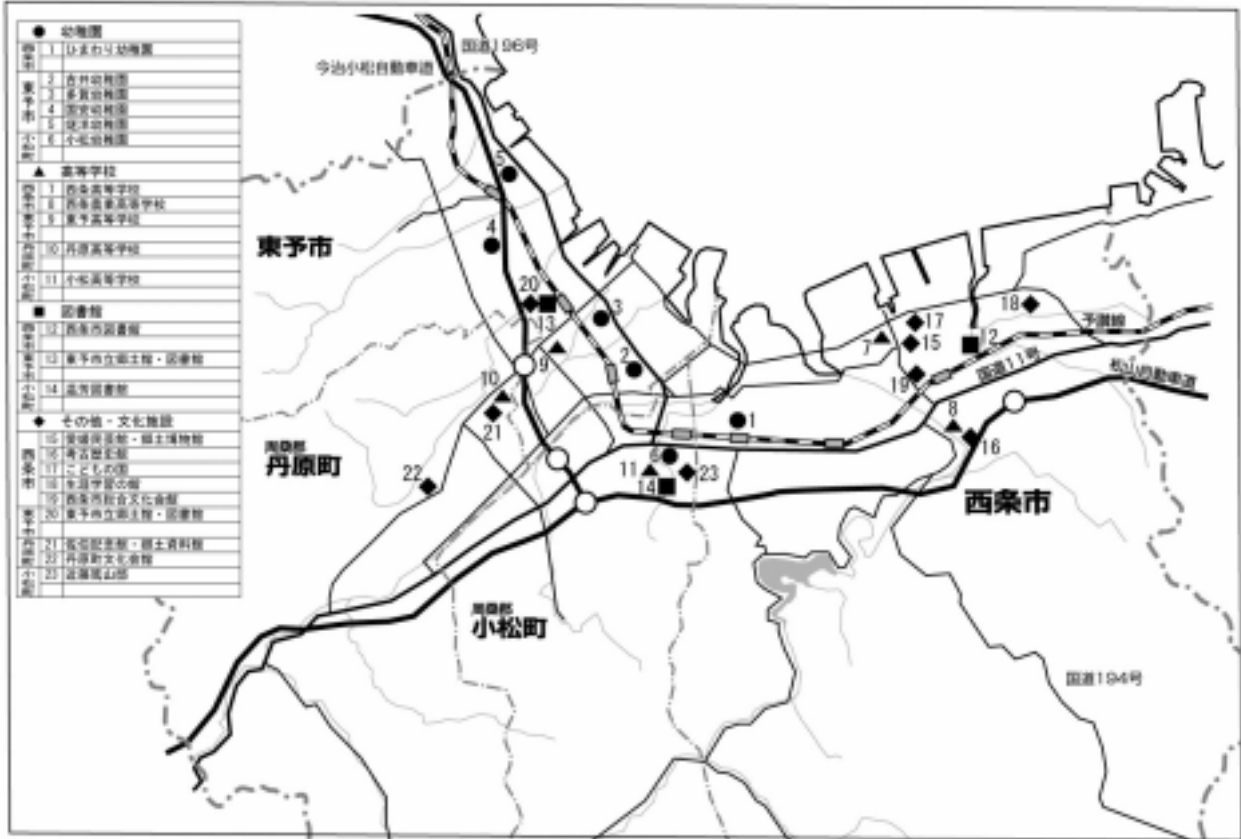
これら体育施設については、市町民以外でも利用は可能であるが、一部利用料が割増になるなど、開放された相互利用の形となっているわけではない。また、現在インターネットによる施設予約については、2 市 2 町間で格差がある。



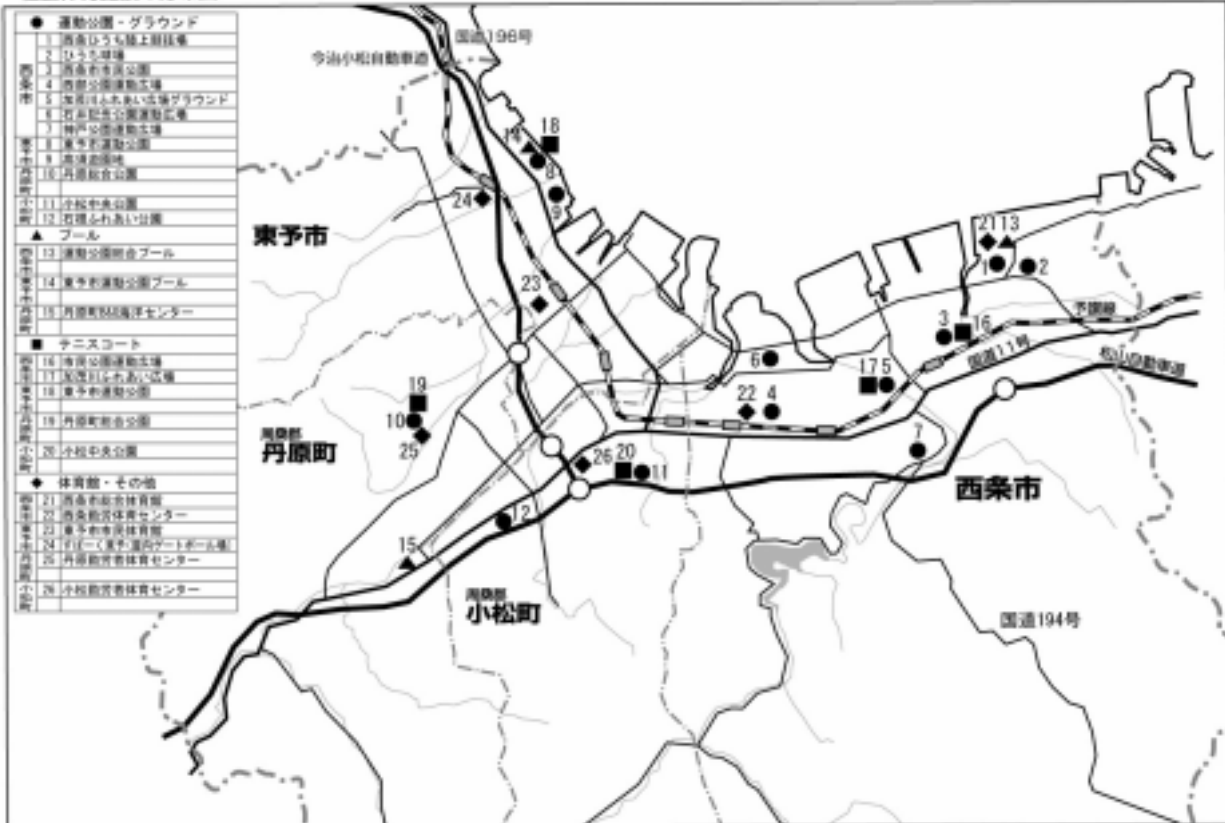
### 【合併の必要性】

スポーツ施設等一部に見られる地域間の格差解消と、今後必要な施設の選択・整備が求められている。

教育文化施設の分布図



社会体育施設の分布図



## (エ) 防災

地域内には、加茂川、中山川をはじめとする比較的大きな河川が流れており、これまでの風雨被害の経験を踏まえた対策として、河川改修事業が進められている。

また、地域南部には急峻な山岳があり、急傾斜地、地滑り危険箇所等における防災対策事業が実施されている。

消防体制については、西条市は単独、東予市・丹原町・小松町では「周桑事務組合」を組織し広域で取り組んでいるが、救急活動や大規模な火災に対する迅速な対応など、高度な救急体制の整備が求められている。



### 【合併の必要性】

自然災害の防止に向けて、河川改修事業などハード面での取り組みを行うとともに、防災・救急体制の強化などソフト面での取り組みも必要である。

また、山岳部においては、崩落防止対策を進めるとともに、市街地から離れていることから、防災無線など緊急時の通報システムの整備や、救急体制の充実などにより、安心して暮らせる防災機能の強化も求められている。

### (オ) 広域行政

2市2町では、つぎのような広域行政の取り組み（法定による一部事務組合<sup>※21</sup>）が行われ、行政区域を超えて連携の必要がある行政サービスが提供されている。



#### 【合併の必要性】

福祉や環境問題をはじめ、市町域を超えた広域での取り組みの重要性は今後も拡大していくことが明らかであり、その対応が求められている。

表 一部事務組合の状況

名 称	業務内容	西条市	東予市	丹原町	小松町	備 考
新居浜・西条地区 広域市町村圏事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域事務</li> <li>・職員研修</li> <li>・第2次救急医療</li> </ul>					新居浜市も参加
道前福祉衛生事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿処理</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・火葬場</li> <li>・知的障害者（児）施設</li> <li>・化学分析センター</li> </ul>					
周桑事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防</li> <li>・養護老人ホーム</li> </ul>					
周桑病院企業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院の経営</li> </ul>					
東予市丹原町 公共下水道事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の運営</li> </ul>					
中山川水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道用水の供給</li> </ul>					
西条市小松町共立 大保木診療所協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所の運営</li> </ul>					
東予市周桑郡丹原町 入会山組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林の入会権</li> </ul>					

※21 「一部事務組合」 市町村の事務の一部を行政の枠組みを越えて共同で運営するために設立した組織。

## (カ) 財政

財政力指数<sup>※22</sup>については、各市町ともこの数年ほぼ一定であり、いずれも地方交付税<sup>※23</sup>にある程度依存せざるを得ない状況となっている。

また、経常収支比率<sup>※24</sup>は80%前後、公債費負担比率<sup>※25</sup>は約15%で、各市町とも今後これ以上増加させないような努力が望まれる。地方債<sup>※26</sup>残高については、西条市を除いて増加の傾向にある。



### 【合併の必要性】

今後、歳出の増大懸念、税収の頭打ちあるいは交付税の縮減等が予想されることから、必要な住民サービスの提供と、財政の健全性を両立していくことが求められている。

表 財政力指数の推移

	平成5年度	6	7	8	9	10	11	12	13
西条市	0.80	0.80	0.80	0.80	0.79	0.81	0.81	0.78	0.76
東予市	0.51	0.51	0.52	0.53	0.54	0.54	0.53	0.53	0.56
丹原町	0.33	0.33	0.32	0.32	0.31	0.31	0.31	0.30	0.31
小松町	0.39	0.40	0.41	0.41	0.41	0.41	0.40	0.40	0.40

表 経常収支比率の推移 ( % )

	平成5年度	6	7	8	9	10	11	12	13
西条市	73.0	75.6	76.0	79.1	76.3	83.2	78.2	76.4	76.8
東予市	80.6	82.3	84.1	83.2	85.9	86.3	80.0	82.1	79.7
丹原町	73.2	77.3	76.8	75.7	74.6	76.4	76.2	74.5	77.3
小松町	69.6	72.5	74.4	76.9	74.8	77.0	78.0	82.2	82.9

※22 「財政力指数」 標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で確保出来るか、という財政基盤の強さを示す指標で、1より大きいか否かが一つの目安となる。愛媛県内平均では、市部で0.58、町村部で0.24となっている（平成13年度）。

※23 「地方交付税」 地方税など独力での収入が、行政の運営に必要な額に満たない地方公共団体に対して、国が交付する資金。

※24 「経常収支比率」 毎年固定的に支出される経費の総額を、地方税など同じく固定的に得られる財源（一般財源）の総額で割った指標で、自治体が基本的な活動を毎年進めていくことができる能力を示す。平成14年度の全国市町村の平均は83.6。

※25 「公債費負担比率」 地方自治体が借り入れた地方債の元利返済に支出する額を一般財源総額で割った指標。一般に20%を超えると、財政運営上支障をきたすと言われている。

※26 「地方債」 地方自治体（市町村・都道府県）が発行する債券。

表 公債費負担比率の推移 ( % )

	平成5年度	6	7	8	9	10	11	12	13
西条市	12.7	14.7	14.9	15.8	15.1	16.7	16.1	15.2	15.0
東予市	12.6	13.0	14.0	15.5	13.6	13.3	13.3	16.0	13.8
丹原町	13.4	14.2	13.0	13.5	13.0	12.4	13.1	14.0	14.0
小松町	10.1	10.2	10.0	11.0	10.8	10.6	12.8	12.7	14.5

表 地方債残高の推移 ( 単位:百万円 )

	平成5年度	6	7	8	9	10	11	12	13
西条市	16,224	17,451	20,044	19,949	19,861	19,261	18,343	17,164	16,112
東予市	8,667	9,499	9,811	10,699	12,761	13,519	14,496	14,872	15,440
丹原町	4,019	3,976	4,023	4,354	4,526	4,654	5,575	5,450	5,441
小松町	2,416	2,614	2,934	2,982	3,589	4,430	4,862	4,779	4,775

(注) 各年度末現在の残高

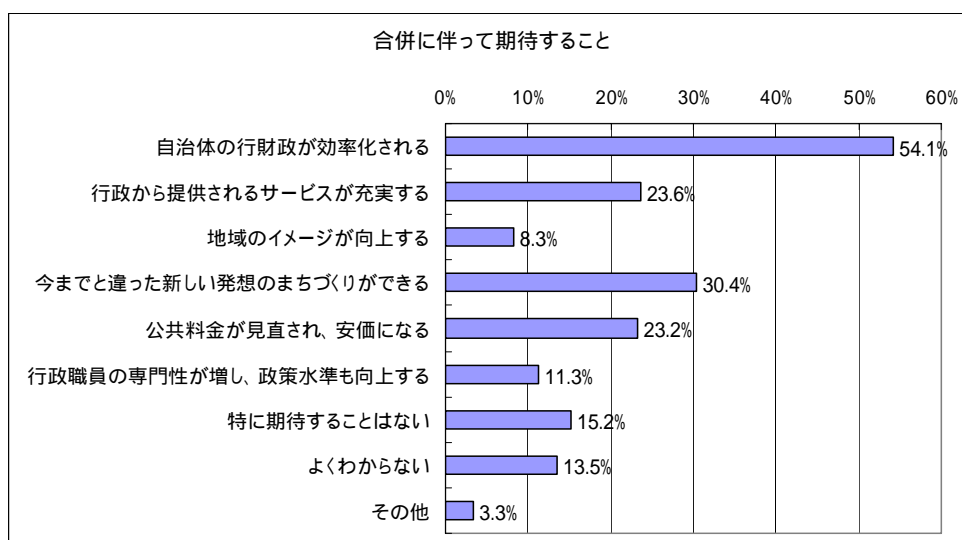


## (5) 住民意向の状況

2市2町における、合併に対する住民の意識では、次のような傾向が示された。

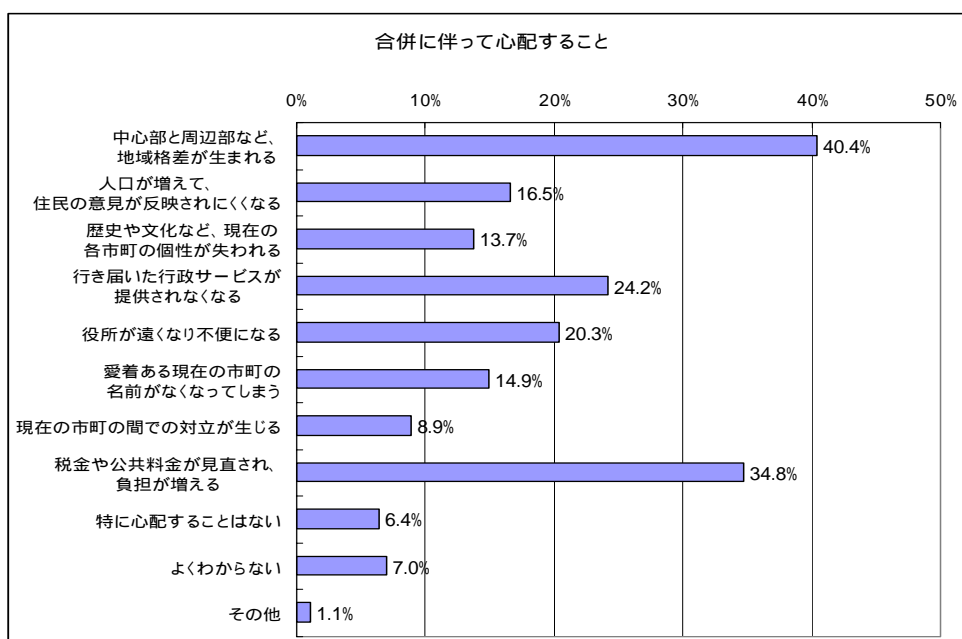
### 合併に伴って期待すること

「行財政の効率化」、「行政サービスの充実」、「公共料金が見直され、安価になる」といった行財政全般の改革・効率化に関する期待が高く、「今までと違った新しい発想のまちづくりができる」への期待もある。



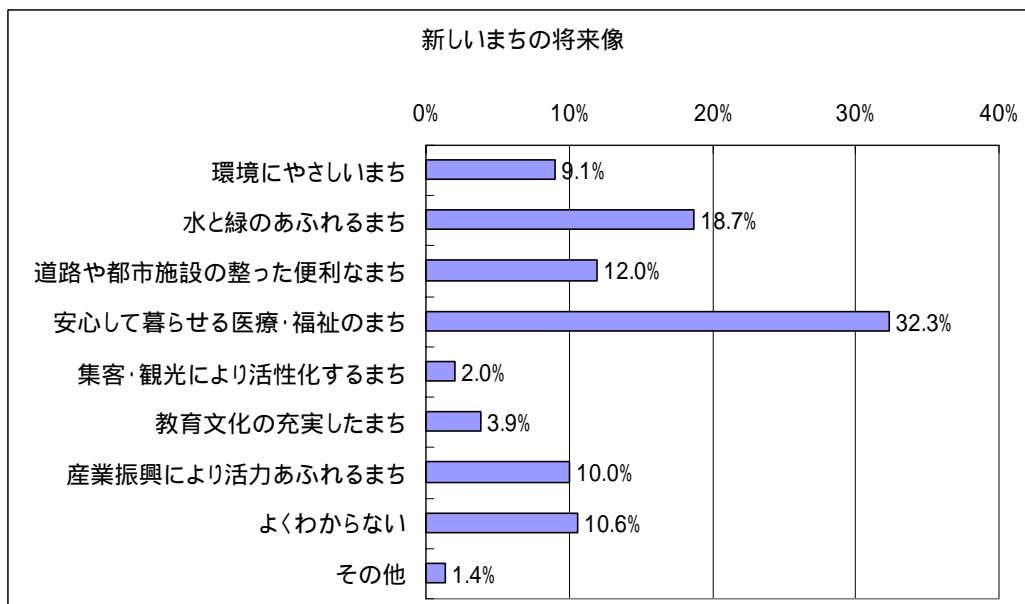
### 合併に伴って心配すること

「中心部と周辺部など、地域格差が生まれる」、「行き届いた行政サービスが提供されなくなる」という合併に伴う行政区域の拡大による懸念とともに、「税金や公共料金負担が増える」との意見が多い。



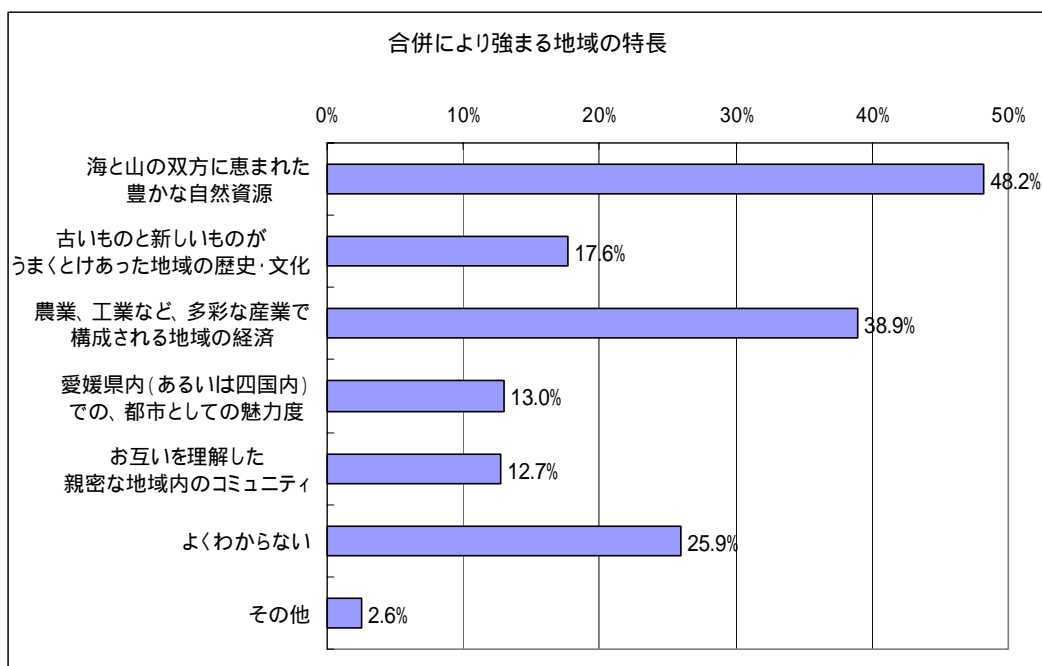
## 新しいまちの将来像

「安心して暮らせる医療・福祉のまち」が圧倒的に多く、次いで「水と緑のあふれるまち」など、安心して快適な環境を求める声が強かった。



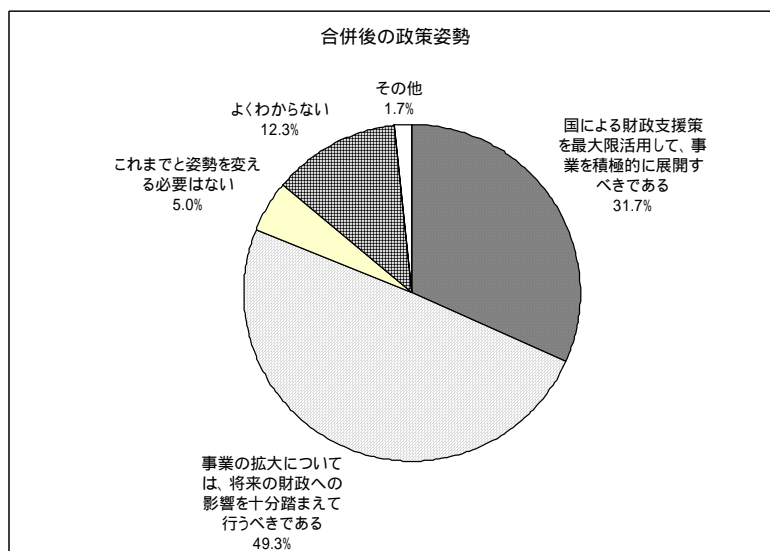
## 合併によって強化される自慢（特長）

「海と山の双方に恵まれた豊かな自然資源」が最も多く、次いで「多彩な産業で構成される地域経済」が続いた。



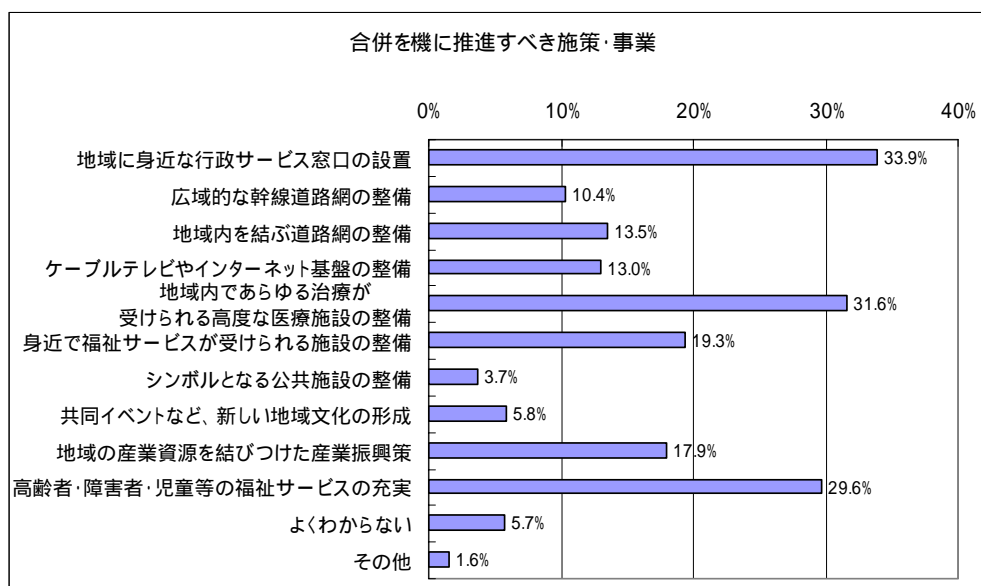
## 合併後の政策の推進姿勢

「事業の拡大については、将来の財政への影響を十分踏まえて行うべき」という、一定の節度を持ちながらまちづくりを進めていくべき、との声が多かった。



## 合併を機に推進すべき施策・事業

「地域に身近な行政サービス窓口の設置」、「地域内での高度な医療施設の整備」、「高齢者・障害者・児童等の福祉サービスの充実」が多くなっている。



## 現在の行政サービスの満足度と将来への期待度

現在の行政サービスに対しては、全体としてはまずまずの満足度を得ているが、各産業の振興と地域情報化に対する満足度がやや低い傾向にある。

今後の期待としては、保健・医療・福祉分野全般と、下水道、ごみ処理・リサイクル、自然環境の保全等生活環境分野の充実に対する期待が強くなっている。

### 3. 合併の効果

2市2町にとって合併とは、これまで社会・経済の動きや人々のニーズの変化に対して十分な対応が困難であった行政が、これに対応する体制を整え、自ら大きく変革していくための「大きなステップ」と位置づけられる。

そして、行政だけでなく、住民や企業も互いに手を取って、開かれた住民意識を形成しつつ、地域の産業立地、文化や人材を活かしていくことにより、現在の地理的、心理的な壁を超えた新しい地域の創造が期待される。これを、全国、世界にも通用しうる地域づくりの新しい手本として、2市2町から世の中に広くアピールしていくことも可能になる。

この一步を踏み出すことは、今後予想される社会情勢の変化にも対応が可能な地域の基盤が整うことになり、将来的にさらなる飛躍につなげていくポテンシャルが十分に備わるということも意味する。

したがって、少子高齢化、経済面での停滞など、不透明感を増す昨今の社会情勢においては、2市2町による合併を円滑に進めていくことが、先進的な「自治体モデルづくり」のスタートにつながるものと考えられることができる。

このように、合併は2市2町にとって未来につながる大きな転機になるとともに、以下に掲げるような身近な効果も有している。

#### (1) 生活利便性の向上

住民の生活圏や通勤・通学圏は、行政区域を超えて広がっており、日常的生活行動の中で、現在の行政区分は必ずしも重要な意味を持たないものとなっている。

例えば、近隣の市町に通勤・通学したり、買物を市外で済ませたり、福祉や医療については各自のニーズに見合った施設を市町外に求めたりといったことが日常化している。また文化活動、スポーツ活動といった場面でも、他市町の施設を利用することも珍しくないなど、行政の枠を越えた動きが現実化している。

したがって、市町域内を対象に行政が事業を行っても、必ずしも住民にとって効果のある投資とはならない場合もあり、今後、行政サービスの提供の空間的広がりについては、地域の人々の生活圏との整合を図っていくことが必要である。

合併により、生活圏と行政圏の広がり近づくことにより、提供される行政サービスの整合性が高まり、住民の生活利便性が向上する。

例えば、文化、スポーツ、保健・福祉など、現在は地元住民しか利用できない公共施設の相互利用が可能となる。また、図書館、文化ホール、大規模グラウンド、児童館など、現在地元が無い施設でも新たに利用可能になる。

申請・交付など、行政手続きについても、現在のそれぞれの市町内だけでなく、合併する地域内に設置される各窓口でも可能となることから、選択肢が広がる。

また、より広い視野から地域の交通体系整備に取り組めるため、道路をはじめ、住民の需要に対応した利便性の高い交通網が整備される。

## (2) 新たな都市イメージの形成

2市2町の合併により、人口約117,000人の新しい都市が誕生する。これは、愛媛県下では、松山市、今治市、新居浜市に次ぐ第4位の規模で、県内各地で進んでいる市町村合併が実現した後も、この地位はゆるがないと予想される。

今回の合併により、単に人口が10万人という節目を超えるだけでなく、多様な経済基盤や人的資源を有する都市になることであり、これまでにない新しい発想で、戦略的なまちづくりや幅広い分野を網羅した施策の取り組みを行うことが可能になる。

すなわち、愛媛県の「第2の県都」となる可能性を得るだけでなく、四国、西日本さらには全国でも通用する、一定の「都市格」（まちとしての風格）を有することとなる。

このことは、都市としての情報発信能力を高めることにもつながり、地域イメージや知名度の向上にも寄与し、地域の人々にとって「住んでよかった、住み続けたい」という誇りを高め、地域外の人々からは「住んでみたい」と思えるまちになる、という効果も非常に大きいものと考えられる。その結果、定住人口の増加や新たな企業の誘致などにもつながることが期待できる。

その一方で、地区レベルの活動も十分展開が可能な規模であり、大都市の持つ利点と、中小規模の地域が備える特長を同時に併せ持つことは、新しい視野から個性あるまちづくりを展開する上で有利な規模であるといえる。

### (3) 一体的・効果的なまちづくりの展開

住民ニーズの多様化に伴って、現在の自治体規模では行政サービスに対する需要が小さく、単独では実施が難しい事業もある。あるいは、類似の公共施設を各市町それぞれで整備せざるを得ないという非効率も生じがちである。

約1万人～約6万人という各市町の現在の規模では、行政としての権限が十分ではなく、今後激化する自治体間競争の時代を乗り切るための政策が十分に進められない面もある。

合併により、土地利用や都市基盤をはじめ、様々な行政分野において、地域全体を一体的にとらえたまちづくりが行われることにより、このような問題を解消し、効果的な都市戦略を展開することができる。

#### 土地利用

土地利用計画を一体的に行うことにより、重点的な整備地域の設定や良好な生活環境の形成など、広域的な整合性に配慮した土地利用の立案が実現する。

特に、都市計画法上の線引き見直し、用途地域の指定、あるいは農業振興地域の指定、その他、環境保全への取り組み等において、より広い視野からのまちづくりが可能となる。

#### 都市基盤

道路整備においては、現在の市町域を超える路線の効率的な立案や、行政区域界付近で生じがちな不整合が解消される。

また、公園に関しては、地域の基幹となる施設を重点的に計画・整備することができる。

下水道においては、現在の行政区域界周辺を中心に効率的な新規整備が可能となるほか、河川改修事業を流域で一体的に取り組むことにより防災対策の一層の推進が実現する。

#### 産業振興

産業振興分野では、全国の自治体において類似した企業誘致活動が展開される中、現状での各市町単位での取り組みには自ずと限界がある。

東予港の整備、幹線道路の整備や生活環境の充実と連携して、地域全体の魅力を共同でアピールし、全国を対象として企業誘致を効果的に進めることができる。

加えて、それぞれの市町で集積のある産業を結びつけることにより、新たな産業の創造や新製品の開発等が可能になる。

また、2市2町全体での起業家育成や、異業種企業同士の交流など、ソフトな取り組

みを拡大させることにより、地元企業への支援が充実する。

### **保健・福祉・医療**

高齢者福祉・障害者福祉の分野においては、既存の施設を相互利用しながら、ボランティアやヘルパーなどの人材を、現在の市町の枠を越えて登用、育成することにより、提供するサービスが充実される。

また、年々財政的な負担が増大する介護保険事業や国民健康保険事業においては、一元化によって、財政基盤が強化される。

保育所の相互の有効活用による入所待ちの軽減等、子育て支援についても充実が図られる。

さらに医療サービスについては、充実している都市部の集積を地域全体で活用していくことが容易になる。

### **教育・文化**

2市2町のこれまでの歴史や文化を生かしつつ、古いものと新しいものの組み合わせ、住民レベルでの文化的な交流による相互理解が進み、新しい地域文化を育むことが期待される。祭り等地域イベントの連携によりさらに魅力を高めることができる。

また、既存の文化施設を拠点として、住民主体の文化芸術活動などソフトな取り組みを連携することにより、限られた人材を有効に活用し、独自の地域文化を新たに形成していくことも期待できる。

### **情報化**

今後の行政事務の効率化、迅速化のためには、コンピュータを中心とする情報通信技術の導入拡大は不可欠である。また、技術の進歩が早いこの分野においては、定期的な更新等が求められる。各市町個別に取り組む場合に比べて、一体で行うことにより、より高いレベルのサービスの提供や、導入コストの削減が実現する。

## **(4) 行財政の効率化・高度化**

少子高齢化が進行し、税収の大幅な増加が見込めない状況のもと、限られた財源の中で、多様な事業を効率的に進めることが求められている。

2市2町においては、財政状況は比較的健全さを保っているものの、決して余裕のある状況ではなく、今後福祉関連事業などの経常的な出費が増加することにより、柔軟な運営が難しくなることが十分予想される。

また、職員数を増やすことは難しい情勢であり、必要な政策を展開していくためには、

既存の規模では能力的に対応できないことも考えられる。その点、合併により職員の層が厚みを増すことにより、課題への対応が容易になる。

行政職員に関しては、総務や企画等の管理部門が統合され、所属職員を他部署へ振り向けることが可能となる。また、特別職（市町長、助役、収入役）や教育長についても、単独の自治体となるので自動的に削減される。議員数についても定数78名から34名（地方自治法第91条第1項による法定数）となり、経費の削減が期待できる。

また、現在、ごみ処理、高齢者福祉、障害者福祉、消防等を行っている各種の一部事務組合についても、合併により解消し行政部局への編入による効率化が可能となる。これ以外にも、各市町が個別に行う場合に比べて、類似した事業の重複も避けながら、スケールメリット<sup>※27</sup>を發揮した効率的な事業実施ができる。

さらに、合併は「スクラップ（削る）」の側面だけを持っているわけではない。削減した経費を財源に、新しい事業の実施が可能となるという「ビルド（創る）」という側面も有する。そして、職員体制にも厚みが出るため、より高度な専門性を有する職員を、より適切な部署に配置することが可能になり、行政の企画立案能力・事務遂行能力が向上することも、大きな効果として期待できる。

---

※27 「スケールメリット」 大規模・大量になることによって、効率化が図られること。



## 4. 合併により懸念される事項とその対応

合併に際しては、次に掲げるような懸念事項が一般的に指摘されているが、2市2町においては、適切な手段を講じることにより、十分対応していくことが可能である。

### (1) 地域格差が生まれる

合併後、人口の多い地区に重点的な投資が充てられ、周辺部との地域間格差が拡大するのではないかという点は、2市2町の住民意向調査でも多くの方が懸念している。

しかし、合併により財政基盤が強化され、各種の取り組みを通じて地域全体での魅力や活力を増大させることにより、全体での底上げを通じて、むしろ格差の無い一体的な発展が図られる。

また、現在既に存在している地域間格差については、合併後にこれらを解消するための重点的投資を行うことも可能である。

### (2) 税金や公共料金など住民負担が増大する

住民意向調査でも比較的多い回答を得た懸念であり、住民にとっては切実で身近に感じられる問題であることがうかがえる。

現在各市町で行っている固有の行政サービス等もあるため、合併に先立って調整を図っていくことが必要となるが、本来あるべきサービス水準について十分に検討を行うことで対応する。少なくとも、基幹的な行政サービスにおいては、サービスは高いレベルに、負担は少ないレベルに合わせることを基本とし、サービス水準が維持されるように努めることとする。

また、合併に伴う効率化により各種のコストを減らし、結果的に住民負担を抑えることも可能である。

### (3) 行き届いた行政サービスが提供されなくなる

合併により各市役所・町役場が集約されることにより、特に周辺部となる地域から市役所までの距離が遠くなることも想定される。

しかしながら、現在の庁舎を活用する形で支所や行政サービス窓口等を整備することにより、その利便性は維持される。

また、情報通信技術の活用により、各窓口を情報ネットワークで接続したり、インターネットを経由してサービスを提供したりすることにより、住民がどこに居ても同等のサービスの提供を受けることが可能である。

さらには、合併により行財政の効率化が図られ、そこで節約した財源や人材を新たに振り向けることも可能となる。その場合には、行政サービスはむしろ向上することになる。

#### ( 4 ) 地域の個性や伝統が失われる

合併で現在の地域のイメージが薄まった結果、それぞれの個性や伝統が失われるという懸念も一般に言われるが、2市2町には長い期間培われてきた固有の文化や歴史があり、決して合併により失われるような浅薄なものではないと考えられる。住民意向調査においても、この点を心配する声は比較的少なく、地域の人々による認識もそれを裏付けている。

そもそも文化や歴史は、地域コミュニティに密着したものであり、決して行政区域の変化に左右されるものではない。むしろ、合併を通じて、伝統行事や祭り等の振興や活性化を図ることにより、それらを強化していくこともできる。

同時に、合併を機会にお互いの魅力を理解・融合することで、新しい地域の個性を創造し、新たに歴史をつくっていくという効果が生まれる可能性も忘れてはならない。

#### ( 5 ) 住民の意見が反映されにくくなる

2市2町の住民意向調査では比較的少なかったものの、合併により自治体の規模が大きくなることにより、個々の住民意見が行政に届きにくくなるのではないかと懸念がよく言われる。

しかしながら、住民参画の行政体制、仕組みを充実し、住民の意見を十分に聞くための取り組みを進めることで対応できる。

また、長い歴史の中で培われてきた地域コミュニティ・地域組織をまちづくりの場面に活かすことや、具体的な問題を協議するための制度として設置が認められている「地域審議会」を活用した対応も考えられる。

そもそも、住民参加の促進のため、情報公開など、自治体の説明責任も果たしていくことは当然の姿勢であり、合併後も当然取り組まなければならない。

## 5. まちづくりの基本理念・将来像

### (1) 各市町の将来計画

現在の2市2町の総合計画においては、次のようなまちづくりの方向性が示されている。

表 各市町の総合計画の概要

	目標年次	基本理念・将来像	計画体系
西条市	平成22年 65,000人	○基本理念 ・自然環境と都市景観の調和 ・歴史的文化的遺産の保全 ・産業文化と生活・地域活性化との結合 ・情報発信 ■将来像 「潤いと活力あふれる快適環境・産業文化都市」	1 元気で幸せに暮らせる社会福祉都市 2 快適で住みたくなる生活環境都市 3 創造的で活力ある産業経済都市 4 個性豊かな教育文化都市 5 水と緑豊かな自然環境都市
東予市	平成17年 36,000人	○まちづくりの方向 ・時代の変化への対応 ・美しい自然を生かす ・若者の定住化やUJIターン <sup>※28</sup> 促進 ・健康・福祉 ・全国・世界を視野に入れた交流 ・多様な市民ニーズに応える ■将来像 「人が元気、くらしが元気、夢が感動に変わるまち 一瀬戸内に拓く田園工業都市・東予一」	1 自然環境の保全・創造 2 活力ある産業の進展と地域保養資源の開発 3 計画的な都市基盤と都市機能の整備 4 生涯福祉と市民の健康づくり 5 ゆとりとあたたかさあふれる教育文化の創造 6 総合的、効率的な行財政運営の確立
丹原町	平成17年 15,000人	○基本的考え方 ・全員参加のまちづくり ・未来を拓くひとを育むまちづくり ・快適でゆとりある、魅力あふれたまちづくり ■将来像 「五感にうったえる」ふれあいとであいのまち	1 みんなが輝くまち 2 自然とともに生きるまち 3 地域を育てるまち 4 未来を拓くまち 5 みんなが支え合うまち
小松町	平成20年 10,300人	○3大テーマ ・定住 ・観光 ・人づくり ■将来像 「住みたい・行ってみたい・文化の里・小松」	1 都市環境の整った魅力あるまち 2 自然と社会の調和のとれた快適で住みよいまち 3 健康で安心して暮らせるまち 4 豊かな心を育む教育・文化のまち 5 地域の資源をいかした活力ある産業のまち

全体をまとめると、基本的方向として、人の元気や活力を高め、ゆとり・うるおいを重視し、住みたい、行ってみたいまちづくりを目指していることがわかる。

また、計画体系としては、「自然環境」、「産業」、「生活環境（都市基盤）」「健康・福祉」「教育・文化」「行財政運営」といった項目に整理されている。

※28 「UJIターン」 都会に出た人が故郷（あるいはその近辺）に帰ること。U・J・I各文字の形を人の移動になぞらえている。

## ( 2 ) 活かすべき地域の特長

新市のまちづくりにあたっては、地域が有する次のような特長を活用していくことを目指す。

### 山と海が会う、豊かな自然

2市2町は、石鎚山とその連山という豊かな山岳とともに、そこから生み出される豊富な水に恵まれている。同時に、風光明媚な瀬戸内海に面し、埋め立てが進んだ現在でも自然海浜を一部に残している。

合併により、これら本格的な山と海双方の自然資源を単独の自治体で有することになり、他の地域には得がたい個性がさらに強化されることとなる。

自然環境は、これまでそれぞれの地元で大切に守られてきた貴重な財産であるが、今後のまちづくりにあたっての大きな資源ともなる。

合併後も、恵まれた自然環境を保全しながら、地域の魅力としての充実強化を図り、情報発信していくことは不可欠の考え方といえる。

### バランスのとれた産業集積

2市2町の産業としては、西条市、東予市を中心に集積が進んでいる製造業や沿岸部の水産業、丹原町、小松町における農林業、さらには石鎚山などの観光資源を軸とする観光関連産業などがみられる。また、古くからの歴史を持つ地域商業も集積している。

地域住民の生活も、このような経済的な基盤があってこそこれまで支えられて来たわけであり、住みよい地域づくりのためには今後も産業の発展が不可欠であるといえる。

しかしながら、変革の時代においては、既存の産業だけに安住することなく、新しい経済基盤の構築を続けていくことが、地域間競争を優位に進めていくためには不可欠のものとなる。

新市のまちづくりにあたっては、現在の産業を拡充しながら、あわせて経済のソフト化、生活の多様化に対応して、新たな産業を発展させる取り組みが課題となる。また、新しい産業を支えるためには、地域の中から優秀な人材を、発掘、育成していくことも必要である。

## 新旧が融合する地域の歴史と文化

旧藩時代からの長い歴史、活気あふれる勇壮な祭り、多様な農林水産業、戦後の新産業都市としての発展など、2市2町にはそれぞれに個性豊かな歴史と文化の蓄積がある。

このような、多様な文化的背景を新しい「まちの財産」として継承していくことは新しいまちになっても非常に重要な視点である。

これとともに、住民間の交流や相互理解を深め、新しい地域文化の創造にも取り組んでいくことが必要である。

これにより、まちの魅力が向上するとともに、新たな歴史を創造していくことが可能になる。

## 広域各方面と結ばれた、恵まれた交通条件

広域的な交通体系についても、2市2町は非常に恵まれた立地条件にある。

まず道路に関しては、東は高松自動車道を経て瀬戸大橋から山陽・関西方面へとつながる国土幹線軸に直結し、西へは愛媛県を東西に貫く松山自動車道、さらに北西には西瀬戸自動車道（しまなみ海道）を経て中国方面への利便性が確保されている。また、南についても新しい寒風山トンネルの開通により、高知県との接続が強化されている。

鉄道に関しては、JR予讃線が地域内を通り、岡山・高松・松山方面と結ばれている。

また、東予港をターミナルとするフェリーにより、阪神地区と海上ルートによる行き来も可能となっている。

以上のように、本地域は、道路、鉄道、船と、まさに「四国の交通の要衝」にふさわしい広域的な交通条件を備えており、企業活動や物流の拠点として、これを最大限に活かしていくことが望ましい。

### (3) まちづくりの方向性

社会潮流、地域の特性、各市町の将来計画等を踏まえ、新市におけるまちづくりにおいて取り組むべき基本的な方向性として、次の4つを掲げる。

#### 1 心豊かなくらしを支えるまちづくり

地域の全ての人々が安心して暮らすことができ、子どもたち、子育て世代、若年世代、高齢者など、あらゆる世代の人にとって幸せが実感できるまちづくりを進める。

また、快適な居住環境の形成や心のやさしさを大切にし、地域の人々が、物質面だけではなく、精神面でも「豊かさ」を感じられるような環境を整える。

そのためには、日常生活の中で求められる、「住み、働き、学び、遊び、憩う」ための充実した環境を整え、日々の生活の質が向上したと真に感じられることを目指す。

これらを通じて、だれもが「住んでみたい、行ってみたい」と感じるような地域の実現を図っていく。

#### 2 恵まれた自然を守り、活かしたまちづくり

2市2町は、石鎚山をはじめとする“山”、国内で他に類を見ない豊富な“水”、加えて瀬戸内の“海”と、多彩な自然環境に恵まれている。

この自然環境を、後世に伝えるべき財産として守っていくことは、現在の世代に与えられた重要な使命であり、まちづくりの中で常に意識することが求められる。

同時に、まちづくりに際しての資源として有効に活用していくことにより、地域の個性を伸ばしていくことが可能となる。

これらにより、地域の人々の誇りを高めるとともに、地域外の人々から見たまちの魅力を深めていく。

### 3 人々の“ちえ”と“ちから”を集めたまちづくり

地域の人々や企業、そして行政の力を一つに結集し、新しいまちづくりに取り組むことは、地域にとって重要であり、人々の連帯感や自主性を育むことにもなる。

既存産業の集積を活用しながら、起業支援機能の強化により、地域の中から新しい元気な産業の形成を目指す。また、そのための人材を地域の中から育て、世の中に送り出す多様な教育の仕組みを整備する。

あわせて、2市2町が有する歴史や文化を有効に活かし、合併後も地域の人々がふれあい、お互いを理解しながら、新しいまちづくりに主体的に取り組めるような環境を整備する。

行政においても、「地域経営」の観点を忘れず、持てる能力を最大限に発揮して、まちづくりを遂行していく。

### 4 広い視野を持ち、世界にはばたくまちづくり

新市においては、狭い視野にとらわれることなく、広域的な視点でまちづくりを進める姿勢が必要である。

また、社会経済や市民生活など様々な面での今後の動向を幅広く見据え、どのような変化に直面しても適切に対応していくことも必要である。

これらにより、新市は四国、愛媛県における中核都市となるだけでなく、関西圏そして全国、さらには世界にも通用し、広域からも注目される自立した地域になることが可能となる。

人口規模としては決して大都市というわけではないが、個性的で発展する都市というイメージを形成することが、居住人口や産業の集積を促進し、さらに次なる発展へとつなげて行くことが期待される。

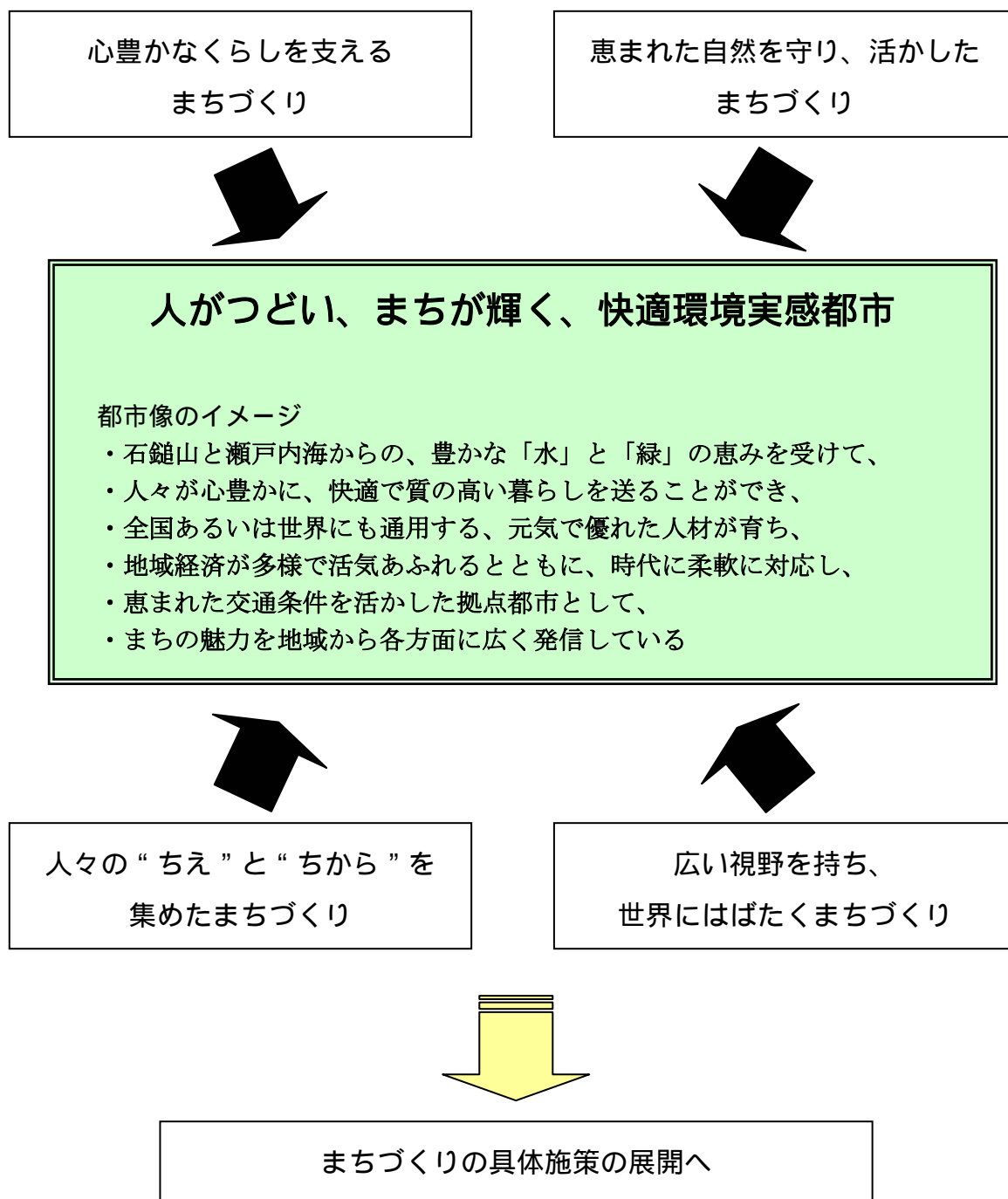
これまでのまちづくりにおいては、ともすれば周辺のことしか目に入らなかったり、目先の課題解決にとらわれることも無かったとは言えない。それが、例えば近隣と類似した不要な公共施設の整備を招く要因でもあった。新市においては、このようなことが無いよう、強い志を持ってまちづくりを進めていく。

#### (4) 将来都市像

まちづくりの方向性に基づき、まちづくりの将来都市像を、

「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」

と定める。





## (5) 将来フレーム

### 人口

合併の目標である平成 16 年以降、20 年間の将来人口の推計を行った結果、平成 14 年 3 月現在の 2 市 2 町合計の約 117,000 人（住民基本台帳人口）が、若干の減少傾向により、平成 36 年に約 109,000 人になるとの予測を得た。

また、年齢構成に関しては、人口の高齢化が急速に進むものと予想される。

65 歳以上の人口が人口全体に占める割合（老年人口割合）は、平成 14 年の 23.2% から平成 36 年には約 32%へと、大幅な増加が見込まれている。

しかしながら、就業機会の拡大等を通じて多様な世代の定住を進めることにより、合併 20 年後の時点で約 120,000 人を目標人口として、まちづくりを進めていくこととする。

表 人口推計結果

	人口（2市2町計）	老年人口割合
平成 14 年 （実績値）	116,736 人	23.2%
平成 26 年	115,000 人	28%
平成 36 年	109,000 人	32%



目標人口  
120,000人

## 財政

### (ア) 財政効果の試算結果

財政フレームの予測は、2市2町の平成13年度決算をもとに、合併した場合の経常的な歳入・歳出について平成36年（2024年）まで推計を行った結果、合併後10年間で約136億円の財政効果が見込まれる結果となった。なお、普通交付税の段階補正<sup>※29</sup>等の削減等については、現在国で検討されている段階であり、その内容が不明であるため、考慮しないこととした。

表 財政シミュレーションの結果

経常的な収支	<p>平成17～26年度の歳入（経常的なもの）と歳出（投資的経費<sup>※30</sup>を除く経常的な歳出）の差（＝歳入－歳出）から算定される投資的な事業等に充当可能な一般財源<sup>※31</sup>の額は、10年間の総額で約373億円程度と見込まれた。</p> <p>なお、合併後11年目以降は普通交付税が段階的に縮減され、16年目以降は新市本来の額になる。その時点までには経常的な歳出も削減されており、投資的経費に充当できる一般財源は十分確保されるものと考えられる。</p>
合併により削減可能となる経費の額	<p>合併に伴って削減可能な経費のうち主なものとして、職員人件費、市町長等の人件費（首長・助役・収入役・教育長等）、議員報酬及び物件費がある。これらの削減可能額を推計すると、10年間で約136億円となる。</p> <p>仮に合併をしなかった場合と比べると、この増額分136億円が、合併により生じた余裕財源として、新市における投資的経費等に充てることが可能となる。</p>

※29 「段階補正」 小規模な自治体ではどうしても財政的な効率性が低くなるという前提のもと、人口規模に応じて交付税を割り増す措置。市町村の人口規模ごとに実際の自治体経費の平均を算出、人口10万人の自治体を基準に係数が決められる。平成14年度からは、より効率的な財政運営を行っている自治体を基礎とする方針となっており、人口規模が小さい自治体ほど段階補正係数が引き下げられている。

※30 「投資的経費」 道路・橋りょう・公園・学校などの建設等社会資本の整備に要する経費。経常的な経費には含まれない、いわば「まちづくりのための投資」に要する支出として扱われる。

※31 「一般財源」 財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できるものをいい、地方税や地方交付税がこれに当たる。

表 合併による財政効果

※合併後 10 年間の額

合併した場合	経常的な収支の見込み額		約 373 億円(A) (図 1)
	合併による削減効果	議員報酬の削減額	約 12 億円
		特別職の person 費削減額	約 18 億円
		その他報酬の削減額	約 27 億円
		一般職の person 費削減額	約 39 億円
		その他の削減額	約 40 億円
合併しない場合	経常的な収支の見込み額		約 237 億円(B) (図 2)
合併による財政効果			約 136 億円 (A) - (B)

図1 歳入歳出の見込み = 合併した場合 =

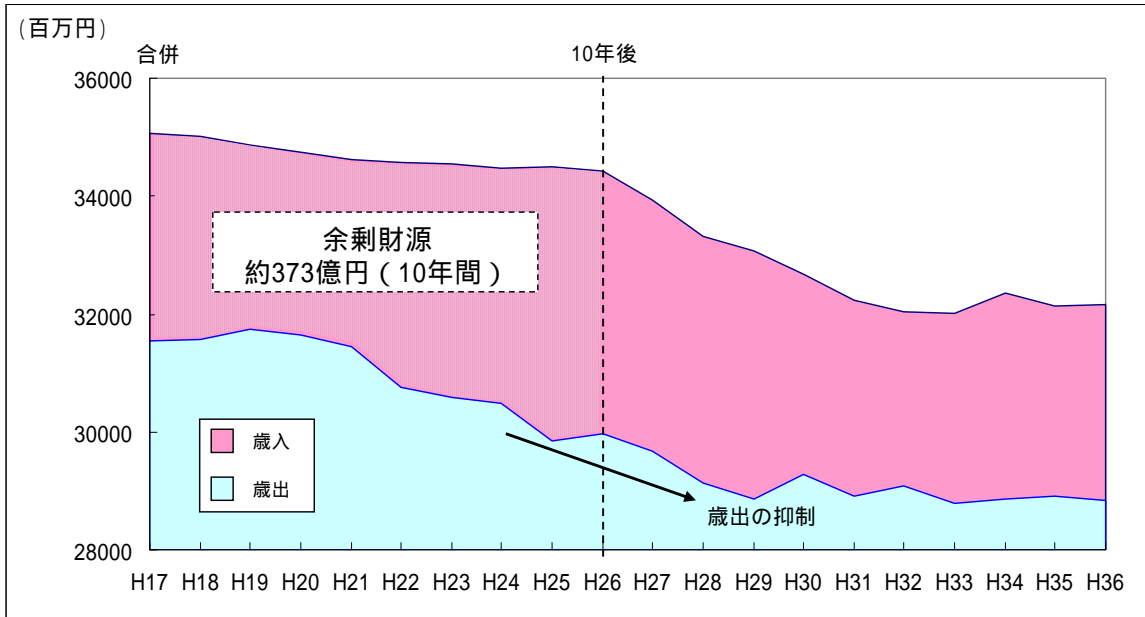
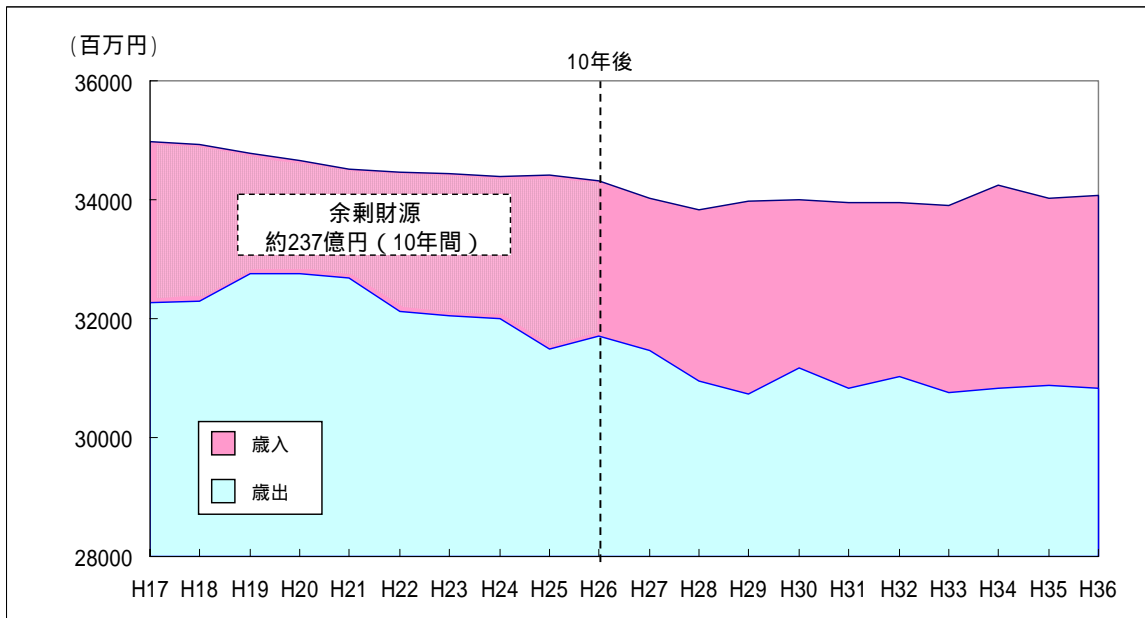


図2 歳入歳出の見込み = 合併しなかった場合 =

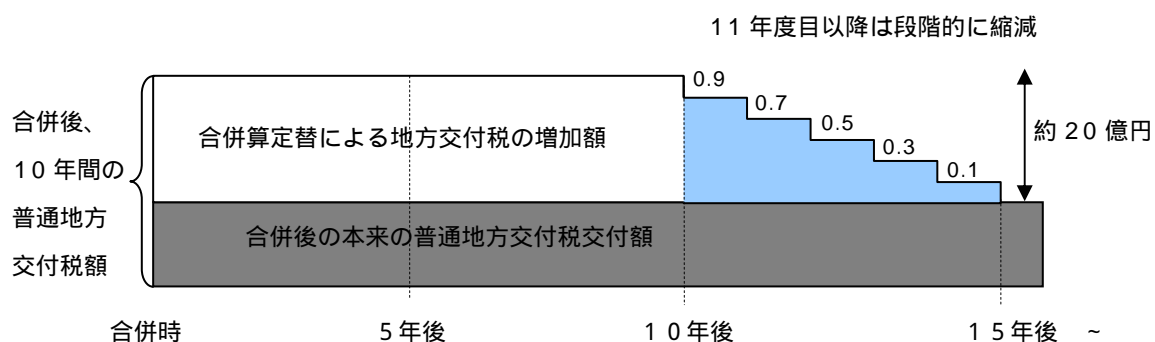


### (イ) 合併に伴う普通交付税の特例措置

国からの普通地方交付税は、合併算定替の特例（「市町村の合併の特例に関する法律第11条第2項」による。）として合併後10年目までは合併前の水準が維持される。

2市2町の場合、算定替の効果を平成14年度で試算すると約20億円/年となった。11年目以降はその額が1年毎に段階的に縮減され、16年目以降は合併後の市に交付される本来の額となる。そのため、合併による財政効果は、主に合併後の10年間に発生し、それ以降は徐々に減少していく。（下図参照）。

図 合併算定特例による地方交付税額の推移



### (ウ) 長期的な財政運営の考え方

合併後10年目以降を見通した長期的な視野に立った場合、合併による財政効果が低下していくことから、健全な財政運営を将来にわたって確保するという観点より、投資的な事業についての厳正な選択と適正な支出が求められる。合併特例債（標準全体事業費 約464億円）の活用についても、必要な事業を十分見極めながら検討していくことが不可欠となる。同時に、経費圧縮等の行財政改革も、さらに継続的に推進していくことが必要である。

## ～ 財政推計に当たっての考え方 ～

### 1. 前提

普通会計について、歳入・歳出それぞれから投資的経費分を除き、今後 20 年間の収支（投資的経費に充当可能な一般財源）について推計した。

### 2. 歳入の予測手法

#### ※地方税

経済成長率の見込み＋生産年齢人口の増減率から見込むこととするが、今回はゼロ成長を見込んでいるため、生産年齢人口の増減率とのみ連動させることとした。

#### ※譲与税・交付金

地方税同様、経済成長率の見込み＋生産年齢人口の増減率から見込むこととするが、今回はゼロ成長を見込んでいるため、生産年齢人口の増減率とのみ連動させることとした。なお、利子割交付金については、各市町での平成 14 年度の見込額を据え置いた。

#### ※地方交付税

普通交付税の基準財政需要額<sup>※32</sup>について、公債費関係（公債費・事業費補正）は市町ごとに積上げて算出した。その他については全国市町村の決算統計を用いた需要額と人口との相関関係の分析結果をベースに、人口増減の影響を考慮した。段階補正の見直し、事業費補正<sup>※33</sup>の見直し、留保財源率の見直し等については、政府の方針が示されているものの、実施年度や見直し額・率など細部の設定が予測困難であるため、現行どおりとした。普通交付税から臨時財政対策債への振替は平成 15 年度までの措置であり、その後の方針が不確定であるため、起債への振替分を地方交付税に戻して予測した。

なお、国における交付税特別会計の借入金の償還など、地方交付税の財源をめぐる先行きは非常に厳しいものがあり、2市2町、特に自治体規模が小さくなるほど影響（減額）は多大になると言われている。しかしながら、現段階では、国の具体的な方向性が明確にされていないため、今回の推計では考慮していないが、合併しない場合には特にその影響を大きく受けるものと考えられる。

基準財政収入額<sup>※34</sup>については、地方税・譲与税の伸び率に連動させた。

特別交付税は平成 13 年度決算額を据え置いた。

※32 「基準財政需要額」 各自治体が標準的な一定水準の行政事務を行うために必要な経費のうち、一般財源でまかなうべき財政需要を項目ごとに積算した額。国の定めた算式にしたがって、自治体の人口・面積・立地条件から算定される。

※33 「事業費補正」 市町村が行った事業量に応じて基準財政需要額の割増率を算出する方法。

※34 「基準財政収入額」 地方税の収入などから理論的に算定される自治体の収入見込み額。

※国・県支出金

各市町での見込額（関連する歳出項目と連動）を参考とし、投資的経費の財源分を除き見込んでいる。

※地方債

今回は、投資的経費を除いた長期的な財政状況の推計を行うという趣旨から、新規の起債はゼロとした。臨時財政対策債・減税補てん債分は交付税に戻した。

※その他

平成 13 年度決算額を据え置いた。

### 3．歳出の予測手法

※人件費

定期昇給率 1.5%、ベースアップ 0.0%とした。退職者数及び採用者数については各市町の見込みに沿って積算した。

※扶助費

増加率 1.00%をベースに、人口増減率を加味して算出した。

※公債費

各市町の既発債分の償還計画に基づき算出した。新発分は考慮していない。

※繰出金

各市町の見込額により算出した。

※その他

平成 13 年度決算額を据え置いた。

### 4．合併した場合の条件設定

2市2町の財政推計を合算したものをベースに、次の条件設定により推計した。

※一般職員

2市2町では合併時点において50歳以上の職員が348人いるが、これらの職員は合併後10年間のうちに定年退職し、それと並行して新規採用が行われることとなる。そこで、この補充割合を50%とし、10年後に職員が188人減少すると仮定した場合の削減額を推計した。

※議員数・議員報酬

議員の定数は、現在合計 78 人であるが、合併した場合、地方自治法に定める定数は 34 人となる。

合併後の最初の選挙が最も遅く行われた場合（2年間の在任特例）を仮定し、その後は議員数を 34 人とした。報酬については 2市2町で最も高い額をベースとした。

※委員等報酬及び特別職給与、退職金

委員等報酬及び特別職給与、退職金については、2市2町で最も高い額をベースとした。

※その他委員報酬

合併による削減効果を見込んだ。

※扶助費

合併に伴い発生する経費を見込んだ。

※物件費

合併による事務の効率化等により 10%削減されるものとし、その後横ばいとした。

※その他

一部事務組合への負担金（補助費等）が、合併後はそれぞれの性質別経費へ振り分けられるが、今回は考慮していない。



## 6 . 土地利用構想

土地利用については、各市町におけるこれまでの土地利用計画を踏まえつつ、次の通り取り組んでいくものとする。

### ( 1 ) 基本的な考え方

#### 基本理念・将来像に整合した土地利用の推進

まちづくりの基本理念・将来像を踏まえ、以下の点に留意して土地利用を推進する。

- ・ 快適な環境の保全

貴重な自然の保護や、公害の発生防止等により、快適な環境の保全を図る

- ・ 立地条件に配慮した土地利用の推進

交通利便性や周辺地域との調和などの立地条件を十分に踏まえた土地利用形態とする

#### 広域的な整合性のある土地利用の推進

現在の行政区域界周辺での不整合解消をはじめ、全市規模での広域的な整合性を確保しつつ、土地利用を進める。

### ( 2 ) 土地利用の方針

( 1 ) を踏まえ、住宅、商業・業務、工業、農業、自然環境保全の各ゾーンに区分し、以下のような考え方で土地利用を進める。

#### 住宅ゾーン

目標人口の達成、定住の促進のためには、優れた居住環境の整備が不可欠である。

住宅としての土地利用にあたっては、住宅地としての交通利便性や、商業施設・福祉施設等の生活利便施設の立地など、地理的条件を十分に吟味して計画的に配置することとする。また、既成市街地においては、土地区画整理事業等による再整備を通じて、住宅環境の向上を図る。

#### 商業・業務ゾーン

現在の各市町の中心市街地への立地を継続していくことを基本とする。

また、特に商業系の利用については、日常の生活利便性の確保という観点から、住宅機能との連携も図ることとする。

### **工業ゾーン**

まとまった工業系の用途については、西条市、東予市の臨海部における立地を基本とする。

また、内陸部においては、周辺的生活環境等に配慮しながら、適切な立地を促進する。

### **農業ゾーン**

農業への土地利用は、第1次産業の基盤としての機能とともに、自然環境の保全あるいは水資源の保全にも直結するものであり、必要な土地利用を守りつつ、幹線道路周辺等の一定の立地を有する地域については、農業振興地域や都市計画区域の指定など法令との整合を図りながら、有効な利用について検討していくものとする。

### **自然環境保全ゾーン**

山間地域、海浜、自然林等、自然系の土地利用については、今後とも保全を基本とする。また、特に森林の保全のために不可欠な林業についても、このゾーンにおいて一体的な展開を図る。

## 7. まちづくりの体系

基本理念・将来像を実現するためのまちづくりの施策体系として、次の(1)～(6)を設定し、それぞれをさらに分類して基本的な考え方を掲げる。

### (1) 健康で幸せな暮らしの実現

世代・性別・ハンディキャップの有無を問わず、あらゆる人が自立して健康で幸せに暮らせるよう、思いやりにあふれた地域内での助け合いの仕組みを確立する。また、子どもたちがのびのび元気に育っていくことのできる環境の充実を図る。

#### 高齢者福祉の充実

2市2町の高齢化率(65歳以上の人口割合)は、平成14年3月末現在23.2%となっている。今後も急激に増加し、平成36年には約32%になると見込まれており、地域でいつまでも生きがいを持って暮らしていけるよう、高齢者福祉の充実の必要性がますます高まってくる。

現在、施設面では一定の整備水準が確保されているが、今後の動向を見極めて必要な施設の整備を進める。また、総合福祉センターなどの拠点施設の活用により、提供する福祉サービスの充実を図る。

また、これと連携して、施設に入らずに在宅での生活を支援するためのサービス・事業の拡大や、高齢者向け住宅整備の実施・支援などを展開する。

加えて、実際にサービスを提供する組織(公的機関、ボランティア、非営利組織)に対する支援を行い、行政、民間、地域コミュニティが連携した福祉体制を形成する。

#### 地域福祉の充実

障害者(児)の自立を支援するとともに、周囲の理解を進めるための取り組みを展開する。また、母子・父子家庭が孤立することなく、地域で生活を営むことができるよう、情報交換等の支援を進める。

さらに、全ての人々が不当な差別を受けることなく、平等に暮らせる地域づくりに向けて、人権教育や理解のための啓発活動を行う。

#### 健康な生活の支援

高齢社会においては、日頃手軽に健康づくり活動ができ、生涯を通じて健康を維持することができる環境の整備が求められる。

そのため、引き続き保健・医療体制の充実とともに、山間部を含めた救急体制の整備等による地域内格差の是正に取り組む。また、現在取り組まれているウォーキング活動をはじめ、その他市民レベルでの健康づくり活動に対する支援や環境の整備を進める。

さらに、病院等においては、多様なニーズに対応した高度な医療体制の整備、病院と診療所の連携の強化、休日・夜間の診療体制の充実に努める。

### 子育て環境の充実

少子化への対応と圏域での若年層の定住促進のためには、住みよい生活環境の整備とともに、子育てがしやすい環境づくりも重要となる。現在西条市で合計特殊出生率が比較的高い水準（1.66：平成11年）となっており、これまでの子育て施策による一定の成果が現れているが、子どもを産み育てる環境を今後も引き続き充実していくことが必要である。

女性の社会参加が進み、保育所に対するニーズが一層の高まりを見せる中、市街地で一部に入所待ちが発生していること、周辺部でやや整備が遅れていることから、今後、地域間格差の是正とともに、民間事業も含めて施設面での充実を検討していく。また、近隣保育所間の相互利用による入所待ちの軽減、保育時間の延長、幼保一元化によるなど、需要に合わせたソフトな対応にも取り組む。

保育所以外の分野では、児童館をはじめ地元で遊べる施設の充実や、学童保育やファミリーサポートシステム<sup>※35</sup>の充実など、地域全体による子育て支援も図る。

---

※35 「ファミリーサポートシステム」 子どもの独立などにより、他人の子どもを預かることが可能になった家庭を登録し、子育て世代の子ども達を一時預かりすることにより、地域で子育ての支援を図る取り組み。

## (2) 自然環境豊かな地域の形成

豊かな自然環境を守り育てていくことにより、うるおいのある都市環境を維持する。

また、地域の課題だけにとらわれることなく、幅広い地球環境への対応を本格的に展開し、取り組みの輪を広げる。

これらにより、だれもが美しいと感じられる、地球にやさしいまちづくりを目指す。

### 自然環境の保全

西条の水、石鎚山をはじめとする山岳、瀬戸内海など、恵まれた自然環境を後世に伝えていくため、土地利用の円滑な運用や適切な開発規制を通じて、無秩序な開発の防止に取り組む。

また、自然海浜、河川の護岸、荒廃した森林、天然記念物カブトガニの生態等、危機に瀕している自然環境の保全・再生を進めていく。

さらに、個人においても、これまでの大量消費の生活様式を改め、リサイクルの促進、省エネルギー・省資源、あるいは新エネルギー<sup>※36</sup>利用の拡大を通じて、環境負荷の少ない生活様式に変えていくことを目指す。

環境教育の推進を通じて、水資源をはじめとする地域の自然環境に対する、市民意識を高める。

一方、公園・緑地など、自然へのふれあいの拠点となる施設や空間を充実する。

### 生活環境の保全

快適な暮らしを守るため、騒音・大気汚染・悪臭等の公害防止、廃棄物の適正な処理、身の回りの美化対策などに取り組んでいく。

そのため、生活環境保全のための監視等・指導を適切に行うとともに、不法投棄の防止を図っていく。また、廃棄物やし尿の処理への適切な対応に取り組む。

また、コミュニティにおいては、ごみのポイ捨ての防止、河川や道路等公共の場の美化運動への取り組みを支援する。

### 環境資源を活かした地域づくり

自然環境を活かしたまちづくりにより、ゆとりとうるおいのある生活環境を創造するとともに、この魅力を広くアピールすることは、地域のイメージを向上するうえでも非常に有効である。

まず、水資源に関しては、アクアトピア事業などを通じて、水を活かしたうるおいの

---

※36 「新エネルギー」 太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーや、メタノール、天然ガスなど燃焼時に有害物の排出が少ないエネルギーなど、環境への負荷が少ないエネルギーの総称

ある都市環境の形成を引き続き推進する。また、名水百選・水の里百選に指定された「水」のまちとして、全国的な情報発信をさらに拡充する。

また、水、山や海といった環境資源について、生きた生涯教育の場として活用を進める。

さらに、地球環境意識の啓発、自然と共生した生活の実践を進めることにより、美しい環境に恵まれ環境への市民意識が高い、というイメージを強めていく。そのため、例えば、地元産の新鮮な食材を地元で消費する「地産地消」の拡大や、地元の自然の恵みを活かした食生活の振興を図る。

### (3) 安心して快適に暮らせる生活基盤の整備

日常の生活利便性を向上するとともに、災害に対しても安心して日々を暮らせるような取り組みを進め、質の高い生活を実現することにより、「住んで良かった、住んでみたい」と思える快適な地域をつくる。

#### 交通体系の整備

道路については、広域幹線道路のさらなる充実を目指すとともに、地域内での交通利便性を高めることが必要である。

まず幹線道路では、松山自動車道の早期4車線化、今治小松自動車道の全線整備、国道11号バイパス整備の早期実現を働きかける。

また、東予有料道路は交通体系上、地域内の連絡機能、国道11号・196号のバイパス機能という2つの面から非常に重要であり、この機能をさらに高めるため、関連道路の整備を進める。また、現在河川で分断されている地区間での橋梁など、必要な道路の整備を進める。

さらに、高齢者など自動車以外の交通移動手段が必要な方への対応、公共施設利用時の利便性確保、地球環境保全への貢献といった観点から、公共交通の充実が課題である。そのため、路線バスの利便性向上、コミュニティバス導入の検討、JRとバスとの連携強化、東予港における海上交通の充実、あるいは公共交通利用促進の啓発を進める。

また、関西地域から県西部までを含む広域的な鉄道交通体系の整備という観点から、JR予讃線の機能強化に向けての取り組みを進める。

#### 都市基盤の整備

都市基盤については、市民生活と企業活動の両面から、市民及び事業者にとっての満足が高まるよう、引き続き充実を図っていくことが必要である。

そのため、土地区画整理事業等の面整備や街路整備を通じ、快適な都市環境の形成を図る。

上水道に関しては、現在市町ごとに分かれている事業の連携により、域内での一体性・効率性を高めるとともに、下水道については、整備、普及を促進する。

また、東予港については、関係機関と連携し、大水深の確保や海浜緑地の整備などにより、港湾機能の強化を図る。

都市公園は、人々に安らぎを与えると同時に、防災空間としての機能も果たすことから、地区公園等身近な施設の整備に引き続き取り組む。これと合わせて、合併後に新たな地域の中核となる施設の整備や機能の充実を検討する。

加えて、多様な人々の定住を促進するため、良好な住宅環境の形成とともに、公的住宅の整備や補助制度等の充実により、個人の所得に応じた幅広い住宅の選択肢を用意する。

このような都市基盤整備に際しては、「ユニバーサルデザイン<sup>※37</sup>」の思想を導入し、高齢者・障害者を含め全ての人が不便を感じることなく暮らすことのできるまちづくりを進める。

### 防災体制の強化

安全・安心して暮らせる生活環境づくりは住み心地の基礎的条件であり、大雨・地震など、大規模な自然災害にも適切に対応できる、地域の防災体制、防災基盤の整備が不可欠である。また、山間部や河川流域など、災害の発生のおそれが高い地域において、必要な対策を講じていくことが求められる。

まず、地域の防災体制の強化に向けて、中枢となる防災拠点の整備、防災情報ネットワークの構築、防災行政無線の拡充を図る。

また近年、南海大地震規模の地震発生が予測される中、避難所となる学校や公民館等の公共施設の充実をはじめ、自治体間の相互応援の構築など、地震災害への対応を想定した取り組みを進める。

さらに、大規模火災への対応や迅速な消防・救急活動が可能となるよう、消防・救急体制の強化とともに、消防団など、地域における自主防災組織の充実を進める。

### 地域情報化の推進

地域における情報化を促進するため、パーソナルコンピューター等に関する講習会の開催とともに、地域レベルにおける知識を有する専門家の育成を支援し、住民主体による地域の情報化が図られるよう、取り組みを進める。

行政情報化の推進として、庁内での情報機器の導入や情報ネットワークの構築（愛媛情報スーパーハイウェイ<sup>※38</sup>の利用を含む）を進め、行政窓口のネットワーク化、行政サービスの効率化等を図る。また、インターネットや携帯端末の活用による情報提供、手続きの実施にも取り組む。

また、産業振興のため、企業向け講習や、民間企業における情報通信基盤の構築支援を行う。

教育・文化の分野においては、図書館等の教育・文化施設のネットワーク化や、小・中・高等学校での情報教育環境の整備、教育内容の充実を図る。

---

※37 「ユニバーサルデザイン」 年齢や身体状況等にかかわらず、誰もが安全に使いやすく、わかりやすい暮らしづくりのために、モノや環境・サービスを設計する考え方。

※38 「愛媛情報スーパーハイウェイ」 愛媛県が整備した、県内を結ぶ高速大容量の情報ネットワーク。公的機関等による利用に開放されている。



#### (4) 豊かな心を育てる教育・文化の創造

互いを思い合うゆとりを持ち、自ら考える能力を持つ、心豊かな人間形成を図るため、地域の中で創造的に学び、楽しく過ごせるまちづくりを目指す。

##### 学校教育の充実

幼児教育・学校教育においては、一人ひとりの自主性、創造性、協調性を重んじ、生きる力を持つ心豊かな人材を育てるため、教育施設の整備や教育内容の充実等に取り組む。

また、地域の特性を活かした個性ある教育を進めるとともに、地域社会に開かれた教育をめざして、学校教育の場での地域の人材の活用等を推進する。

##### 人材教育・活用の充実

2市2町には、現在大学・短期大学が立地していないが、若年層の人口流出を防止し、将来を担う人材を地域から輩出していくためには、高等教育の機能強化が今後必要である。

そのため、地域外の教育機関等との連携による講座の開催等、地域内でも高いレベルの教育が受けられるよう取り組むとともに、地域内での専門教育機関の立地について、今後検討を進める。

また、女性、定年を迎えたシルバー層、ハンディキャップのある方々など、これまで社会に参画する機会が少なかった人材についても、活躍ができるような環境の整備に努める。

##### 地域文化の継承・形成

これまでに育まれた芸術分野などの市民文化を大事にしながら、新しい地域文化を創造していくことは、市民の地域への愛着の向上や、地域コミュニティの形成に貢献する。

そのため、音楽グループや演劇グループなど、現在取り組まれている草の根の芸術文化活動を支援し、丹原町の吹奏楽クリニックのような活動の拡大、地域の芸術水準の向上を目指す。

また、西条市総合文化会館、丹原町文化会館において、大規模で水準の高いイベントを含めた多様な企画の誘致・振興を進める。

水、柿、和紙といった、地域のそれぞれの特長・特産を融合し、一体感を感じさせるような新しい地域文化の形成を図る。

また、地球環境保全活動や、環境関連産業の振興といった多様な取り組みを通じて、環境にやさしい地域文化の創造にも努める。

## 歴史文化の保全・活用

旧藩政時代や古代などの歴史にまつわる史跡の保全や、文献等民俗資料の整備とともに、これら郷土の歴史を紹介する施設の整備・充実を進める。

また、学校教育の場で2市2町全体の歴史を一体的に教えたり、市民向け講座の開催により住民間の相互理解や交流の促進を図る。

西条まつりをはじめとする各地域の伝統的な祭事など、地域でこれまで培われてきたイベントの保存やPRの拡大、各種イベント相互の連携を進める。

## 生涯学習の充実

人々の自己実現の要求に対応していくためには、誰もが、年齢に関係なく、いつでもどこでも新しい知識や経験を積むことができるような環境を整備することが必要である。また、こうして得た知識や経験を、さらに社会に還元できる仕組みを形成していくことも求められる。

したがって、教育・文化施設など関連する公共施設の整備とともに、講座の充実をはじめ生涯学習機会の拡充を図る。

## スポーツ・レクリエーションの振興

健康志向の高まりや、余暇の増大により、手軽なスポーツ・レクリエーションに対する住民ニーズに応えることができるよう、施設の整備や機会の提供が求められている。

市民スポーツの振興を図るため、様々なスポーツ活動に対する支援や市民スポーツ大会の開催等を進める。また、平成29年の愛媛国体を視野に入れ、既存施設の再整備も含めて、必要な施設の整備について検討していく。

また、インターネット等の活用により社会体育施設の利便性の向上を図る。

## 人権・同和教育の充実

21世紀は人権の世紀といわれており、人権が尊重される明るい郷土をつくり、誰もが安心して住んでよかった・住んでみたいという人権文化のまちづくりが求められている。したがって、市民一人ひとりに広く人権感覚が浸透するよう、人権・同和教育の充実を図る。

## (5) 活力ある産業の育成

現在の産業集積を充実するとともに、恵まれた地域資源の活用や新技術の活用により新しい経済の基盤を築き、定住人口や交流人口の拡大を通じて、にぎわいと活気のある地域を創造する。

### 既存産業の振興

現在の多彩な産業の集積を今後も活かしていくため、既存産業の振興につながる諸施策を効果的に展開していくこととする。

まず農業については、合併により県下有数の農業地帯としての役割を担うことになると考えられる。そのため、土地改良・ほ場整備を通じた農業基盤の整備とともに、「地産地消」の促進による環境保全型農業の振興を進める。また、地域内の住民が農業に親しめるよう、遊休農地等を利用した市民農園の整備を検討する。また、自然と観光を連携したエコツーリズム<sup>※39</sup>の振興により、観光客向け農業の利用者増大を進める。

林業については、森林が地域の貴重な水資源を涵養する空間としての役割を果たしていることから、森林の保全を推進するとともに、経営基盤の強化を図る。

また水産業では、漁港施設の整備等の基盤整備や、観光との連携による活性化を促進する。

工業では、東予インダストリアルパーク、東ひうち（1号地）工業用地をはじめ、地域内への企業誘致を促進する。

商業に関しては、特に地域の商店街において、消費の低迷、自動車利用への依存の高まり、事業者の後継者不足など厳しい環境にあるが、住宅と連携した身近な商業施設を整備すること等により、中心市街地の活性化を図り、高齢化時代に対応した商業機能の展開を目指す。

また、手すき和紙や酒造などの地場産業の振興に向けて、伝統技術の保全、情報発信、及び地域内外での新しい市場の開拓などを進める。

さらに、愛媛情報ハイウェイの利用やCATV<sup>※40</sup>の整備により、産業利用にも対応できる大容量で高速の情報通信基盤を確立する。

### 新しい産業の育成

高度情報化や少子高齢化に対応して、情報、福祉、環境、あるいは生活関連産業など、今後成長が期待される産業を振興することが必要である。

そのため、起業支援、技術交流など、新しい産業の育成に必要な助成策を講じる。

※39 「エコツーリズム」 エコロジー(Ecology)とツーリズム(Tourism)を組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、昔の生活や歴史を学んだりする新しい形の観光のすがた。

※40 「CATV」 通信線を通じて映像を提供する有線テレビのことで、Community Antennna TV（共同アンテナ）の略。最近では、CATVの通信線経由でインターネットも利用可能となっている。

また、西条市で取り組まれている水素エネルギー利用による冷凍技術や、農産品の生産と市場ニーズに応える製造・加工を一体化した「1.5次産業」とも呼ばれる新しい事業形態に代表されるような、水資源や自然環境など、地域の特性も考慮した新しい産業の育成に努める。

これらの実施にあたっては、西条市産業情報支援センターなどの組織を活用し、企業・人材同士のマッチング機能を整備する。

### 集客の振興

新しい地域の産業として、観光集客の推進を図るため、集客施設の整備や既存施設の再整備を進める。

また、訪問客が最初に立ち寄れる地域観光の拠点として、伊予西条駅周辺、壬生川駅周辺、石鎚山ハイウェイオアシス等における玄関機能を整備する。

地域内に立地している観光資源をテーマごとに連携するなど、地域を巡るモデルコースを設定し、滞在時間の増大を図る。また同時に、観光協会の機能を強化し、これら集客資源のPRを拡大する。

同時に、住民レベルにおいても、訪問客に対するホスピタリティ<sup>※41</sup>の形成を啓発する。

### 人材の育成

これまで2市2町の産業基盤は、高度成長期を中心に、東予新産業都市指定などによって立地した大規模製造業に支えられてきたが、今後は、重厚長大産業の発展が十分期待できないことや地域間競争が激化していくことを背景に、全国・世界に通用する技術やノウハウを持った中小規模の企業を地元から育成していくことが期待される。

そのためには、若手や女性を含めた幅広い人材を発掘し、将来の地域経済を担う企業家として育成する仕掛けづくりが求められる。

そこで、西条市産業情報支援センター、東予産業創造センター、商工団体等の連携を高め、企業家を対象とした起業・経営ノウハウ、あるいは最新の産業情報等に関する講習を実施する。

また、企業間、異業種間での情報交流、技術交流を促進しつつ、全国の先進的な企業や研究機関などと新しいネットワークの構築を進めていくことにより、地域の企業が大きく成長していくことのできる環境づくりを目指す。

---

※41 「ホスピタリティ」 もてなしの心

## (6) まちづくりをすすめるために

これまでに掲げたそれぞれの施策を円滑に実現していくためには、行政と住民との間の信頼関係を確立し、適切な役割分担と連携のもとに「協働」のまちづくりを進めることが必要である。また、行政においては、時代のニーズに合った円滑な行財政運営を実践する。

これらにより、今後のまちづくりの基本となる、自立した地域運営のしくみを構築する。

### 経営感覚のある地域運営の実践

行政コストの削減、効率的な執行、民間委託の推進等を通じて、行財政の円滑な運営を実現する。

そのため、民間活力の導入や行政サービスの外部への委託等を進める。

また、事務事業の実施にあたっては、事業評価システムの導入により、本当に必要な事務事業を客観的に選択する手法を導入する。

合併後の体制に応じた適正な人員配置とともに、行政職員の能力向上にも取り組むことにより、行政体制を強化する。

### 住民参画・情報公開の推進

住民参画をさらに推進し、住民の意見を意思決定に反映する仕組みをつくり、住民自らが参加する地域づくりを実現する。

あらゆる行政施策の意思決定過程の場面において、住民の意見が尊重される体制を整備する。また、行政職員においては、住民参画に対応できる能力の向上、意識改革を図る。

さらに、住民参画の促進の前提となる、市政に関する情報公開についても積極的に取り組んでいく。

### コミュニティ活動の促進

住民自らのコミュニティ活動は、新しい地域づくりを支える根幹であるとの認識に立ち、この促進を図る。

そのため、活動の基盤として、公民館、地域交流センターなどの整備を進める。

また、自治会等、コミュニティを拠点とする住民自らが主体となった地域づくり活動の支援を進める。

加えて、地域のコミュニティ活動の交流を図ることにより、2市2町の住民の交流を図り、合併後の地域の一体感を醸成する。

### **市民活動の拡充**

行財政改革の進行に合わせて、これまで行政が果たしてきた役割の一部を担うことが期待される、ボランティアやNPO（非営利組織）など、新しい形の市民組織育成のため、これらの活動の支援を積極的に進める。

### **広域連携の推進**

合併後においても、より広域での取り組みが求められる場面においては、関係する市町村や関係機関との連携を積極的に進めることにより、効率的な行政の実現や課題への適切な対応を進める。

## 8. リーディング・プロジェクト

将来構想の展開にあたって、特に実現が期待される具体の先導的な事業（リーディング・プロジェクト）を、7. のまちづくりの体系に沿って整理すると、次の通りとなる。

なお、個別の事業については、あくまで現段階で想定できる案であり、その必要性や事業費等を精査しながら、今後確定していくこととする。

### (1) 「健康で幸せな暮らしの実現」に関する重点事業

#### 在宅福祉推進事業

より幸福な人生の実現には、出来るだけ長い期間自宅で暮らせることが望ましい。高齢者が在宅のまま必要な支援を受けながら、家族にもできる限り負担をかけずに生活していくことのできる環境を整備するための施策を実施する。

##### ・ボランティア人材登録・マッチング事業

福祉に携わるヘルパー、ボランティアを登録し、福祉サービスを必要とする方々のニーズとのマッチング※42を行う。

##### ・グループホームの整備促進

痴呆性の高齢者同士が、一定のプライバシーを保ちながら、お互いに協力し合って共同生活を営めるグループホームの整備を支援する。

#### 子育て支援事業

子どもを生みやすく、育てやすい環境を整えるため、必要な施設の整備や地域の支援体制の充実により、子どもの出生数を増やし、地域での定住を促進する。

##### ・保育所の充実

定員の拡大、時間外保育の充実、近接する施設間での相互利用

##### ・ファミリーサポート事業

子どもの独立等により子どもを預かることが可能となった家庭を登録し、子育て世代の両親の一時的な保育需要に対応する事業を、2市2町全体で取り組みを進め、地域内での子育て体制を整えるとともに、住民間の交流を通じてコミュニティの形成にも寄与させる。

※42 「マッチング」 サービスを提供する側と、求めている側を一か所で登録し、円滑に引き合わせる。

## 世代間交流事業

子どもと高齢者、若年層と高齢者など、異なる世代間の交流により、コミュニティ意識の形成とともに、地域のにぎわいの形成、高齢者の生きがいつくり、あるいは子育てをする保護者の支援を行う。

### ・コミュニティ施設での交流事業

南部複合施設（仮称）（東予市）、地域交流センターにおいて、多世代の交流プログラムを日常的に展開する。

保育所と高齢者福祉施設との交流、家庭で育児している専業主婦とその子どもが参加できる子育て情報交流会や、施設周辺に整備した市民農園での共同活動などが想定される。



## (2) 「自然環境豊かな地域の形成」に関する重点事業

### 水と緑の環境形成事業

水と緑を活かした、美しくうるおいある都市環境の形成を進める。

#### ・海浜空間の整備

地域内に唯一残された自然海浜である河原津地区において、市民のレクリエーション機能整備とともに、可能な範囲で自然の姿を再現する。

また、他の地区においても、手軽に海浜に親しむことができるよう、水際線の整備・活用に取り組む。

#### ・里山保全事業

里山の緑の保護、里山周辺の町並み等の保全再生を進める。例えば、愛の山の整備事業に合わせて、里山環境の再生を行う。

#### ・親水空間の整備

アクアトピア事業で整備された河川や、地域内の主な河川等において、水に親しめる空間を整備する。その中で、遊歩道や、地域の人々が手軽に泳いだり、水遊びを楽しんだりできる機能の整備を検討する。

#### ・まちかどの小広場の整備

市街地にうるおいを与え、地域コミュニティ形成の場ともなる小広場の整備を進める。

### 市民レベルでの環境意識啓発事業

自然環境の保全には、行政の取り組みだけではなく、市民意識の改革、市民による自主的な取り組みの展開が不可欠である。そのため、様々な形で市民の環境教育・意識の啓発に取り組む。

#### ・環境サポーター制度

環境問題への知識を持つ市民を「環境サポーター」として任命し、山林保護活動など地域での環境保全活動の推進や、環境にやさしい生活の普及啓発、水資源の重要性等を教える環境教育の展開に協力してもらう。

### スローライフ振興事業

高度成長期を通じて望ましいとされてきた性急な生活を改め、大自然からの恵みを活かし、ゆとりある真に豊かで人間的な生活スタイルである、「スローライフ」の振興を進める。これにより、市民の間に本当に質の高い生活とはどのようなものであるか、を改めて考える機会も提供する。

・スローフード<sup>※43</sup>の振興

2市2町の地元産品を使った「食」に関する研究を促進するとともに、その研究成果等を活かして、「スローフード」をメニュー化し、安全な食生活の実現を進める。

(例) 柿を使った菓子、海産物や水を活かした無添加食品

### 循環型社会形成推進事業

資源の消費を抑制し地球にやさしい循環型社会の形成を推進するため、基本となる条例や計画づくりとともに、地域内で円滑な資源のリサイクルや適切な廃棄物処理を進めるための施設や仕組みを整備する。

・環境基本条例の制定、環境基本計画の策定

・リサイクル施設の整備

・住民・行政・企業が一体となった、「3R (Reduce:発生抑制, Reuse:再使用, Recycle:再生利用) 活動」の推進

---

※43 「スローフード」 手頃で、手早く、安価に食べられる「ファーストフード」に対し、郷土料理等手作りの多様で安心な味の世界を大切にしようとする運動。①伝統料理を守る②質の良い食材を提供する生産者を守る③子供達を含めた消費者に味の教育をすすめるという3つの考えが基本となる。

### (3) 「安心で快適に暮らせる生活基盤の整備」に関する重点事業

#### 交流ふれあい道路整備事業

計画中の街路・道路の整備を進めるとともに、現2市2町行政域を超えて地域内を結ぶ新しい道路を合併の象徴として指定し、整備する。

(例)

- ・国道11号及び同バイパス
- ・東予有料道路（都市計画道路安井船木線）
- ・主要地方道壬生川・新居浜野田線
- ・国道196号
- ・国道11号の東予及び小松バイパス（都市計画道路安井船木線）
- ・都市計画道路壬生川氷見線
- ・西条市東部地域幹線道路（南北方向）

#### 路線バス再生事業

各種の公共施設の連絡など、地域の公共交通の利便性向上につながるバス路線の再整備を進める。

また、公共施設等を巡回するコミュニティバスの導入可能性について検討する。

さらに、ノンステップバス<sup>※44</sup>の導入等、年齢、世代等にかかわらずあらゆる人々が不便を感じることなく利用できる、ユニバーサルデザイン<sup>※45</sup>の交通体系整備を目指して、バス事業者と連携した取り組みを進める。

#### 東予港整備事業

愛媛県による港湾再整備に伴って、機能強化を図る。

港湾機能の強化に合わせて、東予港の物流機能の拡大やフェリーの運航拡大を目指す。

#### 下水道整備事業

生活環境の改善と公衆衛生の向上、水質汚染の改善のための下水道整備を進める。

効率的な整備が可能な地域においては、公共下水道普及への取り組みを引き続き進める。

また、合併処理浄化槽による処理がより効率的な地域については、普及・支援に取り組んでいく。

※44 「ノンステップバス」 年齢、世代等にかかわらず、あらゆる人々が乗り降りしやすいよう、床を低くして乗降口の段差をなくしたバス。

※45 「ユニバーサルデザイン」 年齢や身体の状態等にかかわらず、誰もが安全に使いやすく、わかりやすい暮らしづくりのために、モノや環境・サービスを設計デザインする考え方

### 防災機能整備事業

合併に伴うスケールメリットを生かして、防災面での高度化を実現するための施設・機能の整備を図る。

- ・ 防災行政無線の拡充  
山岳部を中心に、災害情報の伝達等のため、防災無線を充実する。
- ・ 防災情報ネットワークの構築  
新市の防災指令拠点となる機能の整備とともに、各行政施設を情報ネットワークで結び、災害時の情報交換、事前の避難等の円滑化等に活用する。

### 定住促進事業

地域外からの人口流入・定住を促進するため、適切な土地利用計画のもと、住宅機能の立地を促進する。また、商業施設や医療・福祉施設など、生活利便に直結する施設との複合的な整備を促進する。

- ・ 市街地、土地区画整理事業地域での住宅機能の立地促進
- ・ 生活密着型商業機能の整備支援

### 地域情報システム整備事業

情報システムの活用により、合併後に地域間格差を感じさせない行政サービスの提供、行政手続の実施を行う。

- ・ 行政手続きの情報化推進  
情報システムを利用して窓口によるサービス水準を向上・迅速化するとともに、インターネット等を経由して、いつでもどこでも、できる限り多くの手続きが可能となるよう整備を進める。
- ・ 公共施設等における窓口端末の設置  
庁舎以外にも、コミュニティ施設等において、申請交付等が可能な端末の設置を進める。

## (4) 「豊かな心を育てる教育・文化の創造」に関する重点事業

### 高等教育の場の整備事業

高等教育機関の立地が無くとも、地域内で一定の実践的な高等教育が受けられる仕組みを用意し、遠くへ出かけなくとも人材教育ができる環境を整備する。

- ・地域内における高等学校の専門分野の強化、高等教育機関の整備
- ・大学など2市2町外に立地する高等教育機関による公開講座の実施
- ・地域に立地する大企業との連携によるインターンシップ<sup>※46</sup>

### 市民イベント連携事業

現在、各市町独自に行われているイベント等の振興と連携を図り、新しい地域文化の創造を進める。

- ・西条まつりをはじめ、地域を代表するイベントの振興
- ・地域内でのだんじりの交流などイベント相互の連携

### 文化活動支援事業

市民による文化活動を支援し、地域文化の形成を図る。

- ・市民文化組織の設立  
既存の文化組織の機能強化も含めて、地域の芸術・文化活動を支援する組織を設置する。地域内の文化施設を拠点として、大規模イベントの誘致や、市民主体の吹奏楽、劇団などの活動を支援する役割を担う。

### 地域の歴史教育事業

2市2町の地域の歴史を総合的に学び、お互いの違いや共通点を認識し合うことにより、地域の一体化と郷土愛の醸成を図る。

- ・幼児教育、学校教育、生涯学習における歴史教育の充実  
地域の歴史を総括し、学校教育や地域の生涯学習の場で普及を行う。
- ・歴史を紹介する施設の整備  
既存施設を活用しながら、まつりなど郷土歴史を総合的に紹介する施設の整備も検討する。

<sup>※46</sup> 「インターンシップ」 学生を一定期間企業に体験入社させ、社会人としての経験を積ませる制度

## (5) 「活力ある産業の育成」に関する重点事業

### 産業基盤の整備事業

産業活動の基盤となる施設の整備を進める。

- ・ 幹線道路の整備
- ・ 志河川ダム及び関連事業
- ・ 農林業の基盤整備事業
- ・ 漁港整備事業
- ・ 東予港整備事業

### 環境にやさしい産業の振興事業

新産業分野として大いに期待される環境に関する産業を、地域の特性を活かしながら、振興する。

- ・ 水エネルギーを利用した産業（低温貯蔵施設など）の振興
  - ・ 「ゼロエミッション工業団地」の形成
- 臨海部の既存工業地域や市街地に立地している個別の工場等を単位として、その中でのリサイクル等を徹底し、有害物や廃棄物を全く排出しないゼロエミッション<sup>※47</sup>や、省エネルギーの取り組みを進める。

### 観光集客振興事業

集客産業の振興のため、拠点施設の整備や、ソフト面でのPRなどを展開し、地域への入り込み客数の増加、滞在時間の増大を図る。

- ・ 新しい集客施設の検討・整備
  - ・ ゲートウェイ<sup>※48</sup>機能の整備
- 伊予西条駅周辺、壬生川駅周辺、石鎚山ハイウェイオアシス等において、地域の観光情報を提供する玄関施設を整備
- ・ 2市2町を巡る複数の観光ルートの設定により、多様な来訪者に対応
  - ・ 観光振興組織（観光協会など）による広域的な情報発信

※47 「ゼロエミッション」 産業の製造過程等を再編し、産業活動の結果排出される廃棄物を全廃し、循環型産業システムを目指そうとすること。エミッション＝排出。

※48 「ゲートウェイ」 玄関、入り口

#### ④エコツーリズム<sup>※49</sup>振興事業

地域の資源を活用して、自然、環境をテーマとしたエコツーリズムの展開により、新しい集客魅力を創造する。

- ・新たな観光コースの設定  
石鎚山の水の恵みを実感するコース、秋の味覚満喫コース、動植物観察コース、愛の山を中心とするコース など
- ・観光資源や観光ボランティアの育成  
水や農業と地域との関わりに関する名所の整備、これらを解説できる観光ボランティアの育成

#### 人材発掘・育成事業

今後の地域産業の主役となる人材の育成を進める。

- ・西条市産業情報支援センターを活用した人材育成の充実
- ・全国で活躍している本地域出身の企業家とのネットワークづくり

---

<sup>※49</sup> 「エコツーリズム」 エコロジー(Ecology)とツーリズム(Tourism)を組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、昔の生活や歴史を学んだりする新しい形の観光のすがた。

## (6)「まちづくりをすすめるために」に関する重点事業

### 市民参画促進事業

・「(仮称) 市民まちづくり委員会」の設置  
まちの将来ビジョンや具体施策への取り組み方針について、一般市民の立場から議論・提言を行う。

### (仮称) 市民活動支援センターの整備・運営事業

合併後、遊休化した庁舎施設を活用して、ボランティア・NPO団体が活動に利用できる会議室等を整備し、無料で提供する。  
また、市民活動に関する情報提供や、活動団体相互の交流などネットワーク化の支援も行う。

### 公共施設アドプト(里親)事業

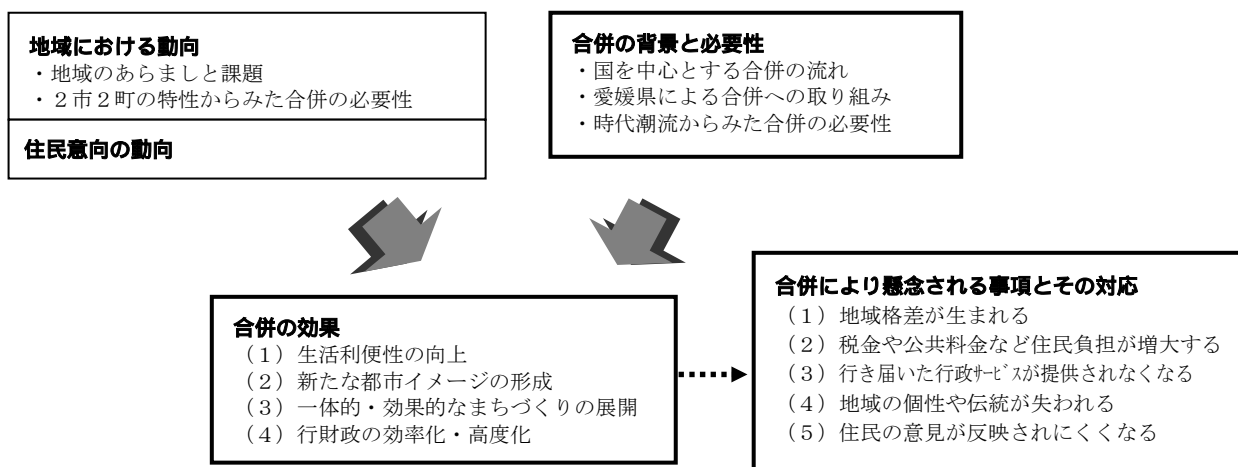
特定の公園や道路の管理を、公募によって地元住民・地元企業に委託し、まちの運営に自主的に参画して頂き、公共施設への愛着を高めつつ、行政経費の削減にもつなげる。  
さらに状況を見て、施設整備事業にも対象を広げていく。

### 住民交流事業

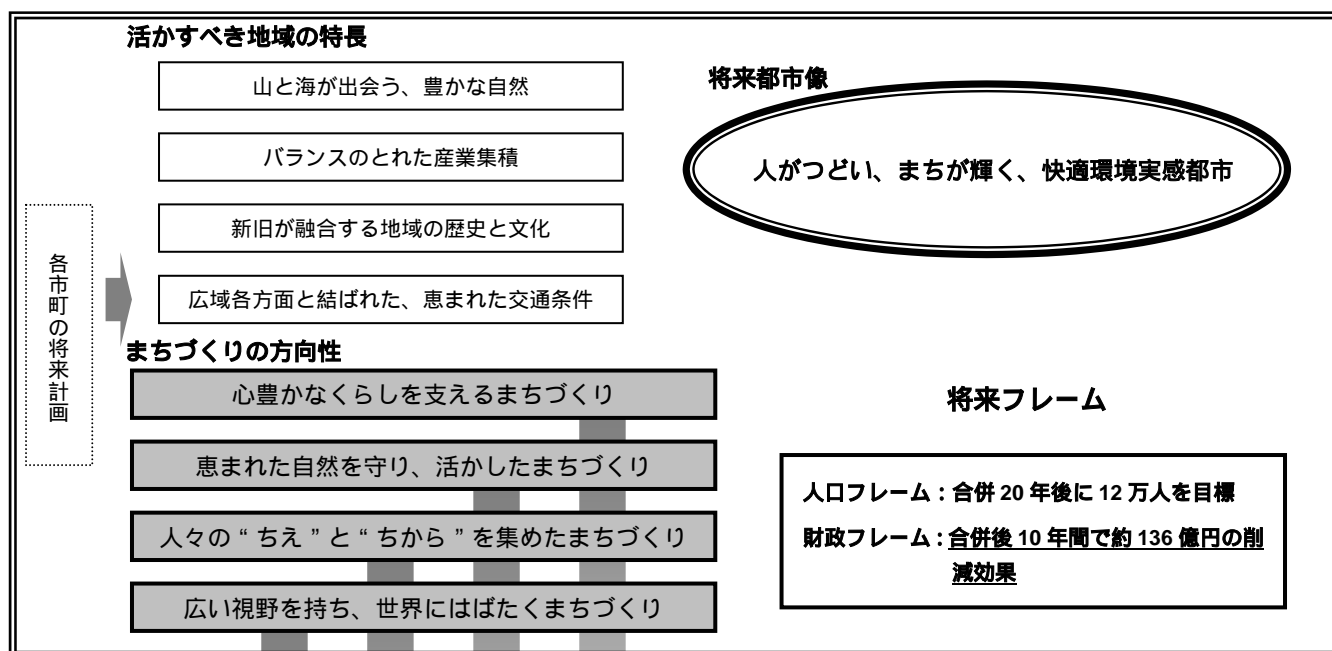
- ・草の根の市民活動や地域運営に取り組んでいる地域人材マップの作成
- ・合併後の新しい市民まっりの開催
- ・交流促進顕彰事業  
2市2町内での住民間の交流に貢献した市民を表彰する



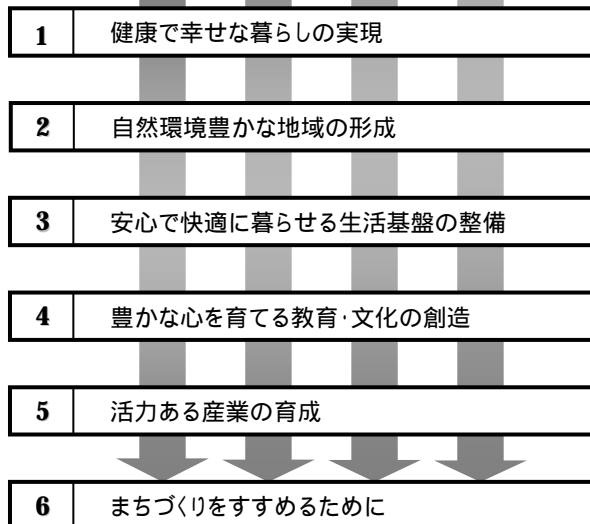
## 西条市・東予市・丹原町・小松町新市将来構想 まとめ



### まちづくりの基本理念・将来像



まちづくりの体系



リーディング・プロジェクト